

任ニ付其ノ補闕トシテ作間耕選君ヲ執レ
モ議長ニ於テ選定セリ
○議長(柏谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御詔致スコトガアリマス、竹原樸一君病氣ニ付、三月十日ヨリ三月十九日マデ、三好榮次郎君三月十日ヨリ三月十九日マデ、右兩君ヨリ請暇ノ申出ガアリマシク、許可スルニ御異議アリマセヌカ
○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト呼フ者アリ
○井本常作君 緊急質問延期ノ動議ヲ提出致シマス、即チ本日會議ノ劈頭ニ於テ、松本君平君提出、支那動亂ニ關スル緊急質問ヲ爲ス筈デアリマシタガ、議事ノ都合ニ依リ、本日ハ之ヲ延期セラレンコトヲ望ミマス
○議長(柏谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(柏谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス
○井本常作君 緊急質問延期ノ動議ヲ提出致シマス、即チ本日會議ノ劈頭ニ於テ、松本君平君提出、支那動亂ニ關スル緊急質問ヲ爲ス筈デアリマシタガ、議事ノ都合ニ依リ、本日ハ之ヲ延期セラレンコトヲ望ミマス
○議長(柏谷義三君) 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○國務大臣(安達謙藏君) 先日ノ本議場ニ

於キマシテ、震災ノ状況ノ大要ヲ御話致シ

テ置キマシタガ、其後段々各方面カテノ情

報ニ接シ、マシテ、震災ノ状況ヲ詳ニスルコトヲ

得マシタカラ、被害並ニ救護ノ概況ニ付キ

マシテ、茲ニ御報告ヲ申上げテ置キマス、

然ルニ今回ノ震災被害ニ對シマシテ、昨九

日 天皇 皇后兩陛下ヨリ御救恤金トシテ

京都府ニ金五万圓、大阪府ニ金一千圓、御

下賜ノ御沙汰ヲ拜シマシタ、更ニ土屋侍從

ヲ灾害地ニ御差遣相成リマシタノアリマ

ス、聖恩優渥、恐懼感激ニ堪ヘザル所デ

ゴザイマス、震災被害ノ其後判明セル所ハ、

京都府ノ輿論、中、竹野、能野、四郡地方

ニ於キマシテ死者ガ二千四百五十九名、傷

者ガ四千百七名、全潰ノ家屋ガ三千百十九

戸、半潰ノ家屋ガ千六百八十六戸、火災ノ

爲ニ全焼致シマシタ所ガ二千八百十五戸、

半焼ガ百五十八戸、大阪府下ニ於キマシテ

死者ガ二十一、傷者ガ百二十七、全潰セル

家屋ガ百二十一戸、半潰セル家屋ガ百十三

戸デアリマス、兵庫縣ニ於キマシテハ、死

者四、傷者五十六、全潰ノ家屋五十六戸、

半潰ノ家屋ガ百六十九戸ニナッテ居リマス、

鐵道ノ被害ハ、山陰本線ノ三箇所ノ不通

ハ、九日ノ午後ニハ全通致シマシテ、唯、宮

津線ノ丹後、山田、網野間ガ、是ガ今月ノ

二十五日頃マデニ開通スル見込デアリマ

ス、ソレカラ通信機關ノ方ニ於キマシテ、

郵便局ノ局舎ガ全焼又ハ倒壊シタ所ガ五箇

所アリマス、其從業員ガ家族ヲ合セマシ

テ、死傷者ガ十名出テ居リマス、峰山局ノ

郵便局ガ全焼致シマシタ、其他四辻局ハ全

焼ハ免レマシタガ、詳細ノ事情ハマダ判明

致シテ居リマセヌ、郵便ノ線路ダケハ全部

開通致シマシタガ、電信電話ハ今猶ホ開通

セザル所ガゴザイマスカ、九日ノ午後六時

マデニ宮津方面カラ特使ヲ以テ連絡シツ、

アル處ガ、峰山、木津、網野、中濱、間人、

或ハ加悦、口太野、石川方面デゴザイマ

ス、内務當局ニ於キマシテハ、震災地方ノ

事態ニ鑑ニマシテ、直ニ關係各局カラ官吏

ヲ派遣致シマシテ、地方官ヲ督勵シ、罹災

民ノ應急救護ニ努メツ、アルノデアリマ

ス、更ニ昨九日ニ内務次官ヲ彼地ニ出張セ

シメマシテ、サウシテ臨機應急ノ處置ヲ講

ジ、救護上ニ遺憾ナキヲ期セントシツ、ア

ルノデアリマス、而シテ罹災民ノ救護ニ關

シマシテハ、廣ク全國ノ有志ニ懇ヘマシ

テ、義捐ノ金品ヲ集メマスルノ必要アリト

認メマシテ、地方官ニ通牒ヲ發シマシテ、私主

催ノ下ニ義捐金募集ノ發起人タル所ノ東京

處置ヲ講ゼシメ、東京ニ於キマシテモ、昨

九日ノ夜内務大臣官邸ニ於キマシテ、私主

テニ當ラシメ居リマスルモ、昨日ハ豪雨

等ノ際ニ死亡セル者ノ屍體發掘及其處置ニ

求メサシテ、尙ホ各地青年團員、其他ノ

有志者ヲ使用致シマシテ、極力輸送方法ノ

改善ニ努メテ居リマス、家屋ノ倒壊、燒失

等ノ際ニ死亡セル者ノ屍體發掘及其處置ニ

付キマシテハ、消防組員、青年團員等シシ

テニ當ラシメ居リマス、家屋ノ倒壊、燒失

等ノ際ニ死亡セル者ノ屍體發掘及其處置ニ

付キマシテハ、消防組員、青年團員等シシ

年ノ濃美震災ニ亞グ災害デゴザイマシテ、被害地域ハ比較的ニ狭クアリマスケレドモ、被害ハ極メテ深刻ニゴザイマシテ、數町村ハ家屋殆ド全滅シテ居リマス爲メ、救護ニ困難ヲ感ズルコトガ少カラヌノデアリマス、加フルニ同地方ハ積雨尙小三尺ニ達シ居ルヤウナ状態デアリマスカラ、八日以後九日ニ夏リマシテ、殊ニ風雨強ク、罹災民ノ状況誠ニ同情ニ堪ヘザルモノガアリマス、一方積雪降雨等ノ爲メ救護作業ニモ甚シク困難ヲ感ジ、意ノ如クナラザルモノガアリマスカラ。

「少シモ分ラヌ」「何ガ分ラヌノダ」ト呼ヒ其他發言者多シ。

○議長(柏谷義三君) 静肃ニ願ヒマス

○國務大臣(安達謙藏君) 繼、政府ハ各方面ニ力ヲ協セマシテ、極力善後ノ處置ヲ講面ノアルノデアリマス、此段御報告致シテ置キマス。

○議長(柏谷義三君) 只今ノ報告ニ對シテ質疑ノ通告ガアリマス、森田茂君。

〔森田茂君登壇〕

○森田茂君 關西ノ震災地遊ニ京都府ノ奥丹後ニ於キマスル震災ニ付キマシテ、去八日ノ本會議ニ於キマシテ内務大臣ノ演説、又昨九日特別市制ノ委員會ニ於キマシテ俵政府委員ノ答辯、又本日ノ本會議ニ於キマシテ内務大臣ノ御演説ニ依リマス、被害ノ區域及程度等ニ付キマシテハ、大體其詳。

又、是等ノ被害及其區域ノ問題デナクシテ、救護ト云フコトニ關シテ、政府當局ガドレマデノ御注意、サウシテドレマデノ方法ヲ盡サレタカト云フコトヲ、モウ少シ詳シク承リタイト思ウテ居ルノデアリマス、被害地ヨリノ報道、又新聞ノ記事等ニ依リテ承知致ス所ニ依リマスレバ、此震災地ハ

去八日ノ夜來非常ナル暴風雨ニ襲ハレ、又續イテ出水ト云フ慘状ヲ呈シマシテ、是等罹災民ハ飢餓ト恐怖トニ非常ニ惱マサレツシアルト云フコトヲ、頻々トシテ聞クノデアリマス、尙ほ是等ノ報道ニ依リマスレバ暴風雨ノ爲メ、或ハ出水等ノ爲ニ、折角參テ居リマス救護班モ、殆ド其施スペキ術ニ苦ミ、而シテ生存者モ亦凍死セントスルガ如キ状態ニ在ルト云フコトヲ聞クノデアリマス、勿論是等ノ慘状ニ付キマシテハ、官憲ニ於キマシテ、或ハ種々ノ機關ニ依リマシテ、是ガ救濟サレツ、アルト云フコトハ、私共疑ハヌノデアリマスケレドモ、果シテ此寒氣、暴風雨等ニ對シマシテ、罹災民ガドウ云フ状態ニ現在アルカト云フコトニ付キマシテハ、寒心セザルヲ得ヌ次第アルノデアリマス、此救護ト云フコトニ關シマスレバ、交通及通信ノ復舊ト云フコトモ其一ツニナラウト考ヘルノデアリマス、或ハ又米穀ノ供給、其他「バラック」等ノ建設ト云フヤウナコトモ、救護ノ一タル事ヲ失ハヌコトモ申上ゲルマデモナイノデアリマス、只今内務大臣ノ御演説ニ依リマシテ、凡ソ是等ノ事モ承知致シタノデアリマスケレドモ、私ハ此際尙ホ官憲ガ非常ナル活動ヲ以テ、是等ノ點ニ關シマシテ、萬遺憾ナキヲ望マザルヲ得ヌノデアリマスガ、此米ノ供給或ハ「バラック」ノ建設ト云フヤウナコトニ付キマシテ、内務大臣以外ノ農林省ニ於キマシテモ、相當ナル御考ガアラウト私ハ信ジマスルガ、此方面ノ御意見モ承テ見タイト思フノデアリマス、専ニ羅災地ナルモノハ御承知ノ如ク、是ハ單純ナ農村ニアリマセズ、機業地ニアリマスガ故ニ、普通ノ農村ヲ救濟スルガ如キ方法ヲ以チマシテハ、此間或ハ遺憾ナキコト保セズト云フ感シモ私ハアルノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、内務當局ニ於キマシテモ此

土地柄ト致シマシテ、普通ノ農村以上ノ注意ヲ拂ハナケレバナラナイ、機業地デアルト云フ報告デアリマス、ソレカラ米ハ五百石以上既ニ輸送シテ居ル、峰山町ノ如キハ悉ク倒レマシテ、不完全ナカラ家屋ノアルアリマス、尙ほ是等ノ報道ニ依リマスレバ暴風雨ノ爲メ、或ハ出水等ノ爲ニ、折角參テ居リマス救護班モ、殆ド其施スペキ術ニ苦ミ、而シテ生存者モ亦凍死セントスルガ如キ状態ニ在ルト云フコトヲ聞クノデアリマス、勿論是等ノ慘状ニ付キマシテハ、官憲ニ於キマシテ、或ハ種々ノ機關ニ依リマシテ、是ガ救濟サレツ、アルト云フコトハ、私共疑ハヌノデアリマスケレドモ、果シテ此寒氣、暴風雨等ニ對シマシテ、罹災民ガドウ云フ状態ニ現在アルカト云フコトニ付キマシテハ、寒心セザルヲ得ヌ次第アルノデアリマス、此救護ト云フコトニ關シマスレバ、交通及通信ノ復舊ト云フコトモ其一ツニナラウト考ヘルノデアリマス、或ハ又米穀ノ供給、其他「バラック」等ノ建設ト云フヤウナコトモ、救護ノ一タル事ヲ失ハヌコトモ申上ゲルマデモナイノデアリマス、只今内務大臣ノ御演説ニ依リマシテ、凡ソ是等ノ事モ承知致シタノデアリマスケレドモ、私ハ此際尙ホ官憲ガ非常ナル活動ヲ以テ、是等ノ點ニ關シマシテ、萬遺憾ナキヲ望マザルヲ得ヌノデアリマスガ、此米ノ供給或ハ「バラック」ノ建設ト云フヤウナコトニ付キマシテ、内務大臣以外ノ農林省ニ於キマシテモ、相當ナル御考ガアラウト私ハ信ジマスルガ、此方面ノ御意見モ承テ見タイト思フノデアリマス、専ニ羅災地ナルモノハ御承知ノ如ク、是ハ單純ナ農村ニアリマセズ、機業地ニアリマスガ故ニ、普通ノ農村ヲ救濟スルガ如キ方法ヲ以チマシテハ、此間或ハ遺憾ナキコト保セズト云フ感シモ私ハアルノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、内務當局ニ於キマシテモ此

ト云フ報告デアリマス、ソレカラ米ハ五百石以上既ニ輸送シテ居ル、峰山町ノ如キハ悉ク倒レマシテ、不完全ナカラ家屋ノアルアリマス、尙ほ是等ノ報道ニ依リマスレバ暴風雨ノ爲メ、或ハ出水等ノ爲ニ、折角參テ居リマス救護班モ、殆ド其施スペキ術ニ苦ミ、而シテ生存者モ亦凍死セントスルガ如キ状態ニ在ルト云フコトヲ聞クノデアリマス、勿論是等ノ慘状ニ付キマシテハ、官憲ニ於キマシテ、或ハ種々ノ機關ニ依リマシテ、是ガ救濟サレツ、アルト云フコトハ、私共疑ハヌノデアリマスケレドモ、果シテ此寒氣、暴風雨等ニ對シマシテ、罹災民ガドウ云フ状態ニ現在アルカト云フコトニ付キマシテハ、寒心セザルヲ得ヌ次第アルノデアリマス、此救護ト云フコトニ關シマスレバ、交通及通信ノ復舊ト云フコトモ其一ツニナラウト考ヘルノデアリマス、或ハ又米穀ノ供給、其他「バラック」等ノ建設ト云フヤウナコトモ、救護ノ一タル事ヲ失ハヌコトモ申上ゲルマデモナイノデアリマス、只今内務大臣ノ御演説ニ依リマシテ、凡ソ是等ノ事モ承知致シタノデアリマスケレドモ、私ハ此際尙ホ官憲ガ非常ナル活動ヲ以テ、是等ノ點ニ關シマシテ、萬遺憾ナキヲ望マザルヲ得ヌノデアリマスガ、此米ノ供給或ハ「バラック」ノ建設ト云フヤウナコトニ付キマシテ、内務大臣以外ノ農林省ニ於キマシテモ、相當ナル御考ガアラウト私ハ信ジマスルガ、此方面ノ御意見モ承テ見タイト思フノデアリマス、専ニ羅災地ナルモノハ御承知ノ如ク、是ハ單純ナ農村ニアリマセズ、機業地ニアリマスガ故ニ、普通ノ農村ヲ救濟スルガ如キ方法ヲ以チマシテハ、此間或ハ遺憾ナキコト保セズト云フ感シモ私ハアルノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、内務當局ニ於キマシテモ此

材料トカ、藥品トカ云フモノハ十分デアルト云フ報告デアリマス、ソレカラ米ハ五百石以上既ニ輸送シテ居ル、峰山町ノ如キハ悉ク倒レマシテ、不完全ナカラ家屋ノアルアリマス、尙ほ是等ノ報道ニ依リマスレバ暴風雨ノ爲メ、或ハ出水等ノ爲ニ、折角參テ居リマス救護班モ、殆ド其施スペキ術ニ苦ミ、而シテ生存者モ亦凍死セントスルガ如キ状態ニ在ルト云フコトヲ聞クノデアリマス、勿論是等ノ慘状ニ付キマシテハ、官憲ニ於キマシテ、或ハ種々ノ機關ニ依リマシテ、是ガ救濟サレツ、アルト云フコトハ、私共疑ハヌノデアリマスケレドモ、果シテ此寒氣、暴風雨等ニ對シマシテ、罹災民ガドウ云フ状態ニ現在アルカト云フコトニ付キマシテハ、寒心セザルヲ得ヌ次第アルノデアリマス、此救護ト云フコトニ關シマスレバ、交通及通信ノ復舊ト云フコトモ其一ツニナラウト考ヘルノデアリマス、或ハ又米穀ノ供給、其他「バラック」等ノ建設ト云フヤウナコトモ、救護ノ一タル事ヲ失ハヌコトモ申上ゲルマデモナイノデアリマス、只今内務大臣ノ御演説ニ依リマシテ、凡ソ是等ノ事モ承知致シタノデアリマスケレドモ、私ハ此際尙ホ官憲ガ非常ナル活動ヲ以テ、是等ノ點ニ關シマシテ、萬遺憾ナキヲ望マザルヲ得ヌノデアリマスガ、此米ノ供給或ハ「バラック」ノ建設ト云フヤウナコトニ付キマシテ、内務大臣以外ノ農林省ニ於キマシテモ、相當ナル御考ガアラウト私ハ信ジマスルガ、此方面ノ御意見モ承テ見タイト思フノデアリマス、専ニ羅災地ナルモノハ御承知ノ如ク、是ハ單純ナ農村ニアリマセズ、機業地ニアリマスガ故ニ、普通ノ農村ヲ救濟スルガ如キ方法ヲ以チマシテハ、此間或ハ遺憾ナキコト保セズト云フ感シモ私ハアルノデアリマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、内務當局ニ於キマシテモ此

シ、慣例ノ認メテ居ル方法ニ依テ、出来

贈ヲ受ケタノデアリマス、而シテ其救護品

テ給與スル所ノ木材、或ハ食料品ニ付テ、

キマシテハ、實ニ悲慘ヲ極メテ、寃ニ吾々

ルダケ罹災民ニ米ノ供給ヲスルヤウニト、

二對シテ、關東ノ震災ノ當時ハ、官公吏ガ

萬遺憾ナキヤウニ處置ヲ執テレンコトヲ望

情ハ困難ニアラウト信ジマシタガ故ニ、又「バ

ケタノデアリマス、罹災民ガ寒サニ飢エテ

講電ヲ一昨日既ニ出シテアリマス、又「バ

テ、斯様ナ用材及薪炭材ノ供給ニ對シテ、

京都府知事ト協議ヲシテ出來ルダケ便宜ヲ

居ルノニ、官公吏ガ數枚ノ毛布ヲ用ヒテ居

張一昨日ノ朝大阪營林局ニ訓電ヲ出シマシ

テ、居ルノニ、官公吏ガ數枚ノ毛布ヲ用ヒテ居

テ、斯様ナ用材及薪炭材ノ供給ニ對シテ、

シテアルノデアリマス、又森林、及御承知

ノ此度ノ震災地ハ、多々海岸ニ沿ウテアリ

マシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

リ技師二名、技手一名、水産局カラ技師二名

シマシテ、アソ方面ニ漁村ニ對スル共同施設

等モアリマスガ故ニ、一昨日中ニ山林局ヨ

ハ申シマセヌガ、多額ニ腐敗セシメルマデ

圖ルガ宜シト云フ命令ヲ、一昨日既ニ下

棄テ置イタト云フ事實モアルノデアリマ

ス、且ツ其寄贈品ヲ、官公吏ノ者ガ結託致

シマシテ、之ヲ他ニ販賣致シタト云フヤウ

ヲ派遣シテ、目下調査中ニアリマス、耕地

ノ壞敗等ノコトモ憂慮致シテ居リマスガ、

○田嶋信藏君 今回ノ山陰地方ノ震災ニ付

キマシテハ、實ニ悲慘ヲ極メテ、寃ニ吾々

モ東京ニ安閑トシテ居ルコトヲ恥ルヤウナ

次第デアリマス、故ニ關東震災ニ當リマシ

テモ、大阪其他關西カラモ非常ナ寄附モア

リ、國庫ノ支辨モ致シタノデゴザイマスカ

テ、別ニ日本國民デゴザイマスカ、ドウ

ト云フコトハアリマスマイケレドモ、特ニ

矢張關西ニ向テモ、太ナル努力ト犠牲ヲ拂

フ必要ガアルト思フノデゴザイマスカ、私ハ

議會ガ已ニ終ラント致シテ居ルヤウナ、此

機會ニ當リマシテ、今ハキリシテ置カヌト

云フト、今ノ罹災民ヲ十分救護スルト云フ

コト、或ハ町村ヤ地方ヲ直ス所ノ補助ヲシ

テ上ゲルト云フコトハ、議會ノ期限ガ無ク

ナリマスカラ、機會ガ去リマスカラ、餘程

シタリ政府ヲ監督致シテ置ク必要ガアル

ノデゴザイマス、後ニ苦情ノ無イヤウニ

アリマス、此意味ニ於テ現政府ハ勿論萬遺

憾ナキヲ期セラレルコト、信ジマスガ、監

督ノ方法ハ如何ナル方法ヲ以チ、又全國力

アリマス、此意味ニ於テ現政府ハ勿論萬遺

○田嶋信藏君 決算委員會ノ第一分科會

イ考テゴザイマスケレドモ、私ハ日本ノ最

大盡ヨリ、今日三井、三菱、鈴木商會ノ如

キモ、委託販賣ノ木材ヲドウ致シマシタカ、

私ハ不敏ニ致シテ存ジマセヌガ、政府ハ此

品並ニ衣服其他ノ救護ニ關スル種々ナル寄

付キマシテ、横濱東京ノ市民

ニ對シテ、全國ヨリ非常ナ同情ヲ以テ食糧

品並ニ衣服其他ノ救護ニ關スル種々ナル寄

付キマシテ、横濱豊吉君登壇

○田嶋信藏君 決算委員會ノ第一分科會

イ考テゴザイマスケレドモ、私ハ日本ノ最

大盡ヨリ、今日三井、三菱、鈴木商會ノ如

キモ、委託販賣ノ木材ヲドウ致シマシタカ、

私ハ不敏ニ致シテ存ジマセヌガ、政府ハ此

品並ニ衣服其他ノ救護ニ關スル種々ナル寄

付キマシテ、横濱豊吉君登壇

○田嶋信藏君 決算委員會ノ第一分科會

イ考テゴザイマスケレドモ、私ハ日本ノ最

モ「ウイケス」、ボイント——諸外國ニ較
モ最モ劣テ居ル點ハ何デアルカト云フ
ト、地震ヨリ外ハナイト思フ、日本ノ國家
及國土、產業、國民ヲ保護スル上ニ於テ最
弱點ハ、此地震ニアルト思フ、然ルニ何
等此地震ニ對スル大ナル設備ガ無イノニア
リマス、吾々モサウデゴザイマス、弱點モ
トシテ見テ居ル、科學的基礎ノ上ニ立テ
計畫シナケレバナラヌノニ、其計畫ガナイ
カラデハナカラウカ、吾々最セ深ク痛嘆シ
テ居タ所デアリマス、是ダ最モ日本人ノ良
イ所デアシテ、又弱點デハナカラウカ、故ニ
今議會が終ラントスル時ニ當テ、吾々ハ
大ニ奮闘スル考デアリマス、諸君ノ大ナル
考ト、内閣諸公ノ此點ニ對スル御考ヲ聞イ
テ置キタインデゴザイマス、關東ノ震災
モ——實ニ東京及日本國、世界ノ人間ハ莫
迦デアリマス、一時間前マデ知ラナイト云
フ有様デアリマス、我ガ國家ヲ護爾爲ニ、
人間ト人間ノ爭ノ爲ニ四億、五億ノ金ヲ使
テ居ル、サウシテ年ニ一遍戰ヲスル爲ニ
必要デアルト云コトヲ山梨大將が先年委
員會デ陸軍大臣トシテガ言ハレテ居ル、然ル
設備ヲヤツテ居ルカト云フト、殆ド知ラナイ
ト云フ有様デアル、如何ニモ人間ガ莫迦デア
ル、地震ヲ豫知シ、防止スル爲ニドノ位ノ
ハドウカト云ヘバ、地震ハ地球ノ病氣デア
ル、一種ノ生理作用デアルト思フ、故ニ地
震ガ搖々タ方ガ地球ノ爲ニ宜イト思フ、ソ
レガナイトチヤント旨ク行カヌカラ地震ガ
レル、起ルト思フ、人間ニ惡イ點ガアルカラ神様

ガ罰ヲ與ヘルトカ、工業ガ興ニテ火ガ起ルト
カ、電氣ガ起ルトカ云フコトガアルカモ如
レナイケレドモ、先ゾ大體地球ノ一ツノ病
氣ガ禦テ行ク生理的現象デアルト思フ、
故ニサウ云ヲ點ハ自然ト神——即チ兩極端
ノ中ニ住ンデ居ル人間ガ如何トモスベカラ
ズト今日思ウテ居ルラシイ、私共サウ思フ、
併ナガラ是ダケハ戯ケノ話ノ様デハアル
ガ、富士山ヲ割イテ、其處カラ地熱ヲ出シ
テヤルトカ、色ニナ事ヲシテヤツテ防ゲル
時代ガ來ルカモ知レナイガ、是ハ今日ノ科
學デハ不可能ト思フ、然ラバ地震ヲ豫知ス
ル結果、其處ニ地震地帯ヲ置イテ、一週間
前カラ集合スルトカ、三日前トカ或ハ數時
間前カラヤルト云アヤウニ、相當防備ヲス
レバ、人間ノ不安ト産業ノ覆ヘルト云フコ
トガナクナル、外國ト戰爭スル場合デモ、
其處ニ地震ガ起シテ、港ガ壞レタリ人間ヤ
軍艦ガ遭レタリスルヤウナ慘状ニ遭ウタラ
仕方がナシ、他國ニ其國ガ降服シナケレバ
ナラヌ狀態ガ起ラストモ限ラヌ、又日本人
ガ貯蓄心ガナイトカ何トカ云フ、大ナル精
神上ノ現象ハ其所カラ來テ居ルノデハナイ
カ、地震、雷、火事、親爺ト云々人間ヲ恐レ
テ居ル、併シ火災モ怖イ、併シ地震モ怖イカ
ラ、サウ云フ、ツニ算ヘテ居ルト云フ、狀態
デアリマス、國防費ニ四億モ五億モ使ウテ、
サウシテ軍人ガ二三十万人居ルカラ、十億
圓位ノ金ヲ國防費ニ使テ居ル、然ルニ地震
ニハ東京大學内ナドモ十万圓シカ使ハナ
イ、是モ星島君トカ中原君トカ其他ノ多ク
ノ人が震災ノ當時非常ニ努力シタ結果ト
言フテ居ル、故ニ政府ニ問ヒタイノハ、一體
地震ノ豫知其他ノ方法ニ、何方圓ノ金ヲ觀
測所又ハ研究ノ爲ニ使テ居ルカト云フコトヲ聞

キタ、大空洋海及其地方、並ニ地中海沿岸地方ハ地震ノ爲ニ非常ニ惡不影響ヲ受ケテ居リマス、私ハ明治四十二年ニ外國ニ旅行致シマシタ時、伊太利ノ島デ塔ヶ覆テ居タ、日本カラ寄附ヲ上ダタト云々テ船乗ツテ居タ私ノ友人ガ非常ニ自慢ガタ、私モ「エンサイクロビディア」ヲ讀ミマシタガ大森博士ガ地震學ノオーネリチトシテ特筆大書シテ載テ居ル、日本人ガ地震ヲ研究シナカレバ、世界各國ニハ研究スル者ガナイト云フ現狀デアリマス、世界ニ於テ、南歐、墨西哥、或ハ祕露ニ於テ、或ハ日本帝國ニ於テ地震學ヲ研究シ、地震ノ觀測所ヲ置イテ、サウシテ地震ヲ研究シ豫知シ又ハ慘害ヲ防止スルト云フ、是程國家ノ重大ナル點ハナカラウト私ハ固ク信ズル一人デアリマス、故ニ十年、二十年、三十年、五十年ノ間ニ此地震ヲ豫知スル方法及觀測所ヲ日本帝國ニ於テ建ナケレバハイカヌト云フ堅キ決心ヲ持テ居ル、今日斯ウ云フ恩附デ云フノハ、唯、一端ノ點デアルノデアリマス、故ニ政府ハドウ云フ御考ヲ持テ居ルカ、昨日モ一寸大學ヘ電話ヲ掛けテ聞イテ見マシタ、サウスルト言人ノ養成モアルカラ金ダケハイカヌト言ウテ居ル、私モサウ思フノデス、去年デアリマシタカ、一昨年デアリマシタカ、圖書館ニ地震ノ學者ガ來テ言タ、天文學ハーレー彗星ガ七十五年後ニ廻テ來ルト豫言キリ分リニクイ而シテ地震學ニ於テハ一秒ノ先モ分ラヌ、地ノ下ノ事ハ何モ知ラル、氣象學デハ二三日ノ先キノ天氣ハ、ハッキリ足ラヌカト云フコトヲ證據立ルコトガ出来ルト思フ、私ハ神ニ對スル叛逆者デハナイ、吾々ハ神ニ對スル一ツノ現レヲ持テ

居ル、故ニ此方ヲ以テ因果關係ヲ持テ居ル、
自然法ニ向テ吾々ハ之ヲ解剖シテ、ソレヲ避ケルト云フコトハ決シテ惡事デハナ
イ、善イ事デアルト、固ク信ズルノデアリ
マス、諸君、天文學、氣象學、地質學、地
震學ト云フヤウナ色ニ關係ガアリマセウ、
或ハ地力關係モアリマセウ、電氣ノ關係モ
アリマセウ、諸君、天文學、氣象學、地質學、地
震學ト云フヤウナ色ニ關係ガアリマセウ、
アリマセウ、サウシテ地震ノ觀測所ヲ何十
箇所造リ、ドウ云フ機械ヲ備附ケルト云フ
コトハ、科學ノ大ナル發明ニ待タケレバ
ナラヌ、世間ノ人ハ地震ガ起レバ耳ヲ傾ケ
ルケレドモ、自己主義デアッテ、世界人道ノ
上ニ立ツテ、大ナル地震ヲ豫知スルト云フ
慘害ガ起レバ十億モ二十億モコロ一失
テ、所謂產業上、國家社會上人體人心ノ上
ニ大ナル影響ヲ及ボシテ居ルニモ拘ラズ、
ソレニ付テ何等適切ナル計畫ヲシナイト云
フコト程、左様ニ日本國民ハ野蠻人デハナ
イ、少クトモ地震ヲ豫知シテ之ニ對スル方
法ヲ講ジナカツナラバ、茲ニ吾々國民ハ野
蠻人デアルト云フ譏ヲ免レルコトハ出來ナ
イト思フ、故ニ政府ハ極力日本ニ取テ最モ
弱イ所ノ此地震ノ爲ニ受ケル所ノ災害カ
ラ、日本國民ヲ安全ニ導ク上ニ、大ナル二
億トカ、三億トカ云フ金ヲ十年ノ中ニ掛ケ
テモ宜イト思フ、唯、十万圓、五十萬圓、三百
萬圓ノ金デハ何モ出來ヌ、又地震ノ學者ニ
對シテ、一時ハ尊敬スルケレドモ、後ハ少
シモ見ナイト云フ狀態デゴザイマスカラ、
少シモ彼等ガ大ナル奮發ヲスルコトガ少數
ノ人以外ニハ出來ヌト思フ、故ニ私ハ或ハ

天文學、或ハ氣象學或ハ地質學、地震學、

其他色ニナ「サイエンス」ノ學問ノ綜合力ニ依テ、サウシテ此地震ノ如何ナル爲ニ起

リ、如何ニシテ之ヲ豫知シ、防止スルコト

が出來ルカト云フコトガ、國家以上ノ日本

ノ大問題デアル、日本國土ノ大問題デアル、

如何ナル人類ガ我が日本ニ住シニモ、必ズ

災害ヲ受クベキ性質ノモノデアル、此地震

ニ對スル問題ハ人道上ノ大問題デアル、國

家以上ノ大ナル問題デアルト私ハ固ク信ジ

テ疑ハヌノデアリマス、此問題ニ對シテ吾

吾が唯、小サイ所ノ十万圓ヤ百万圓ノ金デ

足レリトスルノハ、自ラ已ヲ知ラザルニモ

程ガアルト、私自身モ言ヒタイノデアリマ

ス、此問題ニ付テ私ハ若櫻總理大臣ニ御目

ニ懸ツテ、篤ト意見ヲ申述ベタイト思ヒシ

ダガ、今日御出席ニナシテ居リマスカラ、此

公開ノ席上ニ於テ、特ニ私ハ申上ダタヤウ

ナ次第アリマス、尙ホ詳クハ私ハ色ニモ

現在ノ時代ニ當テソレハ捨イ置テ——此

重大問題ヲ解決セヨト云フノデハアリマセ

ス、最モ急要ナル設備ハ必要デアリマス、

議會後ニ於テ政府ハ吾々ハ監督スル大ナル

責任ヲ持テ居リマス、大ニ吾々ハ今回ノ憐

ムベキ狀態ニ同情シテ、非常ナル所ノ努力

ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、吾々ハ

諸君ニ劣ル者デハナイ、併ナガラ是ト同時

ニ、我が日本帝國ノ千年万年ノ後來ノ歴史

ヲ考ヘテ見ル時ニハ、此日本ノ最薄弱ナ

ル點ニ付テ、十分一層ノ大ナル奮發ト自覺

トヲ諸君ニ促シ、ソレト共ニ之ヲ内閣諸公、

及國民諸君ニ告ゲントスル次第デゴザイマス、今幸ニ總理大臣ガ見エテ居リマス、總理大臣ガ地震ヲ如何ニ見テ居ルカト云フコ

トニ付テ御答辯下サレバ、非常ニ私ハ結構

ナル次第ト存ズルノデゴザイマス

〔國務大臣若櫻禮次郎君登壇〕

○國務大臣若櫻禮次郎君此度京都府下

ニ起リマシタ大慘害ハ、御互ニ沟ニ被害民

ニ對シマシテ、同情ニ堪ヘナイ次第アリマス、之ニ付テハ内務大臣ヨリ狀況モ御報

告申上ダ、又政府トシテ應急ノ救助ニ盡シ

ツ、アリマス所モ、諸君ノ前ニ内務大臣ヨリ報告致サレマシタ、其後追々到達致シマ

ス報告ニ依リマスト、地方長官ハ固ヨリ、

陸海軍トモ力合セテ、應急ノ救助ニ努メ

テ萬遺憾ナキコトヲ期シテ居ル次第アリ

マス、此際只今田淵君ハ地震ノ災害ノ恐ル

ベキコトヲ述ベラレテ、若シ之ヲ豫知スル

方法ガ立ツナラバ、ドレダケ吾々ニ安心ヲ

與ヘ、又人命、財產ノ損害ヲ免ル、コトガ

出來ルカト云フコトヲ述ベテ、ドウカ地震

ヲ豫知スル方法ニ付テ、政府ハ十分研究シ

テ貴ヒタイト云フ御意見ヲナリマシ

タ、是ハ私全然御同感テアリマシテ、若シ

地震ヲ豫知スル方法ガ分リマシタナラバ、

是位人類ニ取シテ結構ナル事ハナイノデア

リマスカラ、是ガ爲ニ努ムベキコトハ當然

デアリマス、目下文部省所管ニ於テ之ニ付

テ研究シテ居リマスコトガ、田淵君ハ甚ダ

少イヤウニ感ジテ居ラレルノデアリマス、

出来ルナラバ研究ヲ一步進メテ、只今申サ

テ研究シテ居リマスコトハ、是ハ無論ノ話デアリマシ

テ、サウアリタイノデアリマス故ニ、

此處デ申上ダルコトハ出來マセヌカ、田淵

君ノ述ベラレタ御意見其モノニハ私ハ全然

其方ノ知識ハ殆ド無イノデアリマス故ニ、

金額ヲ舉ダ、若クハ方法ヲ發見スルコト

ニ努ムルコトハ、是ハ無論ノ話デアリマシ

テ、サウアリタイノデアリマス故ニ、

此處デ申上ダルコトハ出來マセヌカ、田淵

君ノ述ベラレタ御意見其モノニハ私ハ全然

斯ル所ハ頗ル重大ナモノデアリマシテ、言

研究ニ努ムルヤウニ致シタイノデアリマス

○議長(柏谷義三君) 議事進行ニ關シテ發

言ヲ求メラレテ居リマス、三土忠造君

〔三土忠造君登壇〕

○三土忠造君 只今本院ニ於キマシテ委員

付託ト相成シテ居リマス出版物法案ニ付キ

マシテ、全國各地ニ於ケル新聞經營者、通

信經營者ヲ始メト致シマシテ、極メテ熱心

ナル反對ガアルヤウデアリマス、私共モ議

案其モノヲ相當ニ調査致シテ見マシタガ、

當業者ノ反對セラルヽノモ、無理カラザル

點モ多々アルヤウデアリマス、政府與黨ノ

諸君ハ政府案デアリマスガ故ニ、何トカシ

テ此案ヲ通過セシメタイト御考ニナリマシ

テ、先日來頗ル御熱心ニ努力サレテ居タ

ヤウデアリマスルガ、餘リ當業者諸君ノ反

對ノ猛烈ナル爲ニ、多少躊躇サレテ居ルヤ

ウニ見エルノデアリマス、私ハ此問題ニ付

キマシテ、色ニ考ヘテ見マシタガ、政府ガ

此法案ノ提案ヲサレマシタニ付キマシテノ、

手續ヲ誤シテ居ラレハセヌカト思フノデ

アリマス、ト申シマスノハ、最近數年間ノ

事例ヲ見マスト、相當大問題ト見ラレルコ

トニ付キマシテハ、之ヲ立法致シマス前ニ、

多クノ學者、實際家等ヲ集メマシテ、調查

會ヲ組織シテ能ク民間ノ意見ヲ徵シテ、議

ノ熟シタモノヲ始メテ議會ニ提案サレルナ

リ、或ハ勅令トシテ發布サレルナリ、斯様

ナ順序ヲ執シテ居ルヤウデアリマス、例ヘ

バ小作法ノ制定ノ如キ、小作調停法ノ制定

ノ如キ、又現ニ貴族院ニ提案ニナシテ居ル

コトハ難カラウト思ヒマスガ故ニ、能タ政

府ニ於キマシテ議ヲ遂ダラレマシテ、サウ

シテ私共ノ希望スル所ヲ御容レニナランコ

トヲ、茲ニ請求致シテ置キマス

○國務大臣(安達謙藏君) 只今三土君ハ特

論ノ自由ハ勿論、或ハ人權擁護、或ハ思想

ノ自由、頗ル廣イ關係ヲ持シテ居ルノデア

リマシテ、是ヲ制定ノ如何ト云フコトハ、

全般ニ亘シテ頗ル重大ナモノト吾々考へル

ノデアリマス、故ニ私ハ茲ニ政府ニ向シテ、

何ト申シマスカ、御忠告ト申シマセウカ、

斯様ナ問題ハ政黨派ノ問題デハナク、又

政府ノ面目ノ問題デモアリマセズ、半年一

年モ争フ程ノ問題デモアリマセヌカラ、寧

ロ餘リ無理ヲシナイヤウニシテ、此際出版

物法案ヲ御撤回ニナシテ、改メテ廣く民間

ノ識者並ニ利害關係者中ノ主ナル人々ヲ集

メテ、調査會ヲ組織シテ、此調査會ニ諮詢

サレテ、能ク事情ヲ疏通シテ實際ニ適スル

ヤウニシテ、改メテ御提案ニナシタラ如何

デアラウカト思フノデアリマス(拍手)公平

ニ考ヘマシテ、現在御提案ニナシテ居ル法

律案ハ私共カラ見マスレバ、監督者ノ眼力

ヲ見タル立法デハナカト思ヒマス、即チ

主トシテ内務省、司法省等ノ出版物ノ監督

ヲスル方ノ立場カラ、立案サレタヤウニ思

フノデアリマス、隨テ此監督ヲ受ケル人ニ

カラ見レバ、隨分遺憾ナ點モアルヤウデア

リマスガ故ニ、私ハ斯様ナ問題デ、餘リ廉

立テ争フコトヲ止メマシテ、政府ハ一應

御撤回ニナシテ、右様ノ手續ヲ御執リニナシ

タ方ガ宜カラウト思ヒマスガ、故ニ、茲ニ

コトハ難カラウト思ヒマスガ故ニ、能タ政

府ニ於キマシテ議ヲ遂ダラレマシテ、サウ

シテ私共ノ希望スル所ヲ御容レニナランコ

トヲ、茲ニ請求致シテ置キマス

○國務大臣(安達謙藏君) 只今三土君ハ特

別委員會ニ付セラレタ御意見ヲ

スル所ハ頗ル重大ナモノデアリマシテ、言

テ、種々御意見ヲ述べラレ、且ツ此場合ニ
撤回シテハドウカト云フ御注意デゴザイマ
スガ、元來此出版法ヲ提出スルニ付キマシ
イマセヌガ、昨年モ議會ニ上程セラレテ居
リマスシ、此案ヲ政府ガ擇ヘルニ付キマシ
テハ、十分各方面ノ意思ヲ問ヒマシテ、サ
ウシテ其諒解ヲ求メタ上ニ起案ヲシタノデ
アリマシテ、此提案ノ頃ノ星島君ノ御質問
ノ最初ノ御言葉ガ、私ハ極ク眞相ヲ穿テ
居リハセヌカト思ヒマス、自分モ此案ヲ擇
ヘタコトガアル、ソレニ出版法、新聞紙法
ヲ併セテ茲ニ出版物法ヲ擇ヘルコトハ、其
勞ヲ多トシテ居ルト云フ御言葉ガアリマシ
タガ、私ハ是ガ眞相デハナイカト思シテ居
リマス、大分此事ニ付テ政府當局者ハ骨ヲ
折リマシテ、サウシテ民間ノ大體ノ諒解モ
得テ擇ヘタ案デアリマス、尤モ唯監督ス
ルト云フ方面カラバカリ考ヘテ居ルト云フ
御話デアリマシタガ、成程此出版法ハ取締
法ノ考デアリマスカラ、著作権ニ關スルヤ
ウナコトノ、此文運ノ發達助長ヲ圖ル方面
ノ事トハ意味ガ遠ヒマシテ、確ニ監督取締
ノ方カラ考ヘタ法律デアリマス、唯其申
ニ付テ非常ニ今迄ノ新聞紙法、出版法ニ較
ベルト、時代ガ變ツテ居ツタノヲ、今度ハ
居ル、ソレデアルカラ、罰金ヲ曾スト云フ
コトモ免レナイ事デハナイカト考ヘマス、
又是迄抽象的ニ取締ツテ居ツタノヲ、今度ハ
リマス、又偶ニ委員會ニ於ケル所ノ模様ニ
依リマシテ、委員多數ノ御希望ノ中ニハ、
ノ方ニモ便利ニナリハシナイカト考ヘテ居
事實ヲ列舉シテ、サウシテ指弾シテ取締ヲ
スル、是ハ却テ新聞社ノ方ニモ、出版業者
ノ方ニモ便利ニナリハシナイカト考ヘテ居
タガ、委員諸君ノ御意見ノ中ニモ諒トスル

ヤウナ所モアリマス、正誤文ニ關スルコト
其他ニ於キマシテ、虚心坦懐——只今三士君ガ
言ハレタ通り、政黨政派ニモ關係アリマセ
トカ云フ考ハ持チマセヌ、ドウゾ議員諸君
ニ於キマシテ、虚心坦懐——只今三士君ガ
言ハレタ通り、政黨政派ニモ關係アリマセ
又、政府ハ現在ノ現行法ニ於キマシテサウ
不便ヲ感ジテ居リマセヌノデアリマス、是
ハ民間ニ何トカスル方ガ宜シトイ云フ希望
ガアリマシテ出シタノデアリマス、ソレデ
虚心坦懐此法案ノ特別委員會ニ於テ取扱ハ
レマシタナラバ、是ハ巧ク圓満ニ纏マルコ
トガ出來サウナモノトスウ考ヘテ居リマス
カラ、此際ニ撤回スルヤウナ考ハ持チ居
ラスト云フコトヲ申上げテ置キマス
○議長糸谷義三君) 是ヨリ日程三入リマ
ス、日程第一、勞働組合法案ノ第一讀會ヲ
開キマス、安達内務大臣臨時代理

第一 勞動組合法案(政府提出)

第一讀會

勞動組合法案

居リハゼ又カト忍ヒマス、自分モ此案ヲ捨ヘタコトガアル、ソレニ出版法、新聞紙法勞ヲ多トシテ居ルト云フ御言葉ガアリマシタガ、私ハ是ガ眞相デハナイカト思ッテ居リマス、大分此事ニ付テ政府當局者ハ骨ヲ折リマシテ、サウシテ民間ノ大體ノ諒解モ得テ捨ヘタ案デアリマス、尤モ唯監督スルト云フ方面カラバカリ考ヘテ居ルト云フ御話デアリマシタガ、成程此出版法ハ取締法ノ考デアリマスカラ、著作権ニ關スルヤウナコトノ、此文運ノ發達助長ヲ圖ル方面ノ方カラ考ヘタ法律デアリマス、唯其中

レマシタナラバ、是ハヨリ圓満ニ終マルニ
トガ出来サウナモノトスウ考ヘテ居リマス
カラ、此際ニ撤回スルヤウナ考ハ持テ居
ラスト云フコトヲ申上ゲテ置キマス
○議長(稻谷義三君) 是ヨリ日程ニ入リマ
ス、日程第一、労働組合法案ノ第一讀會ヲ
開キマス、安達内務大臣臨時代理

第一 労働組合法案(政府提出)

第一讀會

勞働組合法案

第一條 同一又ハ類似ノ職業又ハ產業ノ
勞働者ハ本法ニ依リ労働組合ヲ設立ス
ルコトヲ得

第二條 勞働組合ハ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ以テ目的トス
勞働組合ハ前項ノ外組合員ノ共濟、修養其ノ他共同利益ノ保護増進ヲ目的トス
爲スコトヲ得

第五條 組合規約ニハ左ノ事項ヲ記載ス
 ベシ

- 二 目的
- 三 主タル事務所ノ所在地
- 四 組合員ノ資格ニ關スル規定
- 五 會議ニ關スル規定
- 六 理事其ノ他ノ役員ニ關スル規定
- 七 組合費其ノ他會計ニ關スル規定

第六條 組合規約、理事ノ氏名若ハ住所又ハ主タル事務所所在ノ場所ニ變更ヲ生ジタルトキハ三週間内ニ之ヲ行政官廳ニ届出ヅベシ

第七條 第四條ノ届出アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ左ノ事項ノ登記ヲ登記所ニ嘱託スベシ登記事項ノ變更ノ届出アリタルトキ其ノ事項ニ付亦同ジ

- 一 名稱
- 二 目的
- 三 主タル事務所所在ノ場所
- 四 組合設立ノ年月日
- 五 理事ノ氏名及住所

第八條 本法ニ依リ登記スベキ事項ハ其ノ登記前ニ在リテハ之ヲ以テ他人ニ對抗スルコトヲ得ズ

本法ニ依ル登記ニハ登録税ヲ課セズ本法ニ規定スルモノノ外登記ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 民法第五十條、第五十二條乃至第五十五條及第五十七條乃至第六十一條ノ規定ハ勞働組合ニ之ヲ準用ス

第十條 左ニ掲グル事項ハ總會ノ決議ヲ經ベシ

- 一 基金ノ設置、管理及處分ニ關スルコト
- 二 組合規約ヲ變更スルコト
- 三 組合聯合會ヲ設立シ又ハ之ニ加入シ若ハ之ヨリ脱退スルコト
- 四 組合ヲ解散、合併又ハ分割スルコト

第十一條 勞働組合ハ組合規約ヲ以テ總

ス
會ニ代ベルベキ總代會ヲ設クルコトヲ得
總會ニ關スル規定ハ總代會ニ之ヲ準用
第十二條 同一又ハ類似ノ職業又ハ產業
ノ勞働者ニ非ザル者ト雖モ左ニ掲グル
者ハ勞働組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得
但シ雇傭者又ハ其ノ利益ヲ代表スル者
ハ此ノ限ニ在ラズ
一 組合ノ役員ニ選任セラレタル者
二 同一又ハ類似ノ職業又ハ產業ノ勞
働者タリシ者
三 總會ノ決議ニ依リ加入ヲ許サレタ
ル者

リ又ハ公益ヲ害スルトキハ主務大臣ハ
労働組合ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 前三條ノ處分ニ對シ不服アル
者ハ訴願ヲ提起シ違法ニ權利ヲ侵害セ
ラレタリトスルトキハ行政訴訟ヲ提起
スルコトヲ得

第二十一條 労働組合ハ左ノ事由ニ因リ
テ解散ス
一 組合規約ニ定メタル事由ノ發生
二 總會ノ決議
三 組合ノ合併又ハ分割
四 組合員ノ缺亡
五 組合ノ破産
六 組合解散ノ命令

第二十二條 労働組合合併又ハ分割ヲ爲
ス場合ニ於テハ其ノ債權者ニ對シ異議
アラバ二月ヲ下ラザル一定ノ期間内ニ
之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ且知レタル債
權者ニハ各別ニ之ヲ催告スベシ

債權者前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベタル
トキハ組合ハ之ニ辨濟ヲ爲シ又ハ相當
ノ擔保ヲ供スルニ非ザレバ合併又ハ分
割ヲ爲スコトヲ得ズ

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割
ヲ爲シタル場合ニハ其ノ合併又ハ分割
ハ之ヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第二十三條 労働組合ノ合併又ハ分割ハ
行政官廳ニ之ヲ届出ヅルニ因リテ其ノ
效力ヲ生ズルモノトス

前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ合併又
ハ分割ニ因リテ成立スル勞働組合ニ付
其ノ組合規約、理事ノ氏名及住所並ニ
主タル事務所所在ノ場所ヲ併セテ届出
ヅベシ

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル届出アリ
タルトキハ行政官廳ハ直ニ合併又ハ分
割ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解
散ノ登記ヲ、合併又ハ分割ニ因リテ成

立シタル組合ニ付テハ設立ノ登記ヲ登
記所ニ囑託スベシ

第二十五條 労働組合合併シタルトキハ
合併後存續スル組合又ハ合併ニ因リテ
成立シタル組合ハ合併ニ因リテ消滅シ
タル組合ノ權利義務ヲ承繼ス

第二十六條 労働組合解散シタルトキハ
合併、分割又ハ破産ノ場合ヲ除クノ外
清算ヲ爲スベシ

第二十七條 清算人タル者ナキトキ又ハ
清算人ノ缺ケタル爲損害ヲ生ズル虞ア
ルトキハ行政官廳ハ清算人ヲ選任スル
コトヲ得

第二十八條 重要ナル事由アルトキハ行
政官廳ハ清算人ハ左ノ場合ニ於テハ
合併ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
一 第二十九條第一項又ハ第二項ノ規
定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル
トキハ行政官廳ニ届出ヲ怠リタルトキ
清算中ニ就職シタル清算人ハ就職後一
週間内ニ其ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ
届出ヅベシ

第二十九條 清算人ハ解散後二週間内ニ
其ノ氏名及住所並ニ解任スルコトヲ得
第三十條 清算人ハ解任スルコトヲ得

第三十一條 清算人ハ就職後一
週間内ニ其ノ氏名及住所ヲ行政官廳ニ
届出ヅベシ

前二項ノ規定ニ違反シテ合併又ハ分割
ヲ爲シタル場合ニハ其ノ合併又ハ分割
ハ之ヲ以テ當該債權者ニ對抗スルコト
ヲ得ズ

第二十三條 労働組合ノ合併又ハ分割ハ
行政官廳ニ之ヲ届出ヅルニ因リテ其ノ
效力ヲ生ズルモノトス

前項ノ届出ヲ爲ス場合ニ於テハ合併又
ハ分割ニ因リテ成立スル勞働組合ニ付
其ノ組合規約、理事ノ氏名及住所並ニ
主タル事務所所在ノ場所ヲ併セテ届出
ヅベシ

第二十四條 前條ノ規定ニ依ル届出アリ
タルトキハ行政官廳ハ直ニ合併又ハ分
割ニ因リテ消滅シタル組合ニ付テハ解
散ノ登記ヲ、合併又ハ分割ニ因リテ成

ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコト
ヲ得

第三十四條 労働組合ノ理事ハ左ノ場合
ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
一 第六條ノ届出若ハ第十六條ノ報告ヲ
爲サズ又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ

二 第十八條ノ命令ニ違反シタルトキ
三 第二十二條第一項又ハ第二項ノ規
定ニ違反シテ合併又ハ分割ヲ爲シタル
トキ

第三十五條 労働組合ノ清算人ハ左ノ場
合ニ於テハ五十圓以下ノ過料ニ處ス
一 第二十九條第一項若ハ第二項又ハ
第三十條ノ届出ヲ怠リタルトキ
二 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ
定メタル公告ヲ爲スコトヲ怠リタル
トキ

三 民法第七十九條又ハ第八十一條ニ
定メタル公告ヲ爲シタルトキ
不正ノ公告ヲ爲シタルトキ
第三十六條 非訟事件手續法第一百六條
乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料
ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ存スル勞働者ノ團體ニ
シテ勞働條件ノ維持又ハ改善ヲ目的トス
ルモノハ同一又ハ類似ノ職業又ハ產業ノ
勞働者ノ團體ニ非ザルモノト雖モ本法施
行ノヨリ六月内ニ第四條第一項ノ規定
ニ準ジテ届出ヲ爲ストキハ本法ニ依リ設
立セラレタル勞働組合ト看做ス

前項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲サントスル團
體ノ規定ニ依リ處分セラレタル財產
ニ付テハ民法第七十二條第三項ノ規定
ヲ準用ス

第三十二條 民法第七十三條、第七十四
條及第七十八條乃至第八十一條ノ規定
ハ勞働組合ノ清算ニ關シ之ヲ準用ス
第三十三條 陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅
令ニ定ムル所ニ依リ勞働組合ノ組合員

ニ非ザル勞働者ヲ以テ勞働組合ノ組合員
ト爲スコトヲ妨げズ

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

○國務大臣（安達謙藏君）勞働組合法案提
出ノ理由ヲ簡單ニ説明致シマス、勞働問題
解決ノ爲ニハ、一面ニハ工場法、健康保險
法ノ如キ勞働者保護ノ立法ヲ爲シマスルト
共ニ、一面ニハ勞働者ガ自助的手段ニ依リ
マシテ、其經濟的地位ノ向上ヲ圖リマスル
コトヲ認メネバナリマセヌ、而シテ勞働組
合ハ勞働者ガ其生產的方面ニ於ケル地位ヲ
改善スル目的ヲ以チマシテ組織スルモノデ
アリマス、從來我國ニ於キマシテハ、勞働
組合ノ組織ニ關シマシテ、何等特殊ノ法制
ヲ設クルコトガゴザイマセヌノデシタ、而
シテ之ヲ自然ノ發達ニ放任シテアリマ
ス、然ルニ近時ノ組合ノ發達ハ著シクアリ
マシテ、昨年ノ六月ノ末ニ於キマシテ組合
ノ數ガ約五百アリマス、其組合ノ員數ガ二
十七万餘ニ上リマシテ居リマス、而シテ產
業的ニモ社會的ニモ、組合ノ地位ハ頗ル重
要トナツテ參リマシタ、此狀勢ニ照シマシ
テ、今日勞働組合ニ關スル法律ヲ制定致シ
マシテ、法律上勞働者ノ團結ヲ公認致シマ
スルト共ニ、勞働組合運動ニ依ルベキ基準
ヲ與ヘマシテ、其運動ヲシテ勞メテ秩序的
ナラシムルコトヲ最モ緊要ナリト認メマ
ス、是ガ本案ヲ提出シタ所以デアリマス、
然ルニ本法案ヲ再ヒ茲ニ提出スルニ付キマ
シテハ、種々ノ調査研究ヲ重ネマシタ爲ニ、
豫期以上ニ提案が遲レマシタノデアリマ
ス、又提案後ハ多數ノ豫算ニ關係アル重要
法案ノ爲ニ延期又延期トナリマシテ、今日
ニ至リマシタノハ、洵ニ遺憾ノ次第アリマ
ス、就キマシテハ何卒速ニ御協賛アラン
コトヲ望ミマス

○議長（柏谷義三君）本案ニ對シテハ多數

ノ質疑ノ通告ガアリマス、順次之ヲ許シマス、山口義一君

〔山口義一君登壇〕

○山口義一君 私ハ只今議題トナフテ居リマス、私共ハ相當ナル勞働組合法ヲ一日モ早ク作ツテ、勞働者ノ利益ヲ圖リ、其幸福ヲ増進シタイト考ヘテ居ルノゴザイマスルガ、今日此處ニ出サレタヤウナ斯ノ如キ骨抜キノ法律案ヲ、而モ今頃ニナツテカラスウ云フ法律案ヲ御出シニナツテ居ルガ、勞働條件ノ維持改善ニナル、サウ云フヤウナ話ハ少シモ現レテ居ラヌノデ、保護ニナルドコロデハナクシテ、却テ壓迫ニナルト云フヤウナ結果ニ陷リテ居ルノゴザイマシテ、私ハ敢テ此根本精神ニ付キマシテ、二ツノ點付テ御伺ヲ致シタイノデアリマス、先づ第一ハ此勞働組合ト云フモノハ、勞働組合法が出來テ、其爲ニ茲ニ初メテ勞働組合ト云フモノガ發生スルト云フノデナイ、勞働組合ト云フダケデハ種々ナル不利益山存在致シテ居リマスシ、又將來モ續々ト發生シテ來ルノデアル、ケレドモ事實上唯唯存在スルト云フコトニナラズシガアル、種々ナル不便ガアル、ソコデ法律ニ依テ之ヲ確認致シマシテ、其利益ヲ圖リ、其幸福ヲ増進シヤウト云フ所ニ、此勞働組合法ノ根本精神ガアラウト思フノデアル、サウ致シマスルカラシテ、此勞働組合ト云フモノハ發生ノ爲ノ法律ニアラズシテ、組合確認ノ爲ノ法律ナンデアル、デアルカラシテ現在存スル所ノ勞働組合其モノヲ有ノ儘ニ認メテ行ク、又將來發生スル所ノ、續々ト出テ來ル所ノ勞働組合ヲ其儘、有ノ儘ニ認メテ行クト云フ所ニ此勞働組合法ノ根本精神ガナケレバナラムト思フノデ

アル、勞働組合法ノ根本精神ガ其所ニ在ルマスル勞働組合法案ニ付キマシテ、安達内務大臣代理ニ質問ヲ致シタイト思フノデアリマス、私共ハ相當ナル勞働組合法ヲ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハキ骨抜キノ法律案ヲ、而モ今頃ニナツテカラスウ云フコトニナツテ居ル、即チ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ者ナケレバ、勞働組合ヲ組織スルコトガ出來ナイケレドモ、實際ノ場合ヲ考ヘマスト云フト、同じ職業ノ者ガ集テ一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアル場合モアレバ、又違タ職業ノ種々難多ナル職業ノ者デアルケレドモ、同じ地方ニ居ルカラシテ、一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアルトスルコトモアル、其便利デアルカ不便利デアルカト云フコトハ、是ハ勞働者自身ガ認メテ、サウシテ之ヲ造ルト云フコトニシタラ宜シイノデアリマスガ、此勞働組合法ニ依ルト云フテ來ナイト云フト、勞働組合法デハ勞働組合ト云フコトニ認メナイト云フコトニナリマスルト、勞働組合運動ヲ保護スルトカ、或ハ之ヲ助成スルト云フコトニナラズシテ、却テ健全ナル勞働組合運動ノ壓迫ト云フコトニナリ、制限ト云フコトノ結果ニ陷入ノデアリマスカラシテ、簡單デ宜シイカテ此點ニ付テ、ハッキリト内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ第二ハ此法律ニ依ルト云フト、聯合體ト云フコトヲ認メテ居ルナイ、所ガ實際ノ場合ヲ考ヘルト云フモノハ、例ヘバ日本勞働總同盟ニ實際ニ活動ヲ致シテ居リマスル所ノ勞働組合ト云フモノハ、例ヘバ日本勞働總同盟ニ致シマシテモ、又日本勞働組合評議會、或ルカラシテ現在存スル所ノ勞働組合其モノヲ有ノ儘ニ認メテ行クト云フ所ニ此勞働組合法ノ根本精神ガナケレバナラムト思フノデ

ト致シマスレバ、此法律ハ此根本精神ニ於テ大ナル缺點ヲ持テ居ル、先づ第一條ニリマス、私共ハ相當ナル勞働組合法ヲ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハキ骨抜キノ法律案ヲ、而モ今頃ニナツテカラスウ云フコトニナツテ居ル、即チ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ者ナケレバ、勞働組合ヲ組織スルコトガ出來ナイケレドモ、實際ノ場合ヲ考ヘマスト云フト、同じ職業ノ者ガ集テ一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアル場合モアレバ、又違タ職業ノ種々難多ナル職業ノ者デアルケレドモ、同じ地方ニ居ルカラシテ、一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアルトスルコトモアル、其便利デアルカ不便利デアルカト云フコトハ、是ハ勞働者自身ガ認メテ、サウシテ之ヲ造ルト云フコトニシタラ宜シイノデアリマスガ、此勞働組合法ニ依ルト云フテ來ナイト云フト、勞働組合法デハ勞働組合ト云フコトニ認メナイト云フコトニナリマスルト、勞働組合運動ヲ保護スルトカ、或ハ之ヲ助成スルト云フコトニナラズシテ、却テ健全ナル勞働組合運動ノ壓迫ト云フコトニナリ、制限ト云フコトノ結果ニ陷入ノデアリマスカラシテ、簡單デ宜シイカテ此點ニ付テ、ハッキリト内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ第二ハ此法律ニ依ルト云フト、聯合體ト云フコトヲ認メテ居ルナイ、所ガ實際ノ場合ヲ考ヘルト云フモノハ、例ヘバ日本勞働總同盟ニ致シマシテモ、又日本勞働組合評議會、或ルカラシテ現在存スル所ノ勞働組合其モノヲ有ノ儘ニ認メテ行クト云フ所ニ此勞働組合法ノ根本精神ガナケレバナラムト思フノデ

ト致シマスレバ、此法律ハ此根本精神ニ於テ大ナル缺點ヲ持テ居ル、即チ第一條ニリマス、私共ハ相當ナル勞働組合法ヲ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハキ骨抜キノ法律案ヲ、而モ今頃ニナツテカラスウ云フコトニナツテ居ル、是亦勞働組合ヲ組織スルコトガ出來ナイケレドモ、實際ノ場合ヲ考ヘマスト云フト、同じ職業ノ者ガ集テ一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアル場合モアレバ、又違タ職業ノ種々難多ナル職業ノ者デアルケレドモ、同じ地方ニ居ルカラシテ、一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアルトスルコトモアル、其便利デアルカ不便利デアルカト云フコトハ、是ハ勞働者自身ガ認メテ、サウシテ之ヲ造ルト云フコトニシタラ宜シイノデアリマスガ、此勞働組合法ニ依ルト云フテ來ナイト云フト、勞働組合法デハ勞働組合ト云フコトニ認メナイト云フコトニナリマスルト、勞働組合運動ヲ保護スルトカ、或ハ之ヲ助成スルト云フコトニナラズシテ、却テ健全ナル勞働組合運動ノ壓迫ト云フコトニナリ、制限ト云フコトノ結果ニ陷入ノデアリマスカラシテ、簡單デ宜シイカテ此點ニ付テ、ハッキリト内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ第二ハ此法律ニ依ルト云フト、聯合體ト云フコトヲ認メテ居ルナイ、所ガ實際ノ場合ヲ考ヘルト云フモノハ、例ヘバ日本勞働總同盟ニ致シマシテモ、又日本勞働組合評議會、或ルカラシテ現在存スル所ノ勞働組合其モノヲ有ノ儘ニ認メテ行クト云フ所ニ此勞働組合法ノ根本精神ガナケレバナラムト思フノデ

ト致シマスレバ、此法律ハ此根本精神ニ於テ大ナル缺點ヲ持テ居ル、即チ第一條ニリマス、私共ハ相當ナル勞働組合法ヲ同一又ハ類似ノ職業又ハ産業ノ勞働者ハキ骨抜キノ法律案ヲ、而モ今頃ニナツテカラスウ云フコトニナツテ居ル、是亦勞働組合ヲ組織スルコトガ出來ナイケレドモ、實際ノ場合ヲ考ヘマスト云フト、同じ職業ノ者ガ集テ一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアル場合モアレバ、又違タ職業ノ種々難多ナル職業ノ者デアルケレドモ、同じ地方ニ居ルカラシテ、一ツノ組合ヲ造ルト云フコトガ便利デアルトスルコトモアル、其便利デアルカ不便利デアルカト云フコトハ、是ハ勞働者自身ガ認メテ、サウシテ之ヲ造ルト云フコトニシタラ宜シイノデアリマスガ、此勞働組合法ニ依ルト云フテ來ナイト云フト、勞働組合法デハ勞働組合ト云フコトニ認メナイト云フコトニナリマスルト、勞働組合運動ヲ保護スルトカ、或ハ之ヲ助成スルト云フコトニナラズシテ、却テ健全ナル勞働組合運動ノ壓迫ト云フコトニナリ、制限ト云フコトノ結果ニ陷入ノデアリマスカラシテ、簡單デ宜シイカテ此點ニ付テ、ハッキリト内務大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイノデアリマス、ソレカラ第二ハ此法律ニ依ルト云フト、聯合體ト云フコトヲ認メテ居ルナイ、所ガ實際ノ場合ヲ考ヘルト云フモノハ、例ヘバ日本勞働總同盟ニ致シマシテモ、又日本勞働組合評議會、或ルカラシテ現在存スル所ノ勞働組合其モノヲ有ノ儘ニ認メテ行クト云フ所ニ此勞働組合法ノ根本精神ガナケレバナラムト思フノデ

シタ方ノ思想ト、ソレカラ保守、守舊ト申シマセウカ、保守的ノ考トガアル、ソレデ何時モ此勞働問題ガ現レマスト異論ガ極端ト極端ニ分レテ居ル、山口君ハ此法律案ヲ以テ直ニ勞働者ヲ壓迫スル、決シテ其地位ノ改善向上デハナイト云フヤウナ御話二十ヶニレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是デハ非常ニ資本家ヲ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

スルニ、昨年ノ議會カラ本會議及委員會二於テ、此問題ニ付テハ大部分問題答ガ行ハレテ居ルノデス、モウ殆ド質問應答ガ盡サルケレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是デハ非常ニ資本家ヲ改善向上デハナイト云フヤウナ御話二十ヶニレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是デハ非常ニ資本家ヲ改善向上デハナイト云フヤウナ御話二十ヶニレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是ヨリ以上ハ唯、相互ノ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

スルニ、昨年ノ議會カラ本會議及委員會二於テ、此問題ニ付テハ大部分問題答ガ行ハレテ居ルノデス、モウ殆ド質問應答ガ盡サルケレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是ヨリ以上ハ唯、相互ノ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

スルニ、昨年ノ議會カラ本會議及委員會二於テ、此問題ニ付テハ大部分問題答ガ行ハレテ居ルノデス、モウ殆ド質問應答ガ盡サルケレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是ヨリ以上ハ唯、相互ノ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

スルニ、昨年ノ議會カラ本會議及委員會二於テ、此問題ニ付テハ大部分問題答ガ行ハレテ居ルノデス、モウ殆ド質問應答ガ盡サルケレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是ヨリ以上ハ唯、相互ノ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

スルニ、昨年ノ議會カラ本會議及委員會二於テ、此問題ニ付テハ大部分問題答ガ行ハレテ居ルノデス、モウ殆ド質問應答ガ盡サルケレドモ、他ノ方面カラ此勞働組合法案ガ行ハレタラバ、是ヨリ以上ハ唯、相互ノ壓迫スル、斯ウ云フ意見ガ確ニアル、ソレデ此十二條トカ十一例外法規ヲ認メテ居リマス十二條トカ、或ハ十四條、ア、云フ所ハ削除シテ貰ヒタイト云フヤウナ希望七確ニアル、ソレデ此山口君ノ御詫ノヤウナ思想ト、ソレカラ只今申シタヤウナ思想ト、二大潮流ガ我國ノ國民ノ間ニアル、是ハ私ハ公平ナルコト、思フ、ソレデ此法案ヲ作リマスニ付テ、此極端ト極端トノ二ツノ潮流ノ思想ヲドウシテ調和スルカミ問題デアル、ソレデ山口君ニ言ハセマスト非常ナ不徹底デアル、一方カラ云フト是ハ餘リ進ミ過ギテ居ル、即チ其所ニ私ハ雙方カラ不平不満ノ聲ヲ聞ク、其中間ニ私ハ我國ノ現在ニ處スル所ノ眞理ガアリハシナイカト云フ、斯ウ云フ考ヲ持テ居リマス（拍手）苟モ法ヲ作ル以上ハ、現代ニ處シマシテハ現代ノ世相ニ適合スルヤウナ法律ヲ作ラナケレバナラヌ（拍手）唯、單純ニ理想ニバカリ駆セテモイケマセヌ、ソレダカラ我國ノ今日ノ状態デハ、同一又ハ類似ノ職業等ニ依テ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第一ノ御尋ノコトガ、今日ノ状態ニ最モ相應シイコトデアッテ、我國ノ現状モ亦此通りデアル（答辯ニナラナイ）ト呼フ者アリ第二ノ御尋ノコトガ、組合ヲ認メナイ、組合ノ聯合ノアルト云フコトハ認メテ居リマスルケレドモガ、御承知ノ通り唯、其法人格ヲ認メナイ、ソレダケニ過ギナイノデアリマス、之ヲ要シマ

ヤウナコトハ、貴方ニ聞カヌデモ私ハ能ク存ジテ居リマスカラシテ、簡単ナル此第一條ト、ソレカラ第二ノ問題、即チ聯合體ヲ何ガ故ニ法律上ニ於テ認メナイカト云フ、此簡單ナル御尋ニ對シテ、明瞭卒直ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス（拍手）

〔國務大臣安達謙藏君登壇〕

○國務大臣（安達謙藏君）先ニ御答辯致シ

○議長（柏谷義三君）靜肅ニ願ヒマス

○國務大臣（安達謙藏君）（續）我國ノ現在

ノ狀態デハ、此同一又ハ類似ノ職業又ハ產

業ノ勞働者ト云フ、之ニ依テ勞働組合ヲ

立ルガ一番適當デアル、即チ個人ヲ單位トシ

タ所ノ勞働組合ヲ造ルコトヲ認メナキトハ

アリマス、ソレデ從テ此組合聯合會ノ設

立ニ付テハ個人ヲ單位トル組合ヲ認メテ

居ラテ、サウシテ此聯合組合ハ矛盾シテ居

リマス、ソレデ組合聯合ノ方ハ、是ハ實際

ニ於テハ否認ハシテ居リマセヌガ、唯、法

人格ヲ與ヘザルノミデアル、ソレニ過ギナ

イノデアリマス、ソレ以上ハ山口君ノ御議

論ニナリマスカラ、是ハ見解ヲ異ニスルカ

ラ仕方ガナインデアリマス（拍手）

○山口義一君 私ハ安達内務大臣代理ノ御

答辯ニ依テ、満足ハ出來ナイノデアリマ

スケレドモ、是レ以上御尋ヲ致シマシテモ

同ジユトデゴザイマスカラシテ、更ニ委員

會ニ於テ質問ヲ致シマス

○議長（柏谷義三君）次ハ安藤正純君

〔安藤正純君登壇〕

○安藤正純君 私ハ只今議題ニナッテ居リ

マスル勞働組合法案ニ付キマシテ、只今同

僚山口君カラ緊切ナル御質問ガアリマシタ

ガ之ニ對スル内務大臣代理ノ答辯ハ、全ク

不得要領デアリマス（ヒヤー）尙ホ其他ニ

付キマシテモ、御尋ヲ致シタイコトハ澤山アルノデアリマスガ、併シソレ等ハ委員會ノ機會ニ譲ルト致シマシテ、只今ハ此勞働組合法案ヲ審議スルニ當ツテ、ドウシテモ

事ヲ三、四ニ付テ御尋ヲ致シタイト思フノ

デアリマス、私ハ假ニ七ツダケノ簡單ナ質

問ヲ致シタイト思フノデアリマスカラ、何

卒御聽取ノ上ニ、明快ナル御答辯ヲ願ヒタ

イノデアル、第一ニ此勞働組合法案ハ昨年

提出ヲセラレタ重要な法案デアリマス、委

員會モ大變長ク掛ケテ、非常ニ時間ヲ費シ

マシテ、慎重審議ヲシタモノデアル、而モ

昨年ノ委員會ニ於キマシテハ、勞働組合法

案ト勞働爭議調停法案ト、治安警察法改正

法律案ト、此三案ヲ一括シテズット審議ヲ

致シテ參ッテ、同時ニ質問ガ終了ヲ致シマ

シタ、質問ヲ終ッテカラ一週間目ニ愈、討論

トナツタ場合ニ於キマシテ、三案一括デ來

タノデアルカラシテ、又三案ヲ一括シテ討

論ヲスルト云フノガ當然ノ順序デアルニ拘

テ主張致シタノデアリマス、私ハ當時左様

ナリデアルカラシテ、勞働組合法案ダケヲ殘シマシ

テ、他ノ二案ダケノ討議ニ移ルト云フコト

ヲ主張致シタノデアリマス、私ハ當時左様

ヲセラレ、今日マテ此勞働組合法案ナルモ

ノガ握潰シトナッテ居ル、是ハ會期ニ餘裕

ガナクテ握潰シタノデハナイ、所謂政府及

與黨ガ腹ヲ合セテ故意ノ握潰シヲ致シタノ

デアリマス、私ハ當時政府及與黨ノ態度頗

ル奇怪不思議デアル思フテ居リマシタガ、

併シ更ニ反面カラ之ヲ考ヘテ見ルト、是ハ

或ハ無理ガナカラウ、即チ昨年出シタ勞働

組合法案ト云フモノハ、其當ノ目的デアル

勞働團體、勞働組合ニモ非常ナ不評判デア

ル、サラバト云フテ、其相手方デアル資本

家ニモ亦不評判デアル、新聞、雜誌、總

テ委員會ノ空氣モ——委員會ノ議論ニ於キ

マシテモ、色ニ議論ガ多カタノデアリマ

ス、斯ノ如ク總テノ空氣ガ惡クシテ、輿論

ガ之ヲ認メナイ法案ヲ、此儘通スト云フコ

トハ宜シクナイト、政府及與黨ガ反省ヲシ

タノデアッテ、即チ故意ニ不自然ノ握潰

シテ、而シテ一年間ニ之ヲ比較研究シテ、

能ク委員會ノ議論ニ顧ミ、世論ニ問ウテ研

究ノ上、出直シテ來ルコト、思テ、ソレ

ナラバ此故意ノ握潰モ亦譯ガ分ルト、斯ノ

如ク自分カラ善意ニ解釋シテ、自ラ慰メ

テ居ラタノデアリマス、然ルニ何ゾ圖ラン

今回提出シテ參リマシタ勞働組合法案ヲ見

マスト、全然昨年ト違テ居ラナイ、殆ド一

字一句異テ居リマセヌ、是ハ餘リニ昨

年及今日迄ノ輿論ト云フモノヲ尊重シナ

イト云フコトニナリハシマイカ、更ニ昨

年本院委員會ガ連日斯ノ如ク骨ヲ折シ討

論ヲシテ發表ヲ致シマシタ委員會ノ議論ヲ

尊重シナイデ、本院ヲ侮辱シタ政府ノ仕方

ト言ハレテモ、仕方ガナイダラウト思フ（拍

手）而モ内務大臣ハ一年考究ヲシテ、果シ

テ昨年通リノ案ガ矢張最善ノ案ダト御確信

ガアッテ、此勞働組合法案ヲ御提出ニナッタ

ノデアリマスカ、如何デスカ、又果シテ貴

方ガ昨年アレ程議論ガアッタニモ拘ラズ、一

年間考究ノ上、今日ノ此組合法案ヲ最善ダ

ト御確信ニナッテ御提出ニナッタノナラ、私

ハ茲ニドウシテモ聞カケレバナラヌ事ガ

アル、ソレハ細カイ事ハモウ申上ダマセヌ、

ドウシテモ言ハナケレバナラヌコトハ、只

今山口君ガ質問ヲサレタ、勞働組合法ト云

フモノヲ職業別、產業別ニ限定ヲシタコト

在及將來ノ消長ニ取シテノ大問題デアル、

ソレカラ矢張山口君ガ言ハレタ聯合組

合——單一組合ハ承認スルガ、聯合組合ハ法

律上承認シテ居ラナイ、是ハ現在ノ狀態ニ

背イテ居ルノデナイスカ、是モ大問題、更ニ

勞働組合ノ法人格ヲ強制シテ居ルコトデア

リマス、是モ大問題ト言ハナケレバナラヌ

モウ一つハ雇傭契約、雇主ガ勞働者ヲ雇フ場

合ニ於キマシテ、勞働組合員デアルカラトノ

故ヲ以テ之ヲ脱退セシメタリ、雇ハナカッタ

リ、將來這入ラテハイカヌト云フコトヲ約

束シテハイカヌト云フ條件ハアルガ、ソレ

ニ制限ガナイ、罰則ガ附イテ居ラナイ、ソ

レデハ何ニモナラナイ、先ツ此四ツノ點、

即チ職業別、產業別ニ限定シタコト、聯合

組合法ダケヲ後ニ残ス理窟ハナイト云フコ

トヲ、私及政友會ノ委員ガ揃シテ熱論致シ

テ昨年通リノ案ガ矢張最善ノ案ダト御確信

ガアッテ、此勞働組合法案ヲ御提出ニナッタ

ノデアリマス、本年ハ非常ニ遅ク出タ

十六日デアリマス、本年ハ非常ニ遅ク出タ

日デアリマス、昨年ハ議論ガ隨分多カッタ

ガ、本年モ亦委員會三行シテ議論ガ多イニ
違ヒナイ、併ナガラ縱ンバ衆議院ハ通シタ
アルノカドウカ、貴族院ハスル重要法案ニ
付テ宜イ加減ニ通スト云フコトハ致スマイ、此勞働組
合法案ガ通過ニナルト云フ貴方ハ御見込ガ
會期僅ニ二週日ニ迫ダタ今日、衆議院ガ縱
シ通シテモ、貴族院ガ之ヲ通過セシメルト
云フ御見込ガアルノカドウカ之ヲ伺ヒタイ
是ニ於テ私ハ疑問ヲ生ズル、昨年通リノ案
ナラバ、何故モウト早ク提出ヲシナイノカ
(拍手)何モイザコザ苦勞ガ無イデヤナイ
カ、其儘出セバ宜イノヲ、何故其儘デ今日
マデ引張シテ置イタカ、而モ吾々ノ方デハ
青木精一君ガ豫算總會ノ席上ニ於キマシテモ、總理
又豫算分科會ノ席上ニ於キマシテモ、總理
大臣竝ニ内務大臣代理ニ向シテ、勞働組合法
案ハ今年提出スルニカシナインオカ、スルナ
ラ何故早クシナインオカト云フコトヲ追問ヲ
シテ居ルノデアル、然ルニモ拘ラズ今日マ
デダズシテ遲ク提出ヲシタト云フ所ヲ
見ルト、政府ハ眞面目ニ本案ヲ成立スル考
ガ恐ラク無イノデアツテ、表ニ勞働者ノ歡
心ヲ買ヒ、裏ニ資本家ニ通ジテ肚ノ底デハ
之ヲ握潰シタトイ云フ本意デアラウト愚フ
(拍手)是ハ實ニ勞働立法ニ對スル政府ノ不誠
意デアルト共ニ、實ハ議院ヲ愚弄スルモノ
ト謂ハナクテハナルマイ(拍手)内務大臣ガ
ヒタイ、次ニ第三ニ今度ハ總理大臣ニ質問
ヲ致シマス、總理大臣ハ一昨日、即チ八日
ノ此壇上ニ於キマシテ、私ガ議事進行ノ發
言ヲ致シマシタ際ニ、最後ニ勞働組合法案
ヲ提出、斯ル重要法案ヲ段々遲ラシテ、何
故斯ク遲ク提出シタカト云フコトヲ質問ヲ

致シマシタラバ、其際總理大臣ハ斯ノ如ク
御答ニナッテ居ル「今回提出致シマシタ
モノハ昨年ノ法律案ト略、同様デアリマス、
ソレデアリマスカラ、モト早ク提出出来
サウナモノダト云フノ御考ガアラウト存ジマ
スガ、政府ニ於テハ昨年議會ニ於ケル御議
論ヲ參酌致シマシテ、ドウカ兩方ノ御議論
ヲ折衷シテサウシテ何レノ御贊成モ得ル
ヤウナ法案ヲ立案シタイト云フガ爲ニ調
査ニ遅レタ次第デアリマス「トスク答ヘ
テ居ル、是ハ全然嘘バチヂヤナイカ（笑
聲）何ガ略、同様デス、略、ト云フノハ先
づ是ダケデアル中ノ是ダケガ同ジデ、アル
トハ違テ居ルト云フノガ略、ト云フコ
トダ、全部違ハナケリヤ略、ザヤナイデヤ
ナイカ（拍手）略、ト云フノハドウ云フ事ダ、
又昨年議會ニ於キマシテ、御議論ノアル
點ヲ參酌シテ、兩方ノ賛成ヲ得ルヤウニ
シタイト思テ調査ヲ進メタモノダカラ
遅レタト言フガ、昨年ノ議論ハ一ツモ參酌
シテ居ラナイナイカ、何所ニ參酌シテ
アル（拍手）其儘出シテ置イテ左様ナ好イ加
減ナ事ヲ仰シヤルト云フコトハ、總理大臣
ノ信用ニ關ハル重大問題ダト思フノデアリ
マス（拍手）殊ニ本年ノ總理大臣ハ、昨年ノ
内務大臣デアリマス、昨年ハ貴方ノ所管事
項デアッタ、貴方ノ所管事項タル勞働立
法ガ、今年ニナッテドンナ風ニ變シテ居ルカ、
ドウナッテ居ルカト云フ事スラ、能ク御承知
ナイト云フノハ呆レ返タコトザヤナイカ
(笑聲)此頃ハ憲本聯盟トカ云フコトヲサレ
タル者ハ此勞働立法ガ如何ナ。ル内容ニナッ
テ居ルカト云フ事ヲ、能ク頭ノ中ニ入レテ
キハ我國ニ於ケル重大政策デアル、總理大臣
置クト云フノデナケレバ、政策ノ協定ナゾ

ハ出來ナカラウト私ハ思フ、私ハ政策協定ナゾト仰シャルガ、實ハ妥協苟合、押合ヒ
政治ニ憂身ヲ鑑シテ居ル所ノ總理大臣ガ、
重要政策ナゾハ忘レテシマツ、労働者ノ利
害ナドハ飛ンデモナイ所ニ飛ンデ行ラテシ
マツテルノデハナカラウカト思フノデアリ
マス、(拍手)貴方ガ一昨日此壇上ニ於テ答
ヘラレタ事ハ間違ナル、之ヲ間違ナルト
ト仰シャレバソレデ宜シイ、間違ナイト
云フノナラバ、間違ナイト所ノ何所マデモ
私ハ追窮致シマスカラ、此點ヲハキリ承
リタイノデアリマス、第四ニ内務大臣ニ質
問シタイノハ、労働組合法案ノ提案理由由
書ヲ讀ンデ御覽ナサイ「近時労働組合ノ發
達著シク其ノ產業界ニ於ケル地位頗ル重要
トナリ來レルノ狀態ニ鑑ミ労働組合法ヲ制
定シテ労働者ノ團結ヲ公認スルコト緊要ナ
リト認ム」トアル、是ガ提案ノ理由デアッテ、
今安達内務大臣代理ガ此處デ提案理由ノ説
明ニ當ッテモ、昨年ニ於ケル所ノ労働組合ノ
數ハ五百アッテ、組合員ガ二千七万餘人ア
ル、ソレデアルカラ、自助的ニ之ヲ發達サ
セナケレバナラヌカラ、此労働組合法ト云
フモノヲ制定シテ、早ク之ヲ拵ヘタイ、斯
ウ云フ御説明デアッタ、何レカラ見マシテ
モ、現時ノ労働組合ヲ重要ト致シマシテ、
之ヲ保護シ、發達セシムルト云フ御精神デ
アラウ、即チ現在ノ労働組合ニ同情ノアル
根據デアッテ、單ナル禁壓主義ヤ取締主
義デハ――此理由書カラ見レバナイノデア
リマス、果シテ提案ノ理由ニ偽リガナイノ
ニ悖ルト謂ハナクチヤナラナイ、然ルニ此
條文ノ一々ヲ讀ンデ見マスト、是ハ取締主
義ナンデアル、保護主義ト云フヨリハ取締

寧口労働組合ノ典型ヲ作ルヤウニ見エルノ
デアリマス、ソレデ之ニ該當シナイモノハ
保護シナイト云フ結果ニナル、現時ノ組
合ヲ能ク見テ見マスト、此規定ニ當嵌マル
モノハ極メテ少イノデアル、即チ組合ノ過
細ナル——細カイ取締ニナリマシテ、其取
締ガ即チ現存ノ組合ヲ破滅シ、或ハ困難ニ
陥レシムルト云フ結果ニナルノデアルカ
ラ、即チ此内容ト云フモノハ、労働組合ノ
現在ノ状態ヲ重要ト認メテ、之ヲ保護スル
ト云フ此組合法案提出ノ理由書 即チ精神
トハ違テ居リマシテ、茲ニ内容ト理由書ト
ガ矛盾ヲシテ居ルノデアル、況ヤ今日ノ時
代ニ於キマシテハ、法律ト云フモノヲ先ヅ
作ツテ、其作ツタ法律ヲ以テ社會ノ總テノ事
相ヲ創造スルト云フガ如キコトハ、是ハ所
謂法律萬論設デアツテ、時勢運レノ事デア
リマス、法律ト云フモノハ事實が存在シテ
居ル、其事實ノ存在ヲ、如何ニ合理的ニ認
識セシムルカト云フ所ニ、法律ノ權威ガア
リ、法律ノ實際ガ行ハレルモノデハナカラ
ウカト思フ、即チ此労働組合法案ナルモノ
ハ茲ニ大ナル缺點ガアルノデアリマス、ダ
カラ昨年ノ議論ニ鑑ミテ、大ナル改造ヲシ
ナケレバナラナイノニ、其儘テ提出シテ來
タカラ、本年モ亦労働組合間ニ大反對ア
リ、又資本家モ大ニ之ヲ喜ンデ居ラヌト云
フ状態デアリマス、既ニ此基礎觀念ニ錯誤
ガアリマスカラ、隨テ理由書ハ現時ノ労働
組合ヲ保護スル如ク、而シテ此内容ハ現時
ノ労働組合ノ取締主義ニナツテ居ル、此内
容ト理由書トノ矛盾デス、明ニ矛盾ニナ
テ居ルガ、内務大臣ハ之ニ矛盾ガ無イト信
ジテオキデニナルノカドウカ、此點ヲ承

〔柏谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代
リ著席〕

第五ニ質問ヲシナケレバナラナイコトハ、勞働組合法ノ本質ト云フモノハ、此第二條ニ出テ居ルヤウニ、勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フノガ、即チ勞働組合法ノ本質デアリマス、組合員ノ共濟ト云フヤウナコトハ、是ハ謂ハミ伴タル目的デアツテ、主目的デハナイ、即チ其主タル目的デアル勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フコトガ主目的ナラバ、其主目的ヲ完全ニ到達セシメルノニハ、團體交渉權ト云フモノガ、トウシテモ必要ニナルノデアリマス、所ガ其團體交渉權ト云フコトハ、議論ガアルナドト云フヤウナコトヲ仰シヤルカモ知レナイ、只今山口君ニ對スル答辯デモ、我國ニ於テハ思想ノ潮流ガ二ツアツテ、一方ハ進ンダモノデ、一方ハドウトカシタモノデアルト言テ居ラレタ、ダカラ其團體交渉權ト云フヤウナ、其ヤウナ行キ過ギタモノハ、我國デハ取上げルコトガ出來ナイト云フヤウナ御考デアルカモ知レナイ、ソレナラソレデ何故サウ言ハナイカ、現ニ昨年政府ニ於テハ、團體交涉權ト云フコトヲ否定シテ居ラナイデハナイカ、肯定シテ居ルデハナイカ、昨年ノ委員會ニ於キマシテハ、此團體交渉權ノ質問ニ對シテハ、否認シナイバカリデハナイ、近キ將來ニ於テ單行法ヲ以テ之ヲ決メルト云シテ居ルデハナイカ、幾ラモサウ云フ點ガアリマスガ、唯、一箇所ダケヲ讀ンデ置キマス、昨年委員會ノ質問ニ對シマシテ、政府委員ノ答辯ニ「ソレデ勿論現在提出致シマシタ法案ノ中ニ團體契約即チ勞働者ガ團體的ニ企業者ト契約致シマシタ場合ニハ、之ト相反スル個々ノ勞働者ノ企業家ニ對スル勞働契約ヲ無效トスルト云フコトノ趣旨ヲ、直ニ此法案が否定シテ居ル次第デハ決

シテナイノデアリマス、是ハ先日來内務大臣カラ御答申上ダマシタ如ク、外國ノ構成於テモ勞働組合法又團體協約ト云フモノハ、自ラ構成上別ノ組織ニナツテ、別ノ構成ニ屬シテ居リマスカラ、是ハ尙ほ萬ト研究ヲ致シマシテ、近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定致シタイト思ヒマス」ト、斯ウ言テ居ルハ、是ハ謂ハミ伴タル目的デアツテ、主目的デハナイ、即チ其主タル目的デアル勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フコトガ主目的ナラバ、其主目的ヲ完全ニ到達セシメルノニハ、團體交渉權ト云フモノヲ出スト云フコトノ善イ惡イト云フコトノ議論ハ暫ク之ヲ預ツテ置キマスガ、唯、若シ政府ガ本當ニ正直デ、本當ニ議會ニ對スル誠意ガアリ、勞働者ニ對スル誠意ガアルナラバ、昨約束ヲ致シテ近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定シテ之ヲ提出スルト言タ、其言責ヲ履ンデ茲ニ團體交渉ノ單行法ヲ先づ以テ提出スルノガ、信義アル政治家ノ行動ト謂ハナケレバナラヌト思フ（拍手）一體ドウナサルノデスカ、此團體交渉權ノ問題ハ斯ク約束ヲシテ置キナガラ、何所マデ研究ヲシタカト云フノデス、何所マデ研究シテ何時御提出ニナル御考デアルカ、之ヲ承リタイ、ソレトモ其時々ノ答辯ヲシテ、後ハ忘レタルガ如ク、顧ミテ他ヲ語シテ居ルカドウカ、承リタイノデアリマス（拍手）第六ノ質問デアル、昨年ノ此案ヲ見マスルト、附則ニ「本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス」トアル、所ガ本年ノ附則ノ實施期日ヲ見マスト「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト御改正ニナツタ、總理大臣ハ大變諸方ヲ調査シテ略ダノ、ヘッタクレダノ言シテ居ルガ、略ドコロデハナイ、變タノハ實施期限ノ昨年七月一日カラ施行スルト云フノヲ、本年ハ其案ヲ廢メテ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムト變タ、是ガ一年間ニ於ケル勞働組合法案ノ唯一ノ御研究ノ結果ナノダ（拍手）是ハ首相ガ

兩方ノ議論ヲ參酌シテ、兩方カラ御賛成ヲ得ルヤウニシタト稱スル、唯一ノ改善否、唯一ノ改惡案デアルト言ヒタインデアリマス（拍手）一體此勞働立法ト云フモノハ、御水トハ、自ラ構成上別ノ組織ニナツテ、別ノ構成ニ屬シテ居リマスカラ、是ハ尙ほ萬ト研究ヲ致シマシテ、近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定致シタイト思ヒマス」ト、斯ウ言テ居ルハ、是ハ謂ハミ伴タル目的デアツテ、主目的デハナイ、即チ其主タル目的デアル勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フコトガ主目的ナラバ、其主目的ヲ完全ニ到達セシメルノニハ、團體交渉權ト云フモノヲ出スト云フコトノ善イ惡イト云フコトノ議論ハ暫ク之ヲ預ツテ置キマスガ、唯、若シ政府ガ本當ニ正直デ、本當ニ議會ニ對スル誠意ガアリ、勞働者ニ對スル誠意ガアルナラバ、昨約束ヲ致シテ近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定シテ之ヲ提出スルト言タ、其言責ヲ履ンデ茲ニ團體交渉ノ單行法ヲ先づ以テ提出スルノガ、信義アル政治家ノ行動ト謂ハナケレバナラヌト思フ（拍手）一體ドウナサルノデスカ、此團體交渉權ノ問題ハ斯ク約束ヲシテ置キナガラ、何所マデ研究ヲシタカト云フノデス、何所マデ研究シテ何時御提出ニナル御考デアルカ、之ヲ承リタイ、ソレトモ其時々ノ答辯ヲシテ、後ハ忘レタルガ如ク、顧ミテ他ヲ語シテ居ルカドウカ、承リタイノデアリマス（拍手）第六ノ質問デアル、昨年ノ此案ヲ見マスルト、附則ニ「本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス」トアル、所ガ本年ノ附則ノ實施期日ヲ見マスト「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト御改正ニナツタ、總理大臣ハ大變諸方ヲ調査シテ略ダノ、ヘッタクレダノ言シテ居ルガ、略ドコロデハナイ、變タノハ實施期限ノ昨年七月一日カラ施行スルト云フノヲ、本年ハ其案ヲ廢メテ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムト變タ、是ガ一年間ニ於ケル勞働組合法案ノ唯一ノ御研究ノ結果ナノダ（拍手）是ハ首相ガ

シテナイノデアリマス、是ハ先日來内務大臣カラ御答申上ダマシタ如ク、外國ノ構成於テモ勞働組合法又團體協約ト云フモノハ、自ラ構成上別ノ組織ニナツテ、別ノ構成ニ屬シテ居リマスカラ、是ハ尙ほ萬ト研究ヲ致シマシテ、近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定致シタイト思ヒマス」ト、斯ウ言テ居ルハ、是ハ謂ハミ伴タル目的デアツテ、主目的デハナイ、即チ其主タル目的デアル勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フコトガ主目的ナラバ、其主目的ヲ完全ニ到達セシメルノニハ、團體交渉權ト云フモノヲ出スト云フコトノ善イ惡イト云フコトノ議論ハ暫ク之ヲ預ツテ置キマスガ、唯、若シ政府ガ本當ニ正直デ、本當ニ議會ニ對スル誠意ガアリ、勞働者ニ對スル誠意ガアルナラバ、昨約束ヲ致シテ近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定シテ之ヲ提出スルト言タ、其言責ヲ履ンデ茲ニ團體交渉ノ單行法ヲ先づ以テ提出スルノガ、信義アル政治家ノ行動ト謂ハナケレバナラヌト思フ（拍手）一體ドウナサルノデスカ、此團體交渉權ノ問題ハ斯ク約束ヲシテ置キナガラ、何所マデ研究ヲシタカト云フノデス、何所マデ研究シテ何時御提出ニナル御考デアルカ、之ヲ承リタイ、ソレトモ其時々ノ答辯ヲシテ、後ハ忘レタルガ如ク、顧ミテ他ヲ語シテ居ルカドウカ、承リタイノデアリマス（拍手）第六ノ質問デアル、昨年ノ此案ヲ見マスルト、附則ニ「本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス」トアル、所ガ本年ノ附則ノ實施期日ヲ見マスト「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト御改正ニナツタ、總理大臣ハ大變諸方ヲ調査シテ略ダノ、ヘッタクレダノ言シテ居ルガ、略ドコロデハナイ、變タノハ實施期限ノ昨年七月一日カラ施行スルト云フノヲ、本年ハ其案ヲ廢メテ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムト變タ、是ガ一年間ニ於ケル勞働組合法案ノ唯一ノ御研究ノ結果ナノダ（拍手）是ハ首相ガ

シテナイノデアリマス、是ハ先日來内務大臣カラ御答申上ダマシタ如ク、外國ノ構成於テモ勞働組合法又團體協約ト云フモノハ、自ラ構成上別ノ組織ニナツテ、別ノ構成ニ屬シテ居リマスカラ、是ハ尙ほ萬ト研究ヲ致シマシテ、近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定致シタイト思ヒマス」ト、斯ウ言テ居ルハ、是ハ謂ハミ伴タル目的デアツテ、主目的デハナイ、即チ其主タル目的デアル勞働條件ノ維持又ハ改善ト云フコトガ主目的ナラバ、其主目的ヲ完全ニ到達セシメルノニハ、團體交渉權ト云フモノヲ出スト云フコトノ善イ惡イト云フコトノ議論ハ暫ク之ヲ預ツテ置キマスガ、唯、若シ政府ガ本當ニ正直デ、本當ニ議會ニ對スル誠意ガアリ、勞働者ニ對スル誠意ガアルナラバ、昨約束ヲ致シテ近キ將來ニ於テ單行法ヲ制定シテ之ヲ提出スルト言タ、其言責ヲ履ンデ茲ニ團體交渉ノ單行法ヲ先づ以テ提出スルノガ、信義アル政治家ノ行動ト謂ハナケレバナラヌト思フ（拍手）一體ドウナサルノデスカ、此團體交渉權ノ問題ハ斯ク約束ヲシテ置キナガラ、何所マデ研究ヲシタカト云フノデス、何所マデ研究シテ何時御提出ニナル御考デアルカ、之ヲ承リタイ、ソレトモ其時々ノ答辯ヲシテ、後ハ忘レタルガ如ク、顧ミテ他ヲ語シテ居ルカドウカ、承リタイノデアリマス（拍手）第六ノ質問デアル、昨年ノ此案ヲ見マスルト、附則ニ「本法ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ實施ス」トアル、所ガ本年ノ附則ノ實施期日ヲ見マスト「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」ト御改正ニナツタ、總理大臣ハ大變諸方ヲ調査シテ略ダノ、ヘッタクレダノ言シテ居ルガ、略ドコロデハナイ、變タノハ實施期限ノ昨年七月一日カラ施行スルト云フノヲ、本年ハ其案ヲ廢メテ、勅令ヲ以テ之ヲ定ムト變タ、是ガ一年間ニ於ケル勞働組合法案ノ唯一ノ御研究ノ結果ナノダ（拍手）是ハ首相ガ

決シテ喜ンデ居ラナイノデアリマス(ヒヤ)諸君、今ヤ普選ノ實施期ハ近クナッテ居ル、來年ハ普選ヲ行フ、普選ヲ行ヘバ勞働者ノ代表者ガ必ズ何名カ出テ來ル、縱ソバソレガタント出テ來ナイニシテモ、普選ヲ經テ來タ後ノ總改選後ノ其議會ハ、普選ノ意思ガ茲ニ反映ヲシタ議會ニナルノデアリマスカラ、此普選後ノ議會ニ於テ勞働者保護ノ法律ヲ制定スルト云フコトガ、是ガ一番自然デ適正ナル遺万デアル思フノデアリマスカラ、此意味ヲ以テ斯ル見セビラカシナ、不完全ナル法律案ハ奇麗ニ撤回ナサツタラ如何デアルカ、之ヲ御勧メヨシ、且ツ質問ヲスルノデアリマス、是ダケノ質問ニ對シマシテ、希クハ安達内務大臣及若槻總理大臣ハ、直接ニ御答辯ヲ願ヒタイ、社會局長官ノ受責ダケハ才止メニナリマシテ、簡単デモ宜イカラ、貴方自身ノ頭カラ出タ御答辯ヲ願ヒマシテ、此壇ヲ降ルノデアリマス(拍手)

怪シカラヌ、ソレデ此法案ヲ確信アツテ
提出シタカドウカ、是ガ第一ノ御尋ノ冒
頭デアリマシタガ、成程提出期ノ遅レタ
ノハ、前ニ申上ゲマシタ通り甚ダ遺憾ト致
シマス、併ナガラ此法案ヲ出シマスニ付キ
マシテハ、能ク輿論ニモ稽ヘ、各方面ノコ
トニ參酌シテ、何トカ之ヲ改正スペキ所ガ
見出サレタナラバ、改正シヤウト云フ考ヲ
起シタノデアリマス、所ガ前ニ御詫シタ通
リ、矢張昨年提出シタ案ヨリ外ニ、現政府
トシテハ此文字ヲ加除修正スル所ヲ見出サ
ヌノデアリマス、ソレデ已ムヲ得ズ矢張昨
年同様ノ案ヲ出シタノデアリマス、決シテ
誠意ガ無イノデモ何デモナイ、全ク誠意ヲ
以テサウシテ確信アツテ、之ヲ提出シタノデ
アル、ソレデ前ノ御問ノ第一條ノ職業別ガ
宜シクナイ、産業別ガ宜シクナイト云フ御
尋ハ、是ハ山口君ニ御答シタト同様デアリ
マシテ、我國ノ現在ノ状態デハ、産業別、
職業別トシテノ勞働組合ヲ認メルガ一番適
當デアルト思ヒマシテ、又現在我國ニ行ハ
レテ居ル所ノ勞働組合ガサウデアリマスカ
ラ、是ヨリ以上之ヲ殊更ニ認メナイト云フ
コトハ、吾々ハ必要ヲ感ジナイノデアリマ
スカラ、ソレデ産業別、職業別ノ個人本位
ノ勞働組合ヲ認メルト云フコトヲ、立法ノ
原則トシテアルノデアリマス、隨テ第二ノ
組合聯合ノ事ニ付テハ、是ハ既ニ認メテ居
ル、唯、其法人タル資格ヲ與ヘザルノミデア
リマシテ、其聯合組合ノ効ト云フモノハ一
向差支ハナイ、其聯合組合ノ設立ト云フモ
ノヲ認メテ居ル、唯、法人格ヲ與ヘナイト云
フ事ダケノ違ヒデアリマスカラ、是ハ是ヨ
リ以上ト云フモノハ、質問ニアラズシテ意
見ノ相違デアル、ソレカラ此法案ハ組合ヲ
強制シテ法人トスルト云フヤウナ御言葉が

組合ヲ強制シテ法人トスルノデハアリマセ
ヌ、是ハ自由デアル、決シテ是ハ法人トシ
テ強制スルノデモ何デモナイ、此法案ニ依
ラズシテ労働組合ヲ造ルノハ自由デアル、
ソレカラ罰則ガ無イ、是ハ昨年カラノ御問
ノヤウデアリマスガ、此第十四條ニ於キマ
シテハ、此解雇ノ意思表示ハ之ヲ無效トスト
シテアル、ソレデ罰則ハゴザイマセナクト
モ、民事上無效トナリマスレバ、是ハ確ニ目
的ヲ完全ニ達スルモノト認メルノデアリマ
スカラ、其他何等モ労働者ニ利益ニナルヤ
ウナコトハ無イト云フ事デアリマスガ、只
今罰則ノ問題ニ觸レ居ル所ノ第十四條ニ
付キマシテモ、組合員ノ即チ労働組合員ノ
地位ニ保障ヲ與ヘ、又「ストライキ」ノ損害
賠償ノ責任ヲ免除スルト云フコトハ、皆労
働者ノ方ニ對スル同情シタ所ノ立法デアラ
ウト考ヘテ居リマス、ソレデ此場合ニ罰則
ヲ設ケナクトモ、此解雇ノ意思表示ハ之ヲ
無效トスルト云フコトデ、今日ノ社會ニ對
シテハ、適當ノ規定デアル、斯ウ考ヘテ居
御詰ニナリマシタガ、是ハ御尤デアリマス、
併ナガラ最初辯解致シマシタ通りノ事情ガ
アツテ遅レ、而シテ提案シタノハ二月ノ二
十八日デアリマスガ、二月二十八日カラ今
日マデ上程スルコトヲ得ザリシハ、先ニ提
案ノ時ニ申シマシタ通り、種々ノ他ニ急グ
法案ガアツテ、豫算關係ノ爲ニ今日マデ議
致シテ、貴族院ノ通過ヲ圖リタイト考ヘテ
居リマス、モウ此衆議院ニ於キマシテハ、
山口サンニシテモ、安藤サンニ致シマシテ
モ、昨年モ十分委員會及本會議ニ於テ質問

應答ガ濟ンデ居リマスカラ、ソレデ茲ニ御
繰返シニナラクテモ、大抵ノ事ハ分ッテ
居リマスカラ、衆議院ノ方が幸ニ速ニ通過致
シマシタナラバ、貴族院ノ通過ヲ圖ル見込
ガアルノデアリマス、ソレカラ提出ノ理由
ト内容トガ矛盾シテ居ル、決シテ私ハ提出
ノ理由ニ述べマシタ所ト、此内容ハ矛盾シ
テ居ラヌト考ヘテ居リマス、基礎觀念ノ錯
誤ガアル、ソレハ安藤君ノ御考ノ基礎觀念
カラシタラサウ言ハレマスカモ知レマセヌ
ガ、吾々ノ此法案ニ對スル所ノ基礎觀念ハ
決シテ錯誤シテ居ナイ、之ヲ以テ勞働者ノ
總テノ條件ノ維持改善ト云フコトヲ圖リタ
イト云フ考ヲ起シテ居リマスカラ、決シテ
基礎觀念ノ錯誤ハナイノデアリマス、ソレ
カラ團體交渉權ノ御話ガアリマシタガ、是
ハ必シモ勞働組合法案ニ於テ規定セナクテ
モ、他ノ法制ノ下ニ之ヲ規定ヲシテ宜シイ
ト考ヘテ居リマスガ、是ハ委員會ニ於テ昨
年種々ノ質問應答ガアッタサウデアリマス
カラ、其他ノ詳シシ事ニ付キマシテハ、他
ノ政府委員ヨリ御答スル方ガ却テ便利ト思
ヒマスカラ、他ノ政府委員カラ御答スルコ
トニ致シマス、ソレカラ附則ニ付テ、附則
ヲ七月一日ヨリ施行スルト云フコトヲ、勅
令ヲ以テ之ヲ定ム改メタ、是ダケガ改メ
タト御話ニナリマシタガ、成程變テ居リ
マス、併ナガラ此法案ガ通過スレバ、矢張
七月一日ヨリ之ヲ施行シテモ少シモ差支ナ
イノデアリマスカラ、何等其内容ニ付テ變
ケテ此法案ヲ排ヘタトカ、斯ル骨抜ノ法案
リハゴザイマセヌ、之ヲ要スルニ山口君ノ
御尋モ、安藤君ノ御尋モ、吾々憲政會及
政府ハ、資本家ニアリ、資本家ノ壓迫ヲ受
ケテ此法案ヲ排ヘタトカ、斯ル骨抜ノ法案
ヲ排ヘタト云フ御言葉ガアリマシタガ、サ
ウ云フコトハ全然吾々ニアリマセヌ、先
刻御詰致シマシタ通り、吾々考デハ、一

ゲルヤウナ取締ガ多イカラ、其觀念ニ矛盾ガアル、斯ウ言テ君ル、矛盾ガナイノナラナイト云フコトヲハキリ言テ貰ハナケレバ困ルノデアリマス、ソレカラ依次官カラ御答ガアツタ團體交渉權ノコトデアリマスガ、是ハ勞働組合法ニ直グ出スヨリハ、是ハ別三單行法トシテ出シタ方ガ適當ダト考ヘルト、斯ウ仰シヤル、ソレハ昨年モ其通り言テ居ル、ソレデサウ約束ヲシテ居ル、近ク單行法ヲ制定スルト云フコトヲ明言シテ約束ヲシテ居ルノダカラ、議院ニ對スル約束ヲシテ居ルノダカラ、此勞働組合法ヲ提出スル際ニハ、團體交渉權ノ方ノ成行ハドウナツタカトニ云フコトヲ添ヘテ言ハナケレバ、言責ハ濟マナイト云フコトヲ言フノデアル、ソレニ對シテ、ドウ云フ成行ニナッテ居ルカ、ソレハッキリ伺ヒタインノデアリマス、ソレカラ實施期ハ七月一日トシテモ一日デモ差支ハナイト、安達内相代理ハ仰セニナツタ、ソレナラバ何故ハキリ七月一日ト書カナイ、追窮セザレバ延バセルダケ延バシテ行カウト云フヤウナ考ガ腹ノ底ニ云フコトヲ伺フノデアリマス、最後ニ若槻總理大臣ノ「略」ノ辯ヲ謹聽致シマシタ、私ハ「略」ノ辯ナドハ伺ヒタクナイ、是ハモット漢學者ニ行シテ伺テモ宜イ、ソンナ字句ヲ伺テ居ルノデハナイ、總理大臣ノ御考ガデスネ、言フコトガ此間ノ御答辯デハ些トモ分テ居ラナイ、色ニノ比較研究ヲシテソレニ手間取ッタ云フ、サウシテ兩方ノ議論ガドツチモ贊成ノ出來ルヤウナ案ヲ出サウト思ウタカラ、調査ニ手間取ッタ云フ、所ガ、ソレハ出シテ居ラナイ、サウ

云フ風ニ調査ハシテ居ラナイ、是デハドウ
モ一方ノ議論デ贊成ハ出來ナイト云フコト
ニナルノデアリマスカラ、其點ノ調和ハ決
シテシテハ居ラナイノデアリマス、ソレカ
ラ色ニノ議論ガアルト仰シヤルガ、ソレナ
ラ先年憲政會ガ數回此議場ニ御提出ニナッ
タ勞働組合法案、之ニ對シテ如何ニ御考ニ
ナツテ居ルノデアルカ、現ニ安達内務大臣代
理モ、先年ハ認可主義ヲ採テ居ルガ、今度ハ届出主義ヲ採テ居ルカラ、憲政會ノ案
ヨリモ今度ハ進ンデ居ルト云フコトヲ言
テ居ル、併シ憲政會ノ先年出シタ案ノ方ガ
進ンデ居ル點モアル、ダカラ先年憲政會モ
提出シテ居ルノデスカラ、是等ノ點モ能ク
參酌シテ御考ニナルト云フコトガ、寧ロ政
治家トシテノ必要ナ事デハアルマイカト思
フノデアリマス、デ私ハ總理大臣カラ決シ
テ略、「ト云フヤウナコトヲ伺テ居ルノデ
ハナイカ、御答辯ニ餘り信義ガナイ、一時
ヲ瞞過スルト云フ態度ガ甚ダ面白クナイカ
ラ、其點ニ付テ注意シ、且ツ御質問ヲ申上
ダタ次第デアリマスルカラ、左様御含フ願
ヒタインデアリマス、先程申上ダタ點ニ付
キマシテ、モウ一應安達内務大臣カラ御答
辯ヲ願ヒタイノデアリマス、併ナガラ唯、一
言申上ダテ置ク、安達内務大臣ハ、是ハ臨
時内務大臣デ、本務デハナイノダカラ、能
ク労働立法ナドヲ御説解ニナラナイデモ、私
は致方ガナイト私ハ認メル、ダカラ貴方
ガ此所ニ再ビ出テ私ノ質問ニ對スル御答辯
ハ、恐ラクハ、貴方が幾ラ仰シヤッテモ、私
共トハ意見モ一致セザルノミナラズ、私ノ
意ヲ満足セシムルコトハ出來ナカラウト思
フノデアリマスカラ、再ビ私ハ壇ニ立チマ
セヌ、併ナガラ私ノ今申上ダタコトハ十分
貴方カラ御答辯ヲ願ヒタイノデアリマス

○國務大臣（安達謙藏君） 安藤君ノ再ビノ
御問デアリマスガ、第一自分ハ確信ノ點ヲ問
ウタ、内務大臣トシテ此法案ヲ提出スルニ
付テ確信ガアルカドウカト云フ事デアリマ
ス、無論確信ヲ御問ニナツタラ確信ガアリ
マスト云フコトヲ簡単ニ申上ダル外ハナイ
ノデアリマス、其根本ニ付キマシテ安藤君
ノ御見込ト、吾々ノ見込ト、根本が違テ
居ル、即チ貴方ノ言ハレル基礎觀念ガ違テ
居リマスカラ、ソレデ確信ガアレバコソ茲
ニ提案ヲシマス、確信ガナタシテ、サウシテ
テ苟モ一時ヲ糊塗スル爲ニ提案スルヤウナ
コトハ萬々アリマセヌ（拍手）ソレカラ二月
二十八日ニ出シタト云フコトニ對シテ、貴
任ヲ議會ニ負ハセルヤウナ云々ト云フコト
ハソント考ハ少シモ持ッテ居リマセヌ、唯、
二月二十八日提案シタケレドモ、種々ノ
都合ノ爲ニ、今日マテ是ガ議事日程ニ上ラ
ナイデ、此提案ガ出來ナカッタコトヲ甚ダ
遺憾トスルト云フコトヲ申上ダタノデアリマ
スカ、ソレカラ其基礎觀念ニ付テ、先程御
話ノ吾々ハ無論此組合法ノ内容ハ勞働組合
ノ保護助長ヲスル爲ニ提案シタノデアリマ
スカ、提案ノ理由ニ申シマシタ此内容ト
ハ、何等ノ矛盾モナイト云フ 確信ヲ持ッテ
居リマス、ソレカラ附則ノ七月一日ガ勅令
ヲ以テ定ムルトナツテ居リマスカラ云々ト
云フ御話デアリマスガ、是ハ七月一日ニ施
行シテモ宜シ、又假ニ申セバ都合次第デハ
六月ニ繰上げテモ宜シ、又八月ニ繰下ダテ
モ宜カラウト考ヘテ居リマス、其邊ノ自由
ヲ認ムル爲ニ勅令ヲ以テ規定シタニ過ギナ
イ

○安藤正純君 只今ノ御答辯ノ基礎觀念ガ違フト云フノハ、政府ト私ノ方トノ基礎觀念ガ違フト云フコトヲ先刻カラ言テ居ルノデハナイ、政府ソレ自身ノ基礎觀念ニ於テ、理由精神ト、ソレカラ内容規定ト、其點ダケヲ言テ置キマス、是ハ幾ラ此處處質問應答ヲ繰返シテモ盡キマセヌカラ、是デ私ハ不満足ノ意ヲ茲ニ表明シテ此質問ヲ打切りマス

（猪野毛利榮君登壇）

○猪野毛利榮君 今日本ガ世界的ニ進ンデ行クノニハ、ドウシテモ私共ハ内ニ普通選舉ト、モウツハ勞働立法ノ完成ヲ圖シテ行カナクチヤナラヌト云フコトヲクク考へテ居タノデアリマヌガ、本當ニ言ヘバ普通選舉ト共ニ勞働組合法ハ相並ンデ提出スベキ性質ノモノデアル、今日選レタノハ是ハ已ムヲ得マセヌガ、併シ遲レテモ宣シイ、完全ナモノナラバ吾々ハ多少遅レテモ宜シイノデアリマスガ、憲政會ガ大正九年カラ此問題ヲ黨ノ政務調査會テ論議ヲサレテ、大正十年ニ懨カ今ノ安達現内相代理外數氏ノ名前ニ依シテ提案ヲサレテ居ルヤウニ考ヘテ居ル、二三回出シテ居ルノデアリマスガ、其出シテ居ル案ノ内容ノ中ニ、勞働組合法トシテノ其精神トスペキ、其骨子トスベキ聯合體ヲ、安達君ノ提案デハ之ヲ認メ、現ニ憲政會ガ出シタアノ案ノ二十九条ニハアルノデアル、社會ガ段々進歩シテ行キ、政府ガ官民共ニ研究ヲサレテ、サウシテ此社會ノ實情ニ副ウタ所ノ進歩シタル意見ガ現ハレルカト思タラ、數年前ヨリハ退歩致シテ居ル、勞働者ニハ非常ナ不便デ、資本家ノ喜ブ企業家ノ喜ブト云フ案、

サウ云フ内容ノモノガ出サレタト云フコトハ、頗ル私ハ遺憾ニ思フノデアル、而シテ今若櫻總理大臣、及ビ安達臨時内相ノ意見ヲ承リマスト、總理大臣ハ官僚上リダカラソレデ宜イニシタ所デ、安達君ハ是ハ何トシテモ生抜キノ政黨ノ出身デアルガ故ニ、今少シク勞働問題ニ理解ガアルカト吾々ハ期待シテ居タノデアル、昨年ヨリ今日マデ延バシタ其間ニ、憲政會ト政府トガ力ヲ協セテ少シク案ヲ練テ、成程日本ハ勞働立法ニ付テハ世界ノ文明國ノ中ニ於テ一番遅レテ居ルガ、遲カツタケレドモ斯ノ如キ立派ナモノガ出來タト言ハレルダケノモノガ出来ルカト思ヒマシタ所、豈圖ランヤ今回出来ル君ノ言ハレルコトヲ聽キ、若櫻俱樂部ナドデ、資本家ガ寄テ話ヲスルヤ而シテ安達君ノ証カレルコトヲ聽キ、若櫻君ノ言ハレルコトヲ聽ケバ、是ハ全ク工業サレタル案ハ實ニ羊頭狗肉ノ組合法デアル、ウナ工合ノ意味ノ答辯デアル、安達君ハ隅ノ細カイコトニ付テハ分ラヌカモ知レスケレドモ、セメテ其言葉ヲ通ジテ、安達君ノ思想が成程此多數勞働者ニ理解ガアルトコトハ出來ヌノデアル、苟モ安達君ガ先ノ演説デ申サレタ如ク、即チ組合ノ利益或ハ向上或ハ之ヲ伸張サセルト云フヤウナコトハ出來ヌノデアル、安達君ガ先ノ演説デ申サレタ如ク、即チ組合ノ利益或ハ相鼎立ヲシテ、共ニ進ンデ行カナクテハ、其國ノ勞働率ハ上ラズ、其國ノ產業ト云フモノハ發展ヲシナインデアル、政府ニ於居ルノデアルケレドモ、此三ツガ鼎立スペキ労働者ニ都合ノ好イ所ノ勞働條件ノ改善、維持向上、發展ニ關スルヤウナ案ト云フヤウナモノハ、今マデ一向ニ出サナイ、出シ

タ所ノモノヲ見レバ、斯ノ如キ杜撰ナルモノデアル、此意味ニ於テ私ハ頗ル失望致シタノデアリマス、ソコデ安達君ニ一ツドウシテモ聽カナケレバナラヌコトガアル、安達君ガ言ハレタノハ聯合體ハ法人格ト認メルコトガ出來ヌト云フ、是ガ安達君ノ根本觀念デアル、組合其モノガ惡クナイナラバ、之ヲ聯合シタモノガ何故惡イカ、此一點デアル、惡クナイナラバ何故之ヲ法人格トシテ認メナイノデアルカ、是ハ吾々ノ頗ル疑問トスル所デアル、惟フニ安達君ノ思想ハ、大多數ノ者ガ團結スレバはハイカヌト云フ思想ノ現レデアル、今日ノ暴壓ナル大資本家、大企業家ニ對シテ其日ニ働くナクチヤ食ヘヌ勞働者ノ之ニ對スル唯一ノ武器ハ何デアル、即チ弱キナガラモ多數團結シテ暴壓ナル企業家、資本家ニ對抗スルニハ、聯合多數ノ力ナクテハナラヌノデアル、此力ガ認メラレナカツタト云フコトニナッテ來テハ、麝香カラ香ヲ抜イタヤウナモノニナリハシマセヌカ、此點ヲ本氣デ安達君ニ聽キタイ、ドウモ安達君ハ資本企業ニ付テハ理解ガアルカモ知レナイガ、勞働ノ方ニ付テハ一向理解ガナイヤウニ考ヘラレル、吾々ヲ失望贍サセタ所以ハ、一二此處ニアルノデアリマス、若シ安達君ノ言フヤウナコトニシテ、此組合ノ法人人格ヲ認メヌト云フコトニナツタナラバ、ドウデアル、必ズ此認メタル組合ト、認メナイ組合トノ間ニ葛藤ヲ生ズル、サウシテ認メラレタ所ノ組合ハ、政府ノ御用ヲスル、認メラレナイ所ノ組合ト云フモノハ、繼子扱ヒデアル、茲ニ即チ階級戰爭ガ起り、社會ハ不安ヲ來スルノデアル、現ニ英國ナドニ於キマシテモ、此團體契約ヲ拒ンダ時ニ於キマシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルメテ偉力ガアルノデアル、而シテ此場合ニ於キマシテモ、此團體契約ヲ拒ンダ時ニ於キマシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルト云フ所ノ力アル最後ノ斷案ガ、其處ニ現行法トシテ出サレルト云フコトヲ、屢々言ハレテ居ナケレバナラスト思フノデアル、アリマセヌカ、最早數十年經ツ、佛蘭西ニ於テモサウデアル、千八百八十四年ニ

ハ聯合ノ組合法ハ之ヲ認メナカツタガ爲ニ、佛國ニ於テハ產業界デハ非常ニ大騒動ガ起シタノデアル、サウシテ政府ガ困リテ其結果千九百二十年ニ之ヲ認メテ、今日ノ狀態ニ達君ガ言ハレタノハ聯合體ハ法人格ト認メルコトガ出來ヌト云フ、是ガ安達君ノ根本觀念デアル、組合其モノガ惡クナイナラバ、之ヲ聯合シタモノガ何故惡イカ、此一點デアル、惡クナイナラバ何故之ヲ法人格トシテ認メナイノデアルカ、是ハ吾々ノ頗ル疑問トスル所デアル、惟フニ安達君ノ思想ハ、大多數ノ者ガ團結スレバはハイカヌト云フ思想ノ現レデアル、今日ノ暴壓ナル大資本家、大企業家ニ對シテ其日ニ働くナクチヤ食ヘヌ勞働者ノ之ニ對スル唯一ノ武器ハ何デアル、即チ弱キナガラモ多數團結シテ暴壓ナル企業家、資本家ニ對抗スルニハ、聯合多數ノ力ナクテハナラヌノデアル、此力ガ認メラレナカツタト云フコトニナッテ來テハ、麝香カラ香ヲ抜イタヤウナモノニナリハシマセヌカ、此點ヲ本氣デ安達君ニ聽キタイ、ドウモ安達君ハ資本企業ニ付テハ理解ガアルカモ知レナイガ、勞働ノ方ニ付テハ一向理解ガナイヤウニ考ヘラレル、吾々ヲ失望贍サセタ所以ハ、一二此處ニアルノデアリマス、若シ安達君ノ言フヤウナコトニシテ、此組合ノ法人人格ヲ認メヌト云フコトニナツタナラバ、ドウデアル、必ズ此認メタル組合ト、認メナイ組合トノ間ニ葛藤ヲ生ズル、サウシテ認メラレタ所ノ組合ハ、政府ノ御用ヲスル、認メラレナイ所ノ組合ト云フモノハ、繼子扱ヒデアル、茲ニ即チ階級戰爭ガ起り、社會ハ不安ヲ來スルノデアル、現ニ英國ナドニ於キマシテモ、此團體契約ヲ拒ンダ時ニ於キマシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルト云フ所ノ力アル最後ノ斷案ガ、其處ニ現行法トシテ出サレルト云フコトヲ、屢々言ハレテ居ナケレバナラスト思フノデアル、アリマセヌカ、最早數十年經ツ、佛蘭西ニ於テモサウデアル、千八百八十四年ニ

ト云フモノハ、考慮ト云フコトデアル若櫻總理大臣ノ言ハレル考慮ト云フコトハ屢々、社會風教ノ上ニ於テモ、總テノ上ニ於テモ、誤解ヲ來シ、色ニナル惡結果ヲ來シテ居ルノデアリマスカラ、後日出スト云フ此處ニ提出シタ時ニ初メテ之ヲ信用スルノデアル、此勞働組合法ニ於テハ、團體契約權ノ所デアリテ此骨抜ニシタモノヲ出シテハ、何ナルコト安定ヲ得タノデアル、之ヲ一ナッテ、ヤット安定ヲ得タノデアル、之ヲ一タノデアリマス、ソコデ安達君ニ一ツドウシテモ聽カナケレバナラヌコトガアル、安達君ガ言ハレタノハ聯合體ハ法人格ト認メルコトガ出來ヌト云フ、是ガ安達君ノ根本觀念デアル、組合其モノガ惡クナイナラバ、之ヲ聯合シタモノガ何故惡イカ、此一點デアル、惡クナイナラバ何故之ヲ法人格トシテ認メナイノデアルカ、是ハ吾々ノ頗ル疑問トスル所デアル、惟フニ安達君ノ思想ハ、大多數ノ者ガ團結スレバはハイカヌト云フ思想ノ現レデアル、今日ノ暴壓ナル大資本家、大企業家ニ對シテ其日ニ働くナクチヤ食ヘヌ勞働者ノ之ニ對スル唯一ノ武器ハ何デアル、即チ弱キナガラモ多數團結シテ暴壓ナル企業家、資本家ニ對抗スルニハ、聯合多數ノ力ナクテハナラヌノデアル、此力ガ認メラレナカツタト云フコトニナッテ來テハ、麝香カラ香ヲ抜イタヤウナモノニナリハシマセヌカ、此點ヲ本氣デ安達君ニ聽キタイ、ドウモ安達君ハ資本企業ニ付テハ理解ガアルカモ知レナイガ、勞働ノ方ニ付テハ一向理解ガナイヤウニ考ヘラレル、吾々ヲ失望贍サセタ所以ハ、一二此處ニアルノデアリマス、若シ安達君ノ言フヤウナコトニシテ、此組合ノ法人人格ヲ認メヌト云フコトニナツタナラバ、ドウデアル、必ズ此認メタル組合ト、認メナイ組合トノ間ニ葛藤ヲ生ズル、サウシテ認メラレタ所ノ組合ハ、政府ノ御用ヲスル、認メラレナイ所ノ組合ト云フモノハ、繼子扱ヒデアル、茲ニ即チ階級戰爭ガ起り、社會ハ不安ヲ來スルノデアル、現ニ英國ナドニ於キマシテモ、此團體契約ヲ拒ンダ時ニ於キマシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルシテハ、資本主ヲ罰スル、企業主ヲ罰スルト云フ所ノ力アル最後ノ斷案ガ、其處ニ現行法トシテ出サレルト云フコトヲ、屢々言ハレテ居ナケレバナラスト思フノデアル、アリマセヌカ、最早數十年經ツ、佛蘭西ニ於テモサウデアル、千八百八十四年ニ

ル、或ハ切崩サレルト云フコトニナル、是ハ金ガ缺乏シテ居ルカラデアル、シテ見レバ此勞働組合ハ、平生ニ於テ絶エズ營利的行爲ヲヤツテ、或ハ印刷業ヲヤルトカ、或ハ鐵工業ヲ許シテ、其腕ニ覺ノアル者ガ寄ッテサウシテ自前デ以テ利益ヲ擧ゲテ行クト云フコトヲヤルノナクテハナラヌト思フノデアル、而シテ又一面ニ於テ新聞紙ヲ發行シテ、サウシテ一面ニ於テハ、勞働者ノ欲スル所ノ政治的ノ要求ヲ満足セシムルト云フコトモ必要デアル、即チ普通選舉ノ獲得デアルトカ云フヤウナコトハ、眞先ニ勞働者ガ叫ンデ立ツベキモノノデアル、斯ウ云フコトヲ組合ニ許サヌト云フコトハ、是ガ勞働組合ノ活動ヲ十分ニシ、機能ヲ十分ナラシムル所以デナカラウト私ハ思フノデアル、然ルニ此組合法ニ於テハ、此内容ヲ禁ジテ居ルノデハアリマセヌカ、恰モ口ヲ緘シテ物ヲ言ヘ、手足ヲ縛テ走レト云フガ如キモノデハアリマセヌカ、出來ナイコトヲ、政府ノ方ニ於テ言ガテ居ルノデハアリマセヌカ、ダカラ是ハ有名無實ノ即チ外形ニノミ現ハレタ所ノ組合法デアル、是ガ私共ノ疑ノ所以デアル、政府ノ所見如何デアリマスルカ、曩ニモ一寸云ヒマシタガ、公認非公認ト云フコトハ、安達サンノ方カラ言出しタコトデアルガ、是ハ實ニ此法案ニ伴ウテ將來大問題ヲ起ス所ノ因ニナツテ居ルト思フノデアル、今マデ出來テ居ル所ノ五百ノ團體、三十万ニ近イ員數ノ者ガ、今日政府ノ言フガ如キ組合法案ノ型ニ當嵌ルコトヲ喜ブヤ否ヤ、若シ喜バズシテ之ニ加入セナカツタナラバドウスル、加入セナカツタナラバ繼子デアル、是ガ繼子ト本子、政黨ニ於ケル所ノ選舉ノ時ニ、公認非公認ノ争ガ起キテ、地方ノ地盤ニ龜裂ヲ來スガ如キコトニナル、何ガ故ニ政府ハ此勞働組合ノ

自分ノ言フコトヲ聽ク奴、自分ガ指導スルニ合ガ好イ奴ハ之ヲ公認トシ、然ラザルニ一視同仁ノ態度ヲ執ラヌ、開放主義ヲ執ラヌカト云フコトヲ、私ハ疑フノデアリマス、現ニ今マデ國際労働會議ニ出席テ居タ所ノ彼ノ労働代表ノ如キハ、今日ノ規定ニ當嵌ラヌ所ノ、即チ此非公認ノ團體カラ出シタノデハアリマセヌカ、將來ニ於テ以前ハ非公認カラ出シタガ、今度ハ公認デナクテハ外國へ出サヌト云フヤウナコトニナシタ時ニ於テハ、必ズ私ハ茲ニ一ツ騒動ガ持上ガルト考ヘテ居ルノデアリマス、又安達内相ハ、届出三依ルモノハ認可主義ヨリハ進歩シタモノナリト云ハレマシタガ、今日ノ届出主義ナルモノハ、認可主義ト大シタ違ハナイノデアル、何トナレバ此内容ヲ見テ御覽ナサイ、或ハ會計、人員、役員ナゾト、斯ウ云フコトヲ報告スルノデアル、斯ウ云フコトガ官ノ方ニ知レタ時ニ於テハ、直ニ是ガ企業家ノ方ニ知レルノデアル、從來ノ例ニ依リマスルト、官吏ノ方ト企業家ノ方ト云フモノハ、直ニ聯絡ガ付イテ來テ、恰モ兄弟分ノヤウニナツテ居ル、私共ハ從來ノ例ヲ言フノデアル、今後ハサウ云フコトハナイト云フコトハ、何ヲ以テ斷言ガ出來ルカト思フノデアリマス、況ヤ資本家ニ對立シテ、サウシテ「ストライキ」ヲ起シタ時ニ於テ、政府ガ勝手ニ内容ヲ調査スル、人員、會計、或ハ諸々ノ點ヲ皆調べテ、之ヲ資本家企業家ニ知ラセタ時ニ於テハ、如何デアルカ、即チ戰ニ於ケル此方ノ祕密ヲ、敵ニ政府ノ手ヲ通ジテ授ケルヤウナモノデアリマセヌカ、コレデハ労働組合ガ敗

ウ云フ點ヲ考ヘナクテハイカヌノデアル、
労働者ノ爲ニ掩ヘタ所ノ法律デアルナラバ
キ仰シヤラレタ、此加入權ノ確立ノコトヲ
安藤君ガ問ハレタ時ニ、組合員デアルガ故
ニ之ヲ雇ハナイトカ、組合ニ入テ居ルカ
ラ、解雇スルコトヲ得ズト云フヤウナコトヲ言ハレ
ダケデハイカヌト云フヤウナコトヲ言ハレ
マシタガ之ニハ刑罰ヲ直ニ科サナラレバイ
カヌノデアル、何トナレバ是ハ結局裁判ニ
ナル所ノ問題デアルガ、今日ノ労働者、組
合員等ハ裁判ナドハ出來ルモノデハナイ、
資本家ハ何年掛テモ、第三審マデ行シテ戰
フコトガ出來ルノデアル、併ナガラ労働者
ハ其日々々労力ナケレバ食ヘナイテアル
ガ故ニ、資本家ニ對シテ裁判ヲスル、斯ウ
云フコトハ容易ニ爲シ得ナイノデアル、斯
ウ云フ點ニ付テモ安達サント吾々トハ非常
ニ感フ異ニ致シテ居ルノデアリマスル、今
一ツ伺シテ置キタイコトガアル、政府ハ確
實ニ同盟罷業權ヲ労働者ノ爲ニ認ムルヤ否
ヤト云フ點デアル、先ニモ申シマシタ如ク、
力強キ官憲ト緣故ノアル所ノ企業家ニ對抗
シテ、労働者ガ、労働條件ノ改善、労働者
ノ利益ヲ主張スル唯一ノ方法ハ「ストライ
キ」ヲ措イテハ他ニナインデアル、此權利
ヲ政府ガ確實ニ認メルカドウカト云フコト
デアル、從來ノ日本ノ官憲ノ頭、或ハ警察
犯處罰令トカ何トカ云フモノデハ、斯ウ云
フヤウナコトハ、一ツノ罪惡ト見テ、直ニ
引括シテ居ルノデアル、此點ニ於テ政府ハ
如何ナル基礎觀念ヲ持シテ居ルカト云フコ
トデアル、若シ政府ガ確實ニ此同盟罷業權
ト云フモノヲ認メルノナラバ、此條文ニ在
ル所ノ前段ノ如キモノハ、是ハ引抜イテ文
句ノ上ニ現サナクテモ宜シイノデアル、サ

ウシテ今度ハアベニ文句ノ上ニ「スト
ライキ」ニ依テ生ジタル損害ヲ組合又ハ組
合員、若クハ組合ノ役員ニ賠償ヲ請求スル
コトヲ得ズト、何故ニ此最後ノ止メヲ此所
ニ押シテ置カヌノデアルカ、勞働組合ニ對
シテハ止メヲ押スケレドモ、企業家ニ對
シテ、企業家ガ暴壓の行爲ヲスルコトニ
向シテ何等頂ムノ一針ヲ食ハシテ置カヌ、此
點モ私ハ伺ヒタインデアリマス、甚ダ長ク
ナリマシタカ、最後ニ私ハ最モ重要ナル
コトヲツダケ伺ヒテ質疑ヲ終リ度イノデアル、
ソレハ即チ今日勞働組合及勞働者ノ最モ苦
痛トシテ居ル所ノ、官憲ノ不當干涉ニ關ス
ル一件デアル、此點ニ於テ現政府ハ此法案
ニ現レタル所ヲ見レバ、實ニ驚入タルコ
トヲ言ウテ居ル、此十七條、十八條、十九
條ノ所ヲ御覽ナサイ、此點ヲ能ク見マスル
ト、地方長官ニ決議ノ取消權ヲ許スト云フ
コトヲ規定シテアル、又行政官廳ガ規約變更
ノ命令權ヲ行フト云フコトモ規定シテア
ル、又内務大臣ガ解散命令權ヲ行フト云フ
コトモ規定シテアル、何ガ故ニ斯ウ云フコ
トヲ勞働組合法ニ規定スルカ、斯ウ云フコ
トヲ此所ニ規定セズトモ、今日勞働者トカ
或ハ民衆ヲ取締ル所ノ法律ハ、二重ニモ三
重ニモ適用シ切レナイ程今日ハ施行サレ
テ居ルデハアリマセヌカ、何ガ故ニ勞働
者ノ爲ニスル所ノ此勞働組合法ニ、斯
ノ如キ官憲ノ不當干涉ヲ爲シ得ル規定ヲ故
ラ作ッタカト云フ點ニアリマス、今日ノ
地方長官ヲ安達サンハ伺ト見テオキデニ
ナルカ知リマセヌケレドモ、實ニ地方
ニ行クト危イ、地方官バカリデハナイ、
部長ナドノ頭ト云フモノハ、全ク人民ハ取

締ルモノナリ、勞働者ノ如キモノガ多數寄リ集ツテ資本家ニ交渉ヲスルガ如キハ罪惡ナリト云々此根本觀念ヲ今日有シテ居ル狀態デアルカ、取消サナケレバナラヌヤウナ決議ナラバ、不法ナルモノデアル、是ハ此所ニ別ニ規定ヲセズトモ、當然是ハ無效デハアリマセヌカ、行政官廳ガ規約變更ヲ命令スル、實ニ驚入ッタ所ノ命令權デアリマセスカ、況ヤ此内務大臣ガ解散ノ命令權ヲ持ツト云フガ如キハ、實ニ是ハ恐ルベキ條項デアルト考ヘルノデアリマス、即チ團體ニ對シテノ解散命令權ト云フモノハ、一ツノ爆裂強デハアリマセヌカ、勞働組合ニ對スル内務大臣ノ解散命令權ハ、是ハ一ツノ死刑ノ宣告デハアリマセヌカ、安達サンハ之ヲ何ト考ヘテオキニナルノデアリマスカ、私ハ今日ノ澤山ノ法規ヲ見ル時ニ、戰慄ヲ禁ジ得ナイ、或ハ今日佛蘭西ノ革命ノ事ヲ考ヘ、或ハ露西亞ノドガアノ最後ヲ遂ゲタル時ニ於テ、矢張斯ノ如キ間違タル官憲ガ不當干涉ヲヤツタト云フコトガ、與テ力ガアツタト云フコトハ、私ガ、茲ニ申サズトモ、既ニ明ナル事デアリマス、然ルニドウデアリマスカ、地方ニ於キマシテハ實ニ斯ウニ云フ事ガアルデハアリマセヌカ、岐阜縣、墺玉縣、香川縣、熊本、三重、福岡、群馬、岡山、佐賀、山口、島根、福井、宮崎、德島、是等ノ諸縣ニ於ケル所ノ違警罪、警察犯處罰令ノ如キモノデアルガ、是ハ今日如何ナル事ヲ爲シテ居ルカト云ヒマスルト、タル者ハドウデアルトカ、或ハ紛爭ニ際シハドウトカ、他人ノ業務ヲ妨害シタ者ハドウトカ、他人ノ身邊ニ立塞ガリ、追從シタル者ハドウデアルトカ、或ハ故ナク他人ニ面會ヲ強要シタル者テ、多數連行シテ交渉シタ時ハドウデアル

トカ云フガ如キ、斯ウ云フヤウナ場合ニ悉ク適用致シテ居ルノデアル、然ルニ一方ニ勞働組合法ニ於テハ、此恐ルベキ内務大臣ノ解散命令權、或ハ行政官廳又ハ地方官ニ違警罪、警察犯處罰令ニ、此危險ナル條項ノアルコトヲ顧ミナカツタノデアルカ、此點ヲ私ハ安達内相ニ承リタインデアリマス、時間ガアリマセヌカラ簡單ニ申シタ次第デアリマス(拍手)

ルダケ労働者ニ便利ヲ與へ、其生活ノ改善ト
云フヤウナコトニ努メル積リデアリマスガ、
同時ニ産業ノ發達ヲ圖リタイ、斯ウニ云フ事
ヲ考へテ居ルト云フコトヲ申上ゲテ置キマ
ス、ソレカラ組合ヲ認メラレタモノハ政府
ノ御用ニナル、組合ニ認メラレナイモノハ
反対ニナルト云フが如キ御言葉デアリマシ
タガ、勞働組合法ニ依ツテ之ヲ認メラル、組
合モ、亦此組合法ニ依ラザル所ノ組合モ、
是ガ政府ノ反対トカ御用トカ云フヤウナコ
トハ全然アリマセヌ、サウニ云フ政治的ノ意
味トハ、マルデ根本ガ違テ居リマシテ、サ
ウニ云フ政治的ノ考ノ上ニ超越シテ、唯單
ニ労働者ノ改善發展ヲ圖ル爲ニ作ツ法律
デアリマス、此組合法ニ依ル爲ニ政府ノ御
用ニナルトカ、認メナイカラ反対ニナルト
云フヤウナコトハ、萬々アリマセヌノデア
リマス、ソレデ聯合組合ヲ認メザシニ理由
ニ付キマシテハ、曩ニ山口君ニモ安藤君ニ
モ御話致シマシタ通リデアッテ、何時デモ同
ジコトヲ繰返スニ過ギナインデアリマス
ガ、吾々ハ今日ノ境遇ト致シマシテハ、茲
ニ個人ヲ單位トスル所ノ組合、而モ其組合
ハ同一又ハ類似ノ職業別、或ハ産業別ノ個
人ヲ單位トスル所ノ勞働組合ヲ認メテ、サ
ウシテ組合ノ聯合ハ實際ニ於テ行ハレル、
ソレハ貴方ノ御話ノ通りニ、勢ハナルカモ
知レマセヌ、又將來ニ於キマシテハ、其點
ニ付テ餘程考慮スル必要ダアルト考ヘマス
ルケレドモ、只今ニ於キマシテハ、吾々ハ
法人資格ヲ與ヘナイト云フコトニ過ギナイ
ト云フコトヲ繰返シテ御話シテ置キマス、
ルケレドモ、只今ニ於キマシテハ、吾々ハ
アリマシテ、資本家ヲシテ雇傭ノ意思表示
ヲ無効トスルト云フ事位デハ弱イ、雇傭ノ
意思表示ヲシタナラバ、相當之ニ加フルニ
罰則ノ事、是モ先ニ御答シタト同ジコトデ
刑罰ヲ以テセヨト云フコトノ御希望デアリ

マスガ、ソレハ私ハ今日ノ我國ノ狀態ニ於テハ、餘リニ苛酷ナコトデアルト考ヘマス、唯、其資本家ガ雇傭ノ意思表示ヲシタノヲ、ソレヲ無効ト認メルト云フコトデ、十分勞働者ヲ保護スル意味ニナルト私ハ確信致シマス、ソレカラ團體契約及交渉權ノ事ニ付キマシテデアリマスガ、是ハ先ニ私モ御答ヲシ、政府委員カラモ御答シマシタガ、他ノ法律ヲ以テ規定スルト云フ考デアリマスガ、ソレハ昨年モ言ヒナガラ、尙ホ遷延シテ居ル、政府ノ言フ事ハ信用ガ出来ナキ、政府ノ約束ハ當ニナラナイト云フ御言葉ガアツヤウデアリマスガ、吾々ハ責任ヲ以テ御答ヲスルノニ、政府ノ言フコトハ信用が出来ナイト云フコトニナッタラソレマデミアリマス、吾々ハ飽迄確信ヲ以テ茲ニ諸般ノ事ニ答辯ヲ致シテ居ルノデアリマス、ソレカラ勞働組合ニ勞働的行爲ヲ認めメテ居リマセヌ、唯、營利以外ノ雑誌ノ刊行トカ云フコトハ、即チ共同利益ノ保護アリマスガ、勞働組合ニハ營利的ノ行爲ヲ増進ト云フコトニ當籍マリマスガ、勞働組合ガ濫ニ營利的ノ事ヲ爲シマシタナラバ、其組合ノ財産的基礎ヲ却テ危険ナラシム、薄弱ナラシムルモノト思ヒマス、政治運動ノ事モ勞働組合ガ政治運動ヲシタラ、即チ是ハ寧ロ政黨トナツ方ガ宜シイ、尤モ唯一時的ニ或ル問題ガ空發致シタ時分ニ、一時の行動ヲスルト云フコトマデモ押ヘハセヌダラウト考ヘマスカラ、政治的行動ヲスルコトハ、是ハ勞働組合ノ目的デハナイ、此第二條ニ明白ニ列記シテアルコトガ、勞働組合ノ趣旨デハアリマセヌ、決シテ組合

法ニ依^ツテ、法人トシテ認メタカラ、或ハ認
メナイカラト言^ツテ、差別的待遇ナドヲスル
コトハ毛頭アリマセヌ、「ストライキ」ヲド
ウ見テ居ルカ、此「ストライキ」ヲ「權利トシ
キ」ヲ「權利ト認メタノニ非ズシテ、單ニ放
任行^フトシテ認メテ居ルト云フコトヲ聞イテ居
リマスガ、政府ト致シマシテハ「ストライ
キ」ヲ「權利ト認メタノニ非ズシテ、單ニ放
任行^フトシテ認メテ居ルト云フコトヲ聞イテ居
マス、ソレカラ最後ニ第十七條、第十八
條、第十九條ヲ引カレマシテ、斯ルコトハ
皆官憲ノ不當ナル干渉デアルト云フ御言葉
デアリマシタカ、吾々ハ決シテ之ヲ不當ナ
ル干渉ト認メテ、此條文ヲ作^ツタノデハア
リマセヌ、是ハ一方ニ勞働者ノ位地ノ改善
又ハ其利益ヲ保護スルト同時ニ、相當ノ取
締ヲスルト云フコトハ當然ナコトデアリマ
ス、公益ヲ害スルト認メタ時トカ、或ハ組
合規約ガ法令ニ違反シタ時、安寧秩序ヲ紊
リタル場合、斯ウ云フ時ニハ其變更ヲ命ズ
ルトカ、或ハ取消ヲ命ズルトカ、或ハ解散
ヲ命ズルトカ云フコトハ、當然ナ事ト考ヘ
ルノデアリマス、決シテ不當ナル干渉トハ
考ヘテ居リマセヌ、或ハ佛蘭西、或ハ露國
等ノ極端ナル御話ガアリマスルケレドモ、
私ハ此法規ハ、サウ云フ我國ニ忌ハシキ所
ノ思想ヲ挑發スルトカ、忌ハシキ所ノ行動
ヲ國民ニ起サシムルト云フヤウナ分子ハ、
決シテ含ンデ居ラナイト考ヘマス、又我國
ノ國民性ハ、サウ云フ只今猪野毛君ノ御質
問ノヤウナコトハ、將來萬々懸念ハナイト
云フコトヲ附加ヘテ申シテ置キマス
○猪野毛利榮君 簡單デアリマスカラ此席デ
理ノ仰シヤルコトハ成程一應御尤ナ點モア
リマスルケレドモ、最早臺閣ニ列セラレル
ヤウナ六十ヲ越シタ人ト吾々ノ如キ是カラ

社會民衆ヲ率キテ立タウト云フ者トハ、年齢、思想、地位ノ上ニ非常ナ階段ガアラウト思フノデアリマス、デスカラ斯ウ云フ點ニ付テハ議論ニナリマスカラ餘り私ハ言ヒマセヌ、私共六十歳ニナツテ安達サンノ居ル地位ニ達スルナラバ、或ハ安達サンノ言フヤウナコトヲ言フカモ知レヌ、是ハ議論ニナルカラ私ハ言ハヌガ、唯一言安達サンハソレデ宜シイガ、此法律ヲ大體拵ヘラレタ者ハ、主トシテ長岡社會局長デアルカラ、此處デハ安達サントハ最早質問應答ハヤリマセヌ、委員會デ確カリヤリタイト思ヒマスガ、唯茲ニ一寸注意ヲシテ置キタイ、安達サンハ斯ウ云フコトヲ言ウテ居ル、勞働組合ガ政治的行爲トカ、或ハ營利的行爲ヲヤルベキ性質ノモノデハナイト云フコトニ付テハ、餘程安達サンノ組合ニ付テノ基礎觀念ガ違ッテ居ル、吾々ハ之ヲ目的トシテヤルノデハナイケレドモ、向上、發展、維持改善ヲヤルニハ、ドウシテモ前提トシテ吾々ハヤラナクテハナラヌ、吾々ガ飯ヲ食フヤウナモノデアル、食物ヲ食フノトシテノ使命ヲ果サンガ爲ニ飯ヲ食フノデアル、此點ニ於テ安達サンハ餘程誤解ガアルヤウニ考ヘテ居ル、ソレカラ此政府ガ必ず後日出スト云フコトヲ明言サレタケレドモ、此内閣ト云フモノハ世間ガ見テ、最早午後六時カ八時ノ内閣デアルト見テ居ル、此内閣ガ約束シテモ次ノ内閣ガ出スカ出サ云フコトガアリマスガ、甚ダオカシナ約束デアルト思フ、内閣ガ倒レタラドウスル、右ニ翼ノアル鷄ヲ拘ヘ左ニ翼ノナイ鷄ヲ今云フ場合ニハドウシマス、ソレモ安達サン云フ場合ニハドウシマス、ソレモ安達サン

ガ五年十年モ壽命ガアルトカ又ハ大正十三年頃仰シヤルナラバ常識的ニ考ヘテ成程公認ニ依テ差別待遇ヲセヌト云フコトヲ言ヒマスガ、是モ差別待遇ヲセヌト仰シヤレバソレマデデアルガ、ドウシテモセヌ譯ニハ行カヌ、セヌ積リデ居テモ必要ニ迫ラレテ差別待遇ヲスルコトニナルノデアル、ソレガ人情デアル、山ニ生エテ居ル草木ハ、捨置イテモ、花活ケニ入レタモノニハ水ヲヤル、又野山ニ飛ンデ居ル鳥ニハ餌ヲヤラヌガ、撫ヘテ來テ籠ノ中ニ入レテ置ケバ水モ餌モヤル、詰リ政府ハ籠ノ中ニ入レタル鳥ノ様ナ組合法ヲ捨ルノデアルカラ、是ハ人情ノ上ニ於テ已ムヲ得ヌ次第デアルト思フ、ソレカラ又政府ノ官憲ガ不當干渉、壓迫ハヤラヌト云フヤウナ御言葉デアリマシタガ、是ハ安達サンガ、今迄野黨ノ時分、如何ニ斯ウ云フコトヲヤラレタカト云フコトハ能ク御研究ニモナリ、目擊サレテ居テツクシム感ジテ居ラレルコトデアル、是ガ政治的ニ結付クト云フコトモ能ク知ラレテ居ル筈デアル、是ハ安達サンノ今日ノ地位トシテハ私ノ言フコトヲ直ニ茲ニ肯定スルコトハ、地位ノ上ニ於テ是ハムヅカシイ次第カモ知レマセヌ、又安達サンハ濫ニ濫ニト云フコトヲ言ヒマスクレドモ、私ノ言フ濫ニト云フ意味ハ、適法ニ營利行為ヲヤリ、適法ニ政治行為ヲヤル、斯ウ云フノデス、強チ結利行為ヲ濫ニヤル、政治行動ヲ濫ニト云フコトヲ言ヒマスクレドモ、私ノ言フ濫ニト云フシテ居ラヌケレドモ、ヤツテ居ル社登記ヲシテ居ラヌケレドモ、ヤツテ居ルコトハ政權爭奪、政策ノ研究、主トシテ政社法ニ依ラナクテモ政治運動ヲヤツテ居ル者ハ、今日貴族院ノ各團體ノ如キ、何モ結治的行動デアル、研究會デモ茶話會デモ交

○副議長（小泉又次郎君） 木暮武太夫君
〔木暮武太夫君登壇〕

○木暮武太夫君 私ハ只今議題トナツテ居リマス所ノ勞働組合法案ニ付キマシテ、極メテ簡単ニ數點ニ付テ質問申上ダタイノデアリマス、本案ニ對シマシテハ、昨年ハ院外ニ於キマシテ勞働者ノ側ニ於テモ、企業者ノ側ニ於キマシテモ、非常ナル反動的ノ運動ヲ起シテ居ラテ、反響ガ大キカタノニアリマス、然ルニ今回ハ院外ニ於キマシテ勞資兩面ニ於キマス所ノ反響ト云フモノハ、洵ニ微弱デアルノデアリマス、併ナガラ是ハ政府ガ之ヲ餘り遅ク御出シニナッテ、去年ト同ジモノヲ御出シニナッテ、之ヲ通過スルニ御誠意ガナイノデハナイカト云フコトヲ、労働者ノ方デハ呆レテ居ルシ、資本家ノ方デハ安堵シテ居ル結果ガ、院外ノ反響ノナイモノト私ハ考ヘテ居ル（拍手）カルガ故ニ此勞働者側及資本家側ガ院外ニ於キマシテ、昨年ノ如クニ反響ヲ起シテ居リマセヌト云フコトハ、決シテ本案ガ重大ナラザルコトヲ裏書シテ居ルモノデハナイノデアリマス、我國ノ勞働立法ノ時期ヲ盡スル上ニ於キマシテモ、本案ハ重大ナルモノデアリマスカラ、公開ノ此本會議ニ於テ相當ノ質問、應答ヲスルト云フコトガ、私ハ適切デアルト考ヘマシテ、簡単ニ質問シタイ次第デアリマス、先づ第一ニ御伺シタイコトハ、昨年ノ議會ニ於キマシテモ、本案ガ資本家、企業家側カラモ反対ヲ受ケテ居リ、是ハ安達サンハドウニフ風ニ御覽ニナツテ居ルカ知ラヌガ、是ハ全ク安達サンハ一時満足スル答辯ヲ與ヘテ戴キタイト思ヒマス

勞働者ノ側カラモ反対ヲ受ケテ居ル、是ガ即チ本案ガ公正ナル所以ナリト云フコトヲ御辯明ニナシテ居ルノデアリマス、又只今安達代理内務大臣ノ仰シヤル言葉ニ依テモ、二ツノ流レガアツテ、サウシテ勞資兩方カラ反対サレテ居ルト云フコトヲ以テ、本案ノ公正ナル所以ヲ裏書スルニ足ルト云フ御言葉デアルノデアリマス、併ナガラ斯考ヘテ參リマシタラバ、此勞働者保護法ト云フモノハ、保護サルベキ所ノ勞働者側カラモ反対サレ、一方此勞働者ガ一ツノ分子トシテ構成シテ居ル産業界カラモ反対サレルト致シマシタラバ、ドツニモ利益ノナイ、無用ノ法案デアルト云フコトヲ政府ガ御證明ニナシタモノト考ヘテ宜シカラウト思フノデアリマス、私ハ此點ニ付キマシテハ極ク簡單ニ、而モ率直ニ、此兩方カラ反対サレテ居ルト云フコトガ公正ダト云フコトデハ、勞働者ヲ保護スル、或ハ又只今御心配ニナシタ此法案ヲ出スト共ニ産業界トノ調和ヲ破ラナイヤウニスルト云フコトノ政府ノ御趣旨ト云フモノハ、立ツマイト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス、此點ヲ先づ第一ニ伺テ置キタイ、第一ニ伺テ置キタクデアラウカ、ドウカト云フコトヲ伺ヒタインデアリマス、御承知ノ通りニ勞働者ノ自助的手段ニ依リマシテ、勞働條件ノ改善維持ヲ圖ラント致シマスナラバ、勢ヒ賃銀ノ騰貴ト云フコトハ免レナイノデアリマス、我國ノ從來ノ經濟、我國ノ從來ノ產業界ガ資本ニ於テ乏シク、或ハ天然資源ニ於テ乏シイノヲ、人道的ニ見テハ、洵ニ申譯ノ無イコトデアリマスガ、此勞働者ノ賃銀ノ低イト云フ點ニ於テ、國際經濟戰爭ノ場

裡ニ於テ幾分カ勝フ居ラト云フコトハ、是ハドナタモノヲ之ニ掛ケル、サウシテ茲ニ勞働者ノ生活、或ハ勞働條件ノ維持改善ヲスル爲ニハ、賃銀ノ増率ト云フコトヲ前提ト致シマセヌ結果ガ、此所デ我ガ産業界ニ取リマシテハ一大脅威トナルト云フコトハ、是ハ企業者側ノ言フ所デアリマス、若モ政府ガ此勞働組合法案ト云フモノニ依テ勞働者ヲ保護シテモ、賃銀ノ増加ト云フコトニハ相成ラヌカラ、産業ニハ關係ガ無イト云フ若シ御答デアリマスルナラバ、斯ノ如キ勞働組合法ト云フモノハ、何等勞働條件ノ維持改善ニハ效果ガ無イト云フ結論ニ到達スルノデアル、此勞働條件ノ改善維持ヲ圖ル上ニハ、必ズヤ其所ニ賃銀ノ増加ト云フコトニ相成テ参ラナケレバナラナイノデアリマス、サウ考ヘテ参リマスルト、從來人道的ニハ洵ニ申譯ノ無イ事デアルガ、勞銀ノ低イコトニ依テ辛ウシテ外國ト、資本ノ缺乏、或ハ天然資源ノ缺乏ト云フモノヲ、補テ來タ所ノ日本ノ産業ト云フモノノ、上ニ一大改革ヲ施サナケレバナラヌ、此方ヲ先づヤウテサウシテ、勞銀ノ増加ト云フモノト相俟テ、資本家ノ方モ企業家ノ方モ、仕事ヲシテ行ク勞働者ノ條件モ亦改善シテ行クト云フヤウナ方法ヲ取ラナケレバナラスト考ヘル、此點ヲドウ云フ風ニ御考ニナシテ居ルカヲ第一ニ伺フノデアリマス、第三ニ御伺致シマスルコトハ、何故ニ此勞働立法、勞働組合法ナドヲ作リマス場合ニ、勞働立法ノ調査會ト云フニ依ルコトヲ「一ツ、更ニ國家ガ勞働者保護ノ立法ニ依ルコト」、「二ツ、兩々相俟テ、勞働者保護ノ立法ニ當リマシテ、先程安達内務大臣臨時代行カト云フコトヲ得ナカッタカト云フコトヲ」、「三ツ、御伺致シタイノデアリマス、然ラバ此勞働問題ヲ解消致スニ當リマシテ、對象物トスルモノハ何所ニ限ルカト云フコトヲ内務大臣代理考デアルヤウデアル、然ラバ此勞働組合法ニ依テ此成案ヲ得ナカッタカト云フコトヲ」、「四ツ、御伺致シタイノデアリマス、此勞働組合法ニ依テ此成案ヲ付キマシテモ、立派ナル權威アル人達ヲ集メテ、金融制度調査會ト

云フヤウナモノヲ排ヘテ、サウシテ銀行局デ立案シタモノヲ之ニ掛ケル、サウシテ茲ニ勞働者ノ生活、或ハ勞働條件ノ維持改善ヲスル爲ニハ、賃銀ノ増率ト云フコトヲ前提ト致シマセヌ結果ガ、此所デ我ガ産業界ニ取リマシテハ一大脅威トナルト云フコトハ、是ハ企業者側ノ言フ所デアリマス、若モ政府ガ此勞働組合法案ト云フモノニ依テ勞働者ヲ保護シテモ、賃銀ノ増加ト云フコトニハ相成ラヌカラ、産業ニハ關係ガ無イト云フ若シ御答デアリマスルナラバ、斯ノ如キ勞働組合法ト云フモノハ、何等勞働條件ノ維持改善ニハ效果ガ無イト云フ結論ニ到達スルノデアル、此勞働條件ノ改善維持ヲ圖ル上ニハ、必ズヤ其所ニ賃銀ノ増加ト云フコトニ相成テ参ラナケレバナラナイノデアリマス、サウ考ヘテ参リマスルト、從來人道的ニハ洵ニ申譯ノ無イ事デアルガ、勞銀ノ低イコトニ依テ辛ウシテ外國ト、資本ノ缺乏、或ハ天然資源ノ缺乏ト云フモノヲ、補テ來タ所ノ日本ノ産業ト云フモノノ、上ニ一大改革ヲ施サナケレバナラヌ、此方ヲ先づヤウテサウシテ、勞銀ノ増加ト云フモノト相俟テ、資本家ノ方モ企業家ノ方モ、仕事ヲシテ行ク勞働者ノ條件モ亦改善シテ行クト云フヤウナ方法ヲ取ラナケレバナラスト考ヘル、此點ヲドウ云フ風ニ御考ニナシテ居ルカヲ第一ニ伺フノデアリマス、第三ニ御伺致シマスルコトハ、何故ニ此勞働立法、勞働組合法ナドヲ作リマス場合ニ、勞働立法ノ調査會ト云フニ依ルコトヲ「一ツ、更ニ國家ガ勞働者保護ノ立法ニ依ルコト」、「二ツ、兩々相俟テ、勞働者保護ノ立法ニ當リマシテ、先程安達内務大臣臨時代行カト云フコトヲ得ナカッタカト云フコトヲ」、「三ツ、御伺致シタイノデアリマス、然ラバ此勞働問題ヲ解消致スニ當リマシテ、對象物トスルモノハ何所ニ限ルカト云フコトヲ内務大臣代理考デアルヤウデアル、然ラバ此勞働組合法ニ依テ此成案ヲ付キマシテモ、立派ナル權威アル人達ヲ集メテ、金融制度調査會ト

云フヤウナモノヲ排ヘテ、サウシテ銀行局デ立案シタモノヲ之ニ掛ケル、サウシテ茲ニ勞働者ノ生活、或ハ勞働條件ノ維持改善ヲスル爲ニハ、賃銀ノ増率ト云フコトヲ前提ト致シマセヌ結果ガ、此所デ我ガ産業界ニ取リマシテハ一大脅威トナルト云フコトハ、是ハ企業者側ノ言フ所デアリマス、若モ政府ガ此勞働組合法案ト云フモノニ依テ勞働者ヲ保護シテモ、賃銀ノ増加ト云フコトニハ相成ラヌカラ、産業ニハ關係ガ無イト云フ若シ御答デアリマスルナラバ、斯ノ如キ勞働條件ノ維持改善ヲスル爲ニハ、賃銀ノ増率ト云フコトヲ「一ツ、更ニ國家ガ勞働者保護ノ立法ニ依ルコト」、「二ツ、兩々相俟テ、勞働者保護ノ立法ニ當リマシテ、先程安達内務大臣臨時代行カト云フコトヲ得ナカッタカト云フコトヲ」、「三ツ、御伺致シタイノデアリマス、然ラバ此勞働問題ヲ解消致スニ當リマシテ、對象物トスルモノハ何所ニ限ルカト云フコトヲ内務大臣代理考デアルヤウデアル、然ラバ此勞働組合法ニ依テ此成案ヲ付キマシテモ、立派ナル權威アル人達ヲ集メテ、金融制度調査會ト

ルノガ、即チ此法案ノ精神デアリマスカ
テ、雙方カラ満足ヲ得ラレヌカモ知レマセ
ヌ、併シ吾々ハ苟モ政治家トシテ、所信ヲ
遂行スル場合ニ於キマシテハ、多少艱難ガ
アリマシテモ、ソレヲ排除シナケレバナリ
マセヌ、或ハ國民ノ一部ニ於キマシテ、不
満足ノ意思ヲ表而致シマシテモ、吾々ガ之
ヲ斯クシタ方ガ、今日ノ我國ニ適合スル所
ノ、最モ適當ナル所ノ措置デアルト固ク信
ジタ以上ハ、ソレヲ以テ遂行スル外ハナイ
ノデアリマス、雙方ノ満足ヲ買ハナクテモ、
是ガ我國ノ今日ノ國情ニ對スル一番穩健十
一、一番正當ナル法案ト考ヘタ以上ハ、之
ヲ以テ遂行スルト云フ考ヲ致シテ居リマ
ス、ソレカラ此法案ヲ拵ヘルニ當テ、產業
ノ發達ニ注意ヲ拂タカ、我國ノ產業ノ發
達ノ主ナル原因ハ勞働者ノ賃銀ガ低イ、是
ガ賃銀ノ安イノガ、即チ我國ガ天然資源ガ
缺乏シテ居ルニ拘ラズ、是迄外國ト競爭シ、
國際場裡ニ若干ノ勝利ヲ占メタト云フコト
モ、確ニ勞働者ノ賃銀ガ安いカラデアル、
ソレデ此勞働組合法案ヲ出シテ、サウシテ
勞働者ノ勞働條件ノ維持改善ヲ圖ツタナラ
バ、賃銀ハ増加スルダラウ、賃銀ハ増加ス
ルデアラウ、賃銀が増加シタラ是ハ直ニ我
國ノ產業上ニ影響シハセヌカ、資本家ノ方
ニ大變化ヲ來シハシナイカト云フ意味ノ御
尋ト考ヘマス、御尤ナ御尋デアリマス、其
點ニ吾々モ十分注意ヲ拂ヘバコソ斯ル勞働
者ノ方面カラ不満足ヲ或ル程度マデハ買フ
ヤウナ案ヲモ出シテ居リマス、矢張アナタ
ノ仰シヤルヤウナコトモ考慮シタツデア
リマスガ、吾々ハ成程茲ニ勞働條件ノ改善
維持ヲ圖ル以上ハ、勞働者個人々々ノ賃銀
ハ増加スルヤウナ場合ガ到來スルカモ知レ
ヌト考ヘテ居リマス、併ナカラ同時ニ其各
社ノ即チ各工場ノ能率ノ改善ヲ圖リ、會社

ノ能率ガ改善致シマスルト、勞働者個人ノ
賃銀ハ高クナリマシテ、サウシテ尙ホ其會
社ハ儲カツテ行クノデアリマスカラ、一方
ニ勞働者ノ生活ノ向上ヲ圖ルト同時ニ、會
社ノ內容組織等ノ改善ヲ圖リマシテ、各會
社ノ能率ノ增進ヲ圖リマシタナラバ、私ハ
並ビ行ハレテ、國際場裡ニ立ツテ日本ガ相
當ノ位置ヲ占メテ行クコトガ出來ルト考ヘ
マス、併シ其點ハ最モ注意ヲ拂ハネバナリ
マセスカラ、ソレデ十分考ヘテ居ルノデア
リマス、之ヲ要シマスルニ御尋ノ通り資本
家モ勞働者王雙方満足シテ、サウシテ一方
ニ勞働者ノ位置ノ改善發達ヲ圖ルト同時
ニ、資本家ノ方モ非常ニ困難ヲセズ、各會
社モ相當ノ收益ガ舉ガルヤウニシタイト云
フコトヲ、切ニ希望シテ居ル次第アリマ
ス、ソレカラ此法案ヲ提出スルニ付テ、豫
メ民間ノ有力ナ人々ト協議ヲスルヤウナコ
トヲ何故シナカタカト云フ御尋デアリマ
ス、即チ勞働組合ノ調查會ヲ造テ、之ヲ
廣ク衆智ヲ集メテ、案ヲ拂ヘタノガ宜カッ
タラウ、何故シナカタカト云フ御尋デアリ
マスルガ、成程多數ノ人々ヲ集メテ調查會
ヲ造ツタコトハゴザイマセヌケレドモガ、
社會局ニ參與會議ナルモノガアリマス、其
名ノ參與會議ニ諮詢致シマシテ、此法案ヲ
組立テタノデアリマス、又資本家ヲ代表
スルヤウナ人モ居ラレマス、又資本家ヲ代
表スルヤウナ人モ居ラレマスカラ、其十數
人ノ内務大臣代理ガアル、二ツノ大臣ガアッテ院ノ
内務大臣代理ガアル、二ツノ大臣ガアッテ院ノ
内務大臣代理ガアル、吾々ハ斯様ナ點ニ於テ、濱口
ルノデアル、吾々ハ斯様ナ點ニ於テ、濱口
内務大臣ハ憲法上ニ於ケル所ノ大臣ノ輔弼
ノ任ヲ負ウテ居ルヤ否ヤヲ疑ハナケレバナ
ラスノデアル（ヒヤー）而モ安達代理内務
大臣ハ果シテ本案ノ説明ヲ爲シ、其趣旨辯
明ヲ爲シ得ルカト言ヘバ、僅ニ社會局長官
ニ教テ受賣リスルニ過ギヌデハナイカ、
レル、而モ從來政府當局ノ説明スル所ニ依
レバ、茲ニ謂フ所ノ勞働者ト云フモノハ如
何ナル者ヲ言フカト云ヘバ、法律上雇傭契
約ノ範圍デアル、斯様ニ言テ居ルノデア
リマス、併ナカラ吾々ハ一部分ノ問題ヲ彼
此レ言フノデハナイガ、例ヘバ車挽キ、日
本ニ於ケル所ノ車夫或ハ自動車運轉手等ハ
果シテ雇傭契約デ動イテ居ルノデアルカ、
吾々ハ請負契約デアルト思テ居ルノデア
ル

○原惣兵衛君 本員ハ先づ（發言スル者多
シ）
○副議長（小泉又次郎君） 静肅ニ願ヒマス
○原惣兵衛君（續） 安達内務大臣代理ニ御
伺シタイコトガアリマスガ、本案ノ提出ハ
今ヤ社會立法トシテ重大ナル問題デアルカ
ラ、臨時内務大臣ガ御出シニナラナイデモ、
承ル所ニ依レバ濱口本當ノ内務大臣ハ、病
氣ガ回復シテ居ルト云フコトヲ、吾々ハ承
テ居ルノデアリマス、而モ新聞ノ報ズル所
ニ依レバ、宮家或ハ宮中總テヨリシテ、
其本當ノ内務大臣ハ宮中ニ参り、議會ニ内
務大臣代理ガアル、二ツノ大臣ガアッテ院ノ
内務大臣代理ガアル、吾々ハ斯様ナ點ニ於テ、濱口
ルノデアル、吾々ハ斯様ナ點ニ於テ、濱口
内務大臣ハ憲法上ニ於ケル所ノ大臣ノ輔弼
ノ任ヲ負ウテ居ルヤ否ヤヲ疑ハナケレバナ
ラスノデアル（ヒヤー）而モ安達代理内務
大臣ハ果シテ本案ノ説明ヲ爲シ、其趣旨辯
明ヲ爲シ得ルカト言ヘバ、僅ニ社會局長官
ニ教テ受賣リスルニ過ギヌデハナイカ、
レル、而モ從來政府當局ノ説明スル所ニ依
レバ、茲ニ謂フ所ノ勞働者ト云フモノハ如
何ナル者ヲ言フカト云ヘバ、法律上雇傭契
約ノ範圍デアル、斯様ニ言テ居ルノデア
リマス、併ナカラ吾々ハ一部分ノ問題ヲ彼
此レ言フノデハナイガ、例ヘバ車挽キ、日
本ニ於ケル所ノ車夫或ハ自動車運轉手等ハ
果シテ雇傭契約デ動イテ居ルノデアルカ、
吾々ハ請負契約デアルト思テ居ルノデア
ル

○副議長（小泉又次郎君） 原君一寸…
○原惣兵衛君（續） 宮中…ト云フ言葉ガ
斯様ナ點ニ於テ勞働者ノ意義其モノガ明白
デナリ、私ハ陸軍大臣ノ出席ヲ求メ未置不
ノデアリマスガ、御出ニナツテ居ナイヤウ
ル
〔小泉副議長、議長席ヲ退キ柏谷議長復
席〕
〔議長「議長」ト呼ヒ發言スル者多シ〕
○副議長（小泉又次郎君） 原君一寸…
○原惣兵衛君（續） 宮中…ト云フ言葉ガ
斯様ナ點ニ於テ勞働者ノ意義其モノガ明白
デナリ、私ハ陸軍大臣ノ出席ヲ求メ未置不
ノデアリマスガ、御出ニナツテ居ナイヤウ
ル

デアリマス、此三十三條ニ於テ「陸海軍軍人組合ノ組合員ト爲ルコトヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得」トアル、所謂茲ニ謂フ組合員トナルニハ今言ウタ十二條或ハ是等ノ規定カラ勞働者其者ト、勞働者以外ノ者モ場合ニ依フテハ勞働組合員ト認メテヤル、斯ウ云フ規定ニナッタ、然ラバ私ガ御尋シタモノハ、昨年モ問題ニナッタノデアリマスガ、雇傭契約ト云フ以外ニ、今言ウタ車夫デアルトカ、或ハ自動車ノ運轉手デアルトカ、或ハ芝居ノ舞臺ノ裏方ノ一同デアルトカ、斯ウ云フ連中ガ、果シテ雇傭契約デ動イテ居ルノカ、請負契約デ動イテ居ルノカ分ラナイ、若モ政府ノ説明ニ依フタナラバ、吾々ハ果シテ本當ノ筋肉勞働者デアルニ拘ラズ、是等ノ勞働組合ニ入ルコトガ出來ナクナル、此點ニ付テ如何ナル御考ガアルノデアルカ、ソレカド三十三條ノ陸海軍軍人軍屬ニ對スル制限規定ト云フモノハ、勞働者ト云フ者が筋肉勞働者デアタナラバ、陸海軍軍人軍屬ト云アモノニ付テハ、禁止又ハ制限スルコトヲ得ルト云フモノガ、又勞働者ニナクテモ、當然是ハ例外ニナッテ居ルノデアル、此條文ノ立方カラ見ルト云アト、陸海軍ノ軍人軍屬ト云フモノガ、又勞働者ニナルコトヲ禁止又ハ制限ヲスルコトヲ得ルンダ、所謂陸海軍軍人ハ皆勞働者デアルコトヲ前提ニシタ所ノ原則ニ對スル例外ガ十三條ノ規定ニナッテ居ル、果シテ之ニ付テイノデアリマス(ヒヤト)其次ニ私ハ先刻内務大臣ノ御答ニ依リマスト、我ガ同僚ガアルカ、其點ヲ先づ第一點ニ明白ニ願ヒタル

ルカセニカノ問題デアツテ、法人ニ致サイデ
モ事實ヲ認メルノダト仰セニナツタガ、私ニ
言ハシタエ、法人ト云フモノハ、此勞働組
合法ノ效果ヲ齎ス所ノ所謂勞働組合其モノ
ノ效果デナク、私等ノ言フノハ法人ニナル
カナラヌト云フヨリモ、先づ此法人ト云フ規
定ヲ取テ貰ヒタイ、斯ウ云フヤウナ規定ヲ
置イテ、破産ノ管財人デアルトカ、事務所
ノ設置トカ、サウ云フヤウナモノヲ徒ニヤ
カマシイコトヲ届ケサセ、ソレヲシナカッタ
ナラバ五十圓以下ノ罰金ニ處スト云フ規定
ガ置イテアル、法人ニスルト云フコトガ、
勞働組合法ニ依ル所ノ效果アルニアラズシ
テ、勞働組合法ノ此立法ノ效果ハ、何所ガ
労働者ノ保護ニナルカト云ヘバ、所謂團體
交渉權、此一ツノ團體ノ決議權ト云フモノ
ガ基礎ニナル、斯ウ云フモノヲ與ヘナイデ、
サウシテ法人ニシテヤル、即チ此勞働立法
ノ組合法ニ於ケル唯一ノ效果デアルガ如ク
言テ居ルト云フユトハ、内務大臣代理ハ
其本旨ノ法律ノ御趣旨ヲ御存知ナイ、私等
ハ何故ニ斯ル煩雜ナル法人ノ規定ヲ置イテ
居ルノカ、之ヲ省ク意思ナキカ、此點ヲ第
二二御説明願ヒタイノデアリマス、第三二
ハ、第十九條ニ於テ斯ウ云フ規定ガアル、「勞
働組合ノ行爲、安寧秩序ヲ紊リ又ハ公益ヲ
害スルトキハ主務大臣ハ勞働組合ノ解散ヲ
命ズルコトヲ得」トアルノデアリマス、茲
ニ於ケル所ノ勞働組合ノ行爲ガ、安寧秩序
如何ナル程度ノ安寧秩序デアルカ、安寧秩
序ト云フ言葉ハ、例ヘバ行政權ノ警察犯處
罰令ニ安寧秩序ト云フ言葉ガ幾ラモ出テ居
ル、其程度ノ安寧秩序デアルノデアルカ、

○國務大臣安達謙藏君登壇
○國務大臣(安達謙藏君) 只今濱口内務大臣
臣が病氣が恢復シテ居ルニ梅ラズ、何故自
ラ出席此處ニ答辯シナイカトニ云御話ア
リマスガ、濱口内務大臣ノ病氣ハ恢復致シ
マシテ、豫後ノ靜養ニ努メテ居リマシタ
ガ、愈快クナリマシテ、先ツ宮中ニ天機奉
伺ヲ爲シマシテ、ソレカラ多摩陵ニ參拜
シ、各宮家ニ向ヒマシテ、サウシテ議院ニ
出席スルト云フコトニナラテ居リマス、先
帝御崩御ノ折カラ、病氣ノ爲ニ内務大臣
ガ……

〔發言者多シ〕

○議長(柏谷義三君) 静肅ニ願ヒマス——
生方君ニ注意シマス

○國務大臣(安達謙藏君)(續) 缺席シテ居
ルコトヲ非常ニ遺憾トシテ居ルノデアリマ
スカラ、不日議院ニ出席スルコトニナルダ
ラウト思ヒマス、左様御承知ヲ願ヒマス、
ソレカラ私裏ニ木暮君ニ御答致シマシタ時
分ノ言葉ガ、少シ言葉ガ足リマセナカッタ
カ、或ハ其言葉ヲ以テ私ノ意ヲ御聽達ヒニ
ナリマシタカ、此勞働組合法ハ労働者及資
本家雙方ノ爲ニ、雙方ヲ保護スル目的デ持
ヘタカト云フヤウナ御問デアリマシタガ、
サウデハナインデアリマス、此勞働組合法
スルト云フヤウナ目的、或ハ私有財產制度ヲ否認
範圍ニ於ケル所ノ所謂安寧秩序デアルカ、
此安寧秩序ノ程度如何、法律上ニ於ケル見
解ハ、如何ナル程度ノ見解デアルカト云フ
コトヲ先ツ前提トシテ御伺シタイト思フノ
デアリマス、私ハ大體以上ノ點ニ付キマシ
テ御答辯ガアリマシテカラ、第二ノ質問ヲ
續ケテ見タイト思フノデアリマス(拍手)

ナイヤウニ一言致シテ置キマス、第三十三條ノ「陸海軍軍人軍屬ニ付テハ勅令ノ定ム付テノ御尋デアリマスガ、是ハ労働者デアリマストモ、現役ニ服スル時、又ハ戦時召集ノ場合ニハ、軍ノ規律上、組合加入ヲ禁止制限スルコトヲ得ル爲ニ此法規ヲ捨ヘタノスルトキ」ト云フ此事デアリマスガ、是ハ矢張國家ノ治安ニ大關係アルト云フコトヲ認メタ場合ニ、主務大臣ガ解散スルコトヲ得ルノデアリマスガ、滋ニ此第十九條ヲ援釈シテ、サウシテ労働組合ヲ解散スルヤウナコトハ萬々ナイノデアリマスカラ左様御承知ヲ願^フテ置キマス(拍手)

對手ニ取テ却テ宜イ思ヒマスカラ、江木君ニ御尋ヲ致シマスガ、先ヅ何ノ必要ガアツテ、斯ノ如キ繁雜ナル勞働組合ノ此法人ノ規定ヲ置クカ、何等ノ利益ガナインデアルト私等ハ思ウテ居ルノニ、何故之ヲ置クカス爲メ——唯一ハ十五條デアル、此十五條モ勞働者ノ自由ノ組合團體ヲ拘ヘテヤラニデ、即チ十四條、十五條ノ此效果ヲ齎ラ人デナケレバイカヌゾト云フノデ、此繁雜ナル手續ヲ以テ括シテシマハウト云フ、斯ウ云フ規定ハ、全ク勞働者ノ壓迫ニコソナレ、人デナケレバイカヌゾト云フコトヲ御尋シタト思フノデアリマス、ソレカラ先程御尋シタトニ付テ、私ハ此法人ノ規定ハ削除スル所ノ意恩ガナイカト云フコトヲ御尋シタトイ寧秩序ニ依シテ、公安ヲ害スルノダカラトシタナラバ、其時ニ於テ直ニ警察犯處罰令位ナ公安ヲ害スル狀態デアッテモ、左傾ノ團體ト見タラバ、ドン——ト主務大臣ガ解散ヲ命ズルカ、又斯ウ云フコトニナックナラバ、所謂十九條ノ使ヒ分ケハ、將來ノ右傾左傾ノ勞働團體ニ大ナル意義ヲ持來スモノト私ハ思ヒマスカラ、此安寧秩序ト云フコトハ、法律上ニ於テ如何ナル程度ノ安寧秩序デアルカ、私等ハ事實問題トシテノ安寧秩序ヲ聞クノデナクシテ、所謂法律上ノ安寧秩序、先程申シタ治安維持法案ニ於ケル所ノ國體ヲ變革スルガ如キ重大ナ關係ノアル

ノ上カラ見タル此安寧秩序デアルカト云フ
此二ツハ重大ナ問題デアリマスカラ、明白ナ
ル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス
○議長(柏谷義三君) 長岡政府委員
(政府委員長岡隆一郎君登壇)
○政府委員(長岡隆一郎君) 原君ハ大臣ノ
答辯ヲ御要求ニナッテ居ルノデアリマシテ、
私ノ答辯デハ定メシ御不満足トハ思ヒマス
ケレドモ(發言スル者多シ)、マア一ツ雅量ヲ
以テ聽イテ下サイ、第一ハ労働者ノ定義ニ
付テ御質問デゴザイマシタガ、是ハ昨年モ
申上ゲマシタヤウニ、雇傭契約ノ下ニ立ツ
賃銀ヲ受クル、所謂筋肉労働者ダケヲ意味
シテ居リマス、ト申シマスノハ今日所謂精
神労働者、俸給衣食者ノ如キハ自ラ労働者
ト云フ自覺ヲ持テ居ル者カ少イ、又所謂
「サラリーメンス、エニオン」ハゴザイマス
ケレドモ、是ハ殆ド微弱デアリマシテ、世
人モ俸給衣食者ヲ以テ労働者ト認メテ居リ
マセヌ——認メテ居ラズ者ガ多イノデアリ
マス、隨テ社會ノ常識ガ段々變リマシテ、
俸給衣食者、精神労働者ト云フヤウナ者ヲ
労働者デアルト云フヤウニ社會通念ガ變リ
マシタキニハ、是ハ法ニ於テ精神労働者
モ労働者ト認メルヤウナ時機ガ來ルカモノ知
レマセヌ、併シ申上ゲル迄モナク、社會立
法或ハ勞働立法ト云フヤウナ事ハ、其時ノ
常識、其時ノ社會通念ニ依テ決マルモノ
デアリマスカラ、今日ノ社會常識、社會通
念ニ於テハ、マダ俸給衣食者ヲ以テ労働者
デアルト云フヤウナ域ニ達シテ居ラスト考
デアリマシタガ、此勞働組合法ハ決シテ法
ヘルノデアリマス、第一ハ法人ト云フヤウ
ナコトヲ強制スルコトハ、非常ニ組合トシ
テ迷惑デハナイカ、斯ウ云フヤウナ御質問

トハ自由デアリマシテ、此法人タルコトヲ希望スルモノ、即チ権利義務ノ關係ヲ明ニシタイト云フ者ハ、本法ニ依シテ届出ヲ致シマシテ、法人トナルコトハ自由デアリマスケレドモ、法人タルコトヲ希望シナイト云フ者ハ、此勞働組合法案以外ニ立ッテ事實上ノ存在ガアルト云フコトハ、決シテ否定致シマセヌ、又先程誰方カノ御質問ニアリマシタヤウナ國際勞働會議ニ勞働代表ヲ選出スル場合ニ於キマシテモ、本法ニ依ラル勞働組合以外ニ立ツ事實上ノ勞働組合トノ間ニハ、差別的待遇ヲ致サナイ積リデアリマス、ソレカラ第三ハ、此法案ノ第十九條ハ、内務大臣ノ解散權ヲ認メテ居ルガ、是ハ非常ニ亂暴デナイカト云フヤウナ意味ノ御質問デゴザイマシタガ、是ハ唯、法人トシテノ法的存在ヲ否認スルトキノ解散權デアリマシテ、事實上ノ解散權ハ法案ノ第十九條ニ規定シテ居リマシヌ、事實上其存在ニシテ居ルモノ、解散ヲ命ズルコトハ、是ハ治安警察法ニ據ラナケレバナラスト思テ居リマス、併ナカラ唯、勞働組合法ニ依法人トシテ存在シテ居ル法的存在ヲ否認スルト云フ意味ニ於テ、十九條ノ規定ガアルノデアリマシテ、其結社自體ヲ解散セシムルコトハ、勞働組合法十九條ノ以外ト御承知ヲ願ヒタイノデアリマス（拍手發言スル者多シ）

○議長（柏谷義三君） 静肅ニ願ヒマス

○議長（柏谷義三君） 井本君ノ動議、即チ本案ノ質疑打切ノ動議ニ御異議アリマセマスニ止メラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 井本君ノ動議、即チ本案ノ質疑打切ノ動議ニ御異議アリマセマスニ止メラレンコトヲ望ミマス

力

ス、仍テ質疑ハ打切ニ決シマシタ——日程變更ノ件、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題致シマス

○井本常作君 本案ハ議長指名、特二十八名ノ委員ニ付託セラレントコトヲ望ミマス

○議長（柏谷義三君） 井本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メテ、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○井本常作君 日程變更ノ動議ヲ提出致シマス、即チ茲ニ政府提出、朝鮮事業公債法改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、關東州事業公債法中改正法律案、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案ノ四案ヲ一括上程シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メテレンコトヲ希望致シマス

○議長（柏谷義三君） 井本君ノ日程變更ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（柏谷義三君） 御異議ナシト認メテ、朝鮮事業公債法改正法律案、臺灣事業公債法中改正法律案、關東州事業公債法中改正法律案、臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案、右各案ヲ一括シ其ノ第一議會ヲ續テ開キマス、委員長牧山耕藏君候此段及報告候也

Digitized by srujanika@gmail.com

昭和二年三月十日

委員長 牧山 耕藏

衆議院議長柏谷義三殿

希望條項

一政府ハ圖們鐵道買收ニ付テハ昭和五年

度ニ於テ行フ計畫ナルモ之ヲ變更シ昭

和三年度ニ繰上ケ買收セラレムコトヲ

望ム

二今回政府ノ提案ニ係ル朝鮮鐵道ノ新規

計畫ハ曩ニ第五十一回議會ニ於テ貴衆

兩院ノ要望建議ニ比スレハ十分ナラズ

ト雖帝國財政ノ現狀ニ鑑ミ已ムヲ得サ

ルヲ以テ民間ノ資力ニ依リ私設鐵道ノ

促進發達ヲ期セサルヘカラス依テ政府

ハ之カ助長ニ付更ニ適切ナル方法ヲ講

セラレムコトヲ望ム

臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年三月十日

委員長 牧山 耕藏

衆議院議長柏谷義三殿

關東州事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年三月十日

委員長 牧山 耕藏

衆議院議長柏谷義三殿

臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法

律案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

一臺灣官設鐵道用品資金會計法中改正法
律案(政府提出)右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和二年三月十日

委員長 牧山 耕藏

衆議院議長柏谷義三殿

○牧山耕藏君登壇

○牧山耕藏君只今上程サレマシタ朝鮮事

業公債法改正法律案外三件ノ委員會ノ經過

並ニ結果ヲ御報告致シタイト思ヒマス、本

案ハ植民地ニ於ケル鐵道事業等ノ資金トシ

テ、約三億方圓ニ近キ公債ノ發行ヲ承認ス

ル重大法案ニアリマスルカラ、委員會ニ於

キマシテハ極メテ慎重ニ審議ヲ重ネタノデ

アリマス、委員會ヲ開キマスルコト十一

回、速記錄ハ約二百頁ヲ埋メテ居ルノデア

リマス、速記錄ハ第十回マデハ既ニ印刷ガ

出來上ツテ、諸君ノ御手許ニ配付サレテア

ルノデアリマシテ、本日ノ午後二時ニ本案

ヲ決定致シマシタカラ、經過ノ大要ハ速記

錄ニ譲リマシテ、結果ニ付テ大體御報告申

上ダタイト思ヒマスガ、經過ニ付キマシテ

ハ議論ノアリマシタ點ニ付テ、極テ簡単ニ

御報告ヲ致シタカラ、經過ノ大要ハ速記

テハ、此協賛ヲ經タ年度割ニ於テ十分ニ遂

行ヲスル確信ヲ持テ居ル、ト云フコトヲ言

ハ是ガ繰替支辨ノ爲メ借入ヲナサントスル

モノデアリマス、此公債財源ニ依リマスル

使途ハ圖們線、惠山線、滿浦線、東海線、

慶全線ノ新規鐵道ノ建設及び改良費トシテ
二億三千九万餘圓並ニ朝鮮鐵道會社所屬慶

南線、全南線、慶東線、全北鐵道會社線、

圖們鐵道會社線、合計五線ノ私設鐵道ヲ二

ハ、朝鮮ノ統治上幾多ノ重要ナル質問ガ現

マレタノデアリマスガ、其最モ重大ト認メ

マスル質問應答ノ二三ヲ簡單ニ御紹介申上

ダマスルト、委員會ニ於キマシテハ總督府

ハ從來朝鮮ノ鐵道計畫トシテ咸鏡線、平元

線、其他港灣等ニ對シテ重大ナル計畫ヲ立

テラレ、又近クハ朝鮮ノ財務機關ノ獨立、

即チ内地ト同様ノ財務機關ヲ獨立セシメ

テ、財務局ノ所管トスルト云ノ案ヲ議會ニ

提出サレマシテ、此豫算ニ對シテハ我ガ帝

國議會ハ滿場一致ノ以テ協贊ヲ與ヘタノデ

アルガ、此案ノ通過スルヤ朝鮮總督府ニ於

テハ、直ニ之ヲ放棄シテ實行サレナカッタ、

斯様ナ過去ノ實蹟三顧ミテ果シテ今後十二

箇年ニ瓦ル所ノ八百餘哩ノ鐵道網ガ豫定ノ

如ク遂行セラル、確信ヲ有スルヤナカッタ

問ガ現レタノデアリマス、之ニ對シテ朝鮮

總督府ノ湯淺政府委員ハ、成程朝鮮ニ於テ

財政上ノ都合ニ依リ當初ノ計畫ヲ遂行スル

能ハズシテ、年度ノ更改ヲ試ミタコトハア

ルガ、其都度議會ノ協贊ヲ經テ居ル、協贊

ヲ經タルモノニ對シテハ豫定ノ通リノ進行

ヲ致シテ居ル、尙ホ今回ノ鐵道計畫ニ對シ

明セラレタノデアリマス、次ニハ從來歷代

ノ政府ハ朝鮮ノ鐵道政策トシテ、釜山ヨリ

新義州ニ到ル所ノ縱貫鐵道ヲ複線トシ、又

安奉線ヲ複線トシ、サウシテ奉天ヨリ長春

ニ至ル所ノ單線ヲ複線トスルト云フコトヲ

ガ、帝國々防ノ完キヲ期スル上ニ於テ、極

テ必要ナル計畫デアッテ、此計畫ヲ遂行シ
ナケレバナラヌト云フコトヲ力説セラレテ

居ヲタノデアルガ、今回提案サレマシテ所

ノ朝鮮鐵道網ノ上ヨリ見マスルト云フト、

ニ御相談ノ上ニ此鐵道敷設法ヲ計畫サレタ

ノデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、今

回ノ鐵道網ノ計畫ハ主トシテ朝鮮内地ノ產

業ノ開發ニ重キヲ置イタノデアルケレド

モ、尙ホ國防ノ方面ヨリ十分考慮ヲ拂シテ、

軍部當局トモ、ソレト交渉ヲシテ此案ヲ

定メタト云フコトデアリマシタ、次ニハ吉

会鐵道ノ問題ニアリマスガ、吉林ヨリ會寧

ニ到ル鐵道ノ開設ハ、是ハ唯、單ニ帝國ノ

利益ノミハナイ、日支兩國ノ經濟的利益

ノ増進ヲ圖ル上ニ於テモ、極メテ必要ナル

鐵道デアルカラ、政府ハ支那ノ當局ト十分

ニ交渉ヲ重ネテ、一日モ早ク此鐵道ガ敷設

サルコトヲ希望スル、此事ニ對シテ外務大臣ノ所見如何ト云フ質問ガ現ハレマシタ

ガ、幣原外務大臣ハ此鐵道敷設ノ必要ナル

コトニ付テハ諸君ト同感デアルガ、政府ト

シテ之ニ付テ目下直接交渉ヲ進捗セシメテ

ハ居ナイガ、民間ノ有力者ニ依シテ此計畫

ノ遂行サレツ、アルコトヲ聞イテ居ルト云

フ意味ノ答辯デアリマシタ、次ニハ朝鮮ノ

國有鐵道ノ延長敷設ト相俟テ、私設鐵道

ノ普及促進ヲ圖ラナケレバナラヌノデア

ル、此事ニ付テハ昨年ノ議會ニ於テ貴族院

ニ於テモ衆議院ニ於テモ、各派聯合一致ヲ

以テ政府ニ建議要望ヲシタノデアルガ、政

府ハ之ニ對シテ如何ニ考ヘテ居ルカ、尙ホ

朝鮮ノ私設鐵道補助法ヲ改正シテ、社債ノ

制限ヲ倍額ニスルト云フコトモ私設鐵道ノ

助長ヲ圖ル一策デアルガ、此點ニ向シテ如

何ニ考ヘテ居ラレルカト云フコトノ質問ニ

對シマシテ、政府ハ此事ニ付テハ法規ノ改正ヲ伴フ問題デアルガ、大ニ努力ヲスルト云フ答辯デアリマシタ、其他朝鮮ノ港灣政策、林業政策或ハ朝鮮ノ保留炭田ノ處分、水力電氣ノ許可問題等ニ付テ、幾多ノ質問應答ガアツタノデアリマスルガ、是ハ速記録ニ譲ルコトニ致シマシテ、此處ニハ御報告ヲ省略致シマス、本日討論ノ前ニ當リマシテ本案ノ贊否ヲ決スル上ニ於テ極メテ重大ナル質問ガアルト云フコトデ、政友本黨ノ寺田市正君ヨリ大藏大臣ノ出席ヲ求メテ、次ノ如キ質問ガアツタノデアリマス、是ハ言葉ガ間違ヒマシテハイケマセヌト思ヒマシテ、速記録ヨリ其要旨ヲ書抜イタノデアリマスルガ、寺田君ノ質問ハ今回買收スペキ朝鮮ニ於ケル私設鐵道中、圖們鐵道ハ大正八年三月齊藤總督ニ於テ二呎六吋ノ狹軌ニテ敷設ヲ許可シタルモノナルガ、政府ハ昭和五年度ニ於テ四百八十二万餘圓ヲ以テ之ヲ買收シ、更ニ廣軌鐵道ニ改築スル爲メ四百六十五圓ニシテ、其益金三箇年平均額ハ三分五厘ニ激增スルモノト見込ミ、買收ノ日即チ昭和五年ニ於ケル建設費ヲ三百七十七万圓ト算定シ、之ニ對シ公債額面四百八十二万五千六百圓ヲ交付スルコト、ナシ居レリ、之ヲ昭和三年度ニ繰上げ法令ノ定ムル所ニ依リ、建設費以內ニ於テ買收スルコト、スレバ、同年度ニ於ケル建設費ハ三百六十八万圓、此公債換算額四百二十六万四千二百圓ニシテ國家ハ差引約六十万圓ノ利益トナルベシ此趣旨ニ依リ該鐵道ヲ昭和三年度ニ繰上げ買收スルヲ妥當ナリト認ム政府ノ所

見如何」ト云フ質問デアリマシタ、之ニ對シテ片岡大藏大臣ハ斯ノ如キ答辯ヲサレタノデアリマス、是ハ速記録ヨリ抜抄致シマシテ、茲ニ讀上ダルノデアリマス「片岡大藏大臣圖們鐵道ヲ買收致シマスニ付テ年度ガ後ニナリマスト、自ラ價額ガ高クナル、ソレ故ニ昭和三年度ニ之ヲ買收スルコトニナレバ、國家ニ益スル所が多イ、此趣旨ノ下ニ速ニ買收ヲスル考ハナイカト云フ御趣旨ト存ズルノデアリマス、承ル所ニ依テ考ヘマスレバ、國家ノ少シデモ良クナルコトヲ圖ルコトハ、當然考ヘナケレバナラヌコトデアリマス、ソレ故ニ政府トシテハ特別委員諸君ノ御希望ヲ爲ト考慮致シマシテ、成ベク速ニ之ヲ實行スルコトニ努メタイト思ヒマス、是ダケ御答ヲ致シマス」ト云フ答辯デアリマス、更ニ討論ニ入リマシテ、政友會ノ本田義成君ヨリ、先刻ノ片岡國務大臣ノ御聲明ハ少々聽取リ惡イ點ガアッタカラ、今一應伺ヒタイト云フ意味ノ御質問ダ現ハレマシテ、片岡大藏大臣ハ更ニ斯様ナ答辯ヲサレタノデアリマス「片岡國務大臣餘程明瞭ニシタ積リデアリマシタガ、即チ特別委員諸君ハ、此買收ヲ昭和三年度ニ行へバ、五年度ニ實行スルヨリハ國家ニ益スル所ガアル、ソレ故ニ早ク實行シテ欲シイト云フ御趣旨ノ下ニ御質問ガアッタト思マス、之ニ對シテ私ハ國家ノ益ヲ圖ルト云フコトハ、政府當局トシテ當然努メナケレバナラヌ事柄デアル、ソレ故ニ特別委員諸君ノ御希望ヲ考慮シテ、成ベク速ニ之ヲ實行スルコトニ努メタイト存ジテ居リマス、斯ウ申上ダタノデアリマスカラ、餘程徹底シテ居ル積リデアリマス」ト云フ御答辯デアリマス、ソコデ委員會ニ於キマシテハ、片岡國務大臣ノ圖們鐵道線上買收ニ關スル件聲明ヲ信賴致シマシテ、左記二項ノ希望條

件ヲ附シテ、全會一致ヲ以テ可決致シタク
デアリマス「希望條件一、政府ハ圖們鐵道
買收ニ付テハ昭和五年度ニ於テ行フ計畫
案ニ係ル朝鮮鐵道ノ新規計畫ハ曩ニ第五十
一議會三於テ貴衆兩院ノ要望建議ニ比スレ
バ十分ナラズト雖モ鐵道財政ノ現狀ニ鑑ミ
已ムヲ得ザルヲ以テ民間ノ資力ニ依リ私設
鐵道ノ促進發達ヲ期セザルベカラズ仍テ政
府ハ是ガ助長ニ付テ更ニ適切ナル方法ヲ講
ゼラレンコトヲ望ム」次ニ臺灣事業公債支
中改正法律案ニ付キマシテ、其改正ノ要旨
ハ現行ノ法定額ハ一億三千三百八十万圓ニ
アリマシテ、今回ノ追加額ハ千七百八十九
万七千四百圓デアリマス、此中ニ交付八
債ガ、即チ鐵道ヲ買收スル爲ニ發行スル所
ノ交付公債ガ四百三十三萬一千四百圓含メ
レテ居ルノデアリマス、現行法定額ニ對ニ
ル起債餘力ガ一百四十一萬八千六百六十九
圓ニ錢アルノデアリマシテ、差引所要額ハ
一億五千二十四万八千七百三十圓九十八
錢デアリマシテ、實際ノ改定額ハ一億五千三
十萬圓ニ私設鐵道買收ニ要スル經費ガ公債
デ四百三十三萬一千四百圓デアリマス、尙ホ
南間五十七哩、並ニ高尾、臺南間二十八哩
八分ノ複線工事費ト、二水停車場外車埕門
十八哩ノ私設鐵道買收ニ要スル經費ガ公債
デ四百三十三萬一千四百圓ノ増額スル爲ニ、
台灣官設鐵道用品資金會計法中改正法律案ハ、
連ニ於ケル水道擴張工事費ニ必要ナル資金
ヲ公債ニ依テ支辨シタイト云フコトニ
尙ホ關東州事業公債法中改正法律案ハ、太
阿里マシテ、公債支辨額ハ六百四十萬圓ニ

明洋算業八、續法故王法津案

臺灣事業公債法中改正法律案
第二讀會(確定議)

關東州事業公債法中改正法律案
第二議會(確定議
第二讀會(確定議

臺灣官設鐵道用日呂資金會計法中改正法
律案 第二讀會(確定議

〔異議ナシ〕リ呼_フ者_ハリ

是致シマシタ——次ハ日程第三及第四ハ同様ノ議案ナルニ依リ、一括シテ議題トスル

御異議ナリマセヌカ

、仍テ日程第三、大正十四年法律第五十
號中改正法律案、日程第四、關稅定率法

其第一讀會ヲ開キマス——片岡大藏大臣

第三 大正十四年法律第五十一號中改
正法律案(關東州ノ生産品輸入稅免
除ノ件)(政府提出)

第一讀會
大正十四年法律第五十一號中改正法
律案

大正十四年法律第五十一號中左ノ通改正
ス

第一項中「本法別表ニ掲タルモノノ輸入
稅ハ之ヲ免除ス」ヲ「本法別表甲ノ項ニ掲タル
モノノ輸入稅ハ之ヲ免除シ本法別表乙
號ニ掲タルモノノ輸入稅ハ關稅定率法別
表輸入稅表ニ依ラズ本法別表乙號ニ依
ル」ニ改ム

第二項中「前項ノ規定ニ依リテ輸入稅ノ
免除ヲ受タル物品」ヲ「前項ノ規定ノ適用
ヲ受クル物品」ニ改ム

〔別表〕ヲ「別表」甲號ニ改ム

別表輸入稅表番號第七十二號ノ内ノ項中
「綿羊革」ヲ「綿羊革」ニ改ム

同第一百五十一號ノ二ノ項中「一五一ノ二」
ヲ「一五一ノ二」ニ改ム

同第一百六十九號ノ項中「一六九」ヲ「一六
九ノ内」ニ改メ「硫酸曹達」ノ下ニ「精製
モノ」ヲ加フ

同第一百四號ノ項ヲ削ル

同第一百二十九號ノ内ノ項中「及コール
タール分餾物」ヲ削ル

同第二百七十八號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一
項ヲ加フ

同第二百四號ノ項ヲ削ル

同第二百二十九號ノ内ノ項中「及コール
タール分餾物」ヲ削ル

同第二百七十八號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一
項ヲ加フ

二八〇 黃麻織絲

乙號
輸入稅
番號

品

大豆硬化油(關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料ト
シタルモノ)

別號ニ掲ケサル布帛製品
麻布(他ノ植物纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)及關
東州ノ生産ニ係ル油ヲ原料トシタルモノ

三四三

二ノ内地、朝鮮臺灣又ハ樺太ノ生産ニ係ル亞
太豆硬化工業(關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料ト
シタルモノ)

備考 従量稅率ノ單位ハ圓トス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
附則

乙號	輸入稅 番號	品	大豆硬化油(關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料ト シタルモノ)	別號ニ掲ケサル布帛製品 麻布(他ノ植物纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)及關 東州ノ生産ニ係ル油ヲ原料トシタルモノ
三四三	二二〇ノ内	大豆硬化油(關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料ト シタルモノ)	大豆硬化油(關東州ノ生産ニ係ル大豆油ヲ原料ト シタルモノ)	別號ニ掲ケサル布帛製品 麻布(他ノ植物纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)及關 東州ノ生産ニ係ル油ヲ原料トシタルモノ
每百斤	一・二〇	一	二・八五	二・八五

同第二百三十二號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一
項ヲ加フ
三四三 別號ニ掲ケサル布帛製品
二ノ内地、朝鮮、臺灣、樺
太又ハ關東州ノ生産ニ係ル
綿布及關東州ノ生産ニ係ル
油ヲ原料トシタルモノ

同第三百二十六號ノ内ノ項ノ次ニ左ノ一
項ヲ加フ
三四三 別號ニ掲ケサル布帛製品
二ノ内地、朝鮮、臺灣、樺
太又ハ關東州ノ生産ニ係ル
綿布及關東州ノ生産ニ係ル
油ヲ原料トシタルモノ

第四 關稅定率法中改正法律案(政府
提出) 第一讀會

關稅定率法中改正法律案

第一讀會

第二十二號中「一〇〇」ヲ「一八〇」ニ
改ム
第五十三號中「二九六〇」ヲ「三六九〇」ニ
改ム

同第二十二號中「一〇〇」ヲ「一八〇」ニ
改ム
第五十三號中「二九六〇」ヲ「三六九〇」ニ
改ム

二於キマシテモ其趣旨ヲ適當ト認メマスル
ノデ、是等物品ノ關稅率ヲ適當ニ改正致シマ
スル爲メ、茲ニ重ねテ關稅定率法中改正法
律案ヲ提案シタ次第アリマス、何卒兩案
共御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ希望
致シマス(拍手)
○議長(柏谷義三君) 別ニ質疑ノ通告モア
リマセヌ、日程第五、右各案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○議長(柏谷義三君) 別ニ質疑ノ通告モア
リマセヌ、日程第五、右各案ノ審査ヲ付託
スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○國務大臣(片岡直溫君) 只今議題トナリ
マシタニ付キマシテ説明ヲ致シマス、
政府ハ曩ニ第五十議會ノ協賛ヲ經マシテ、
大正十四年法律第五十一號ヲ制定シ、一面
關東州ノ產業開發ニ資スルト共ニ、他面本
邦物資ノ補給ヲ潤澤ナラシムルノ趣旨ニ於
テ、同年六月以降關東州ノ生産ニ係ル物品
ノ輸入稅ヲ免除スルコト、致シタノアリ
マス、而シテ爾來一年八箇月間ノ實績ニ徴
シマスレバ、同法ハ漸次其目的ヲ達シテ、
アルモノト認メラル、ノデアリマス、然ル
ニ特殊ノ物品ニ對スル本邦及關東州ノ生產
並ニ需給ノ狀況等ニ鑑ミマシテ、更ニ右法律
掲記ノ物品ニ對シマシテ、黃麻織絲外三種ノ
物品ヲ追加致シ、且ツ大豆硬化油及布帛製
品ノ一部ニ對シテ、其輸入稅ヲ輕減スルノ
趣旨ニ於テ特別ノ關稅ヲ課シ、以テ同法
制定ノ目的ヲ達成セシムル上ニ於テ遺憾ナ
カラシムルヲ必要ト認メマスト同時ニ、昨
年ノ關稅定率法改正ノ結果條文ヲ整理スル
爲メ、茲ニ本改正法律案ヲ提出致シマシタ
ル次第アリマス、次ニ關稅定率法改正法
律案ノ提案ニ付テ説明ヲ致シマス、政府ハ
過日本議會ニ關稅定率法中改正法律案ヲ提
出致シマシタガ、其後關稅調查委員會ハ審
議ノ結果、客年本院ニ於テ附帶希望ヲ附セ
アリト答申ヲ致シテ參りマシタガ、政府ハ
午後五時四十二分散會

〔參照〕 前號(速記録第二十二號)四八頁武藤全吉君演説ノ終へ入ルヘキ参照

高橋委員ノ登録税法改正案ニ關スル

質疑ニ對スル答辯要領

一 現行登録税法第一條第三號ノ登録税

(大正十四年度分)ノ收入額如何

答 一、三三三、四八五圓

二 同 第四號同上

答 三四、五九一、三六七圓

三 改正登録税法第一條第二號ノ登録税

ノ昭和二年度收入豫算額及計算ノ根據

如何

答 収入豫算額

一、三三三、四八五圓

計算ノ根據 大正十四年度收入額

ヲ基本トシ税率ノ改

正ニ因ル減收トテ

差引シ増減ナキモノ

トシテ計算ス

四 同 第三號同上

答 収入豫算額

一、三七〇、二四六圓

計算ノ根據 大正十四年度收入額

ヨリ増與ノ税率低下

ニ件ノ假裝賣買ノ減

少ニ因ル減收二五

九、一八八圓ヲ控除

シ其ノ殘額ノ三十五

分ノ二ヲ税率改正ニ

因ル減税額トシテ計

算ス

五 現行登録税法第三條第三號ノ登録税

(大正十四年度分)ノ收入額如何

答 一六七圓

六 同 第四號同上

答 一八六、〇三〇圓

七 改正登録税法第三條第二號ノ登録税

ノ昭和二年度收入豫算額及計算ノ根據

如何

答 豫算額 一一七圓

計算ノ根據 大正十四年度收入額
ノ十分ノ三分減税額
トシ之ヲ大正十四年
度收入額ヨリ控除算

出ス
少ナルヲ以テ增收額
ヲ計算セス

船舶ニ付テハ税額僅
額トシ之ヲ大正十四

年收入額ヨリ控除

算出ス

豫算額 一七一、一四八圓

計算ノ根據 大正十四年度收入額
二十五回ノ二ヲ減税

額トシ之ヲ大正十四

年收入額ヨリ控除

十 同昭和二年度收入豫算額及計算ノ根
據如何

答 昭和二年度ニ於ケル相續税ノ豫算

ハ大正十四年度以前五箇年度平均課

稅價格ヲ基礎トシテ算出シタル稅額

ヨリ年賦延納見込額ヲ控除シ之二十

五年度首現在年賦延納年割額(昭和

二年度分)等ヲ加算シタルモノトス

而シテ本稅ノ收入ハ年賦延納ニ屬ス

ルモノ其ノ大部分ヲ占ムルハ例年ノ

實況ナリ今前記既定ノ年賦延納年割

額中遺產相續ニ係ルモノヲ市セハ

一、〇四二千圓ナルモ内二十三條二

依ルモノト其ノ他ニ依ルモノトノ區

分不明ナルヲ以テ從テ二十三條ノミ

テ豫算額幾何ナルヤハ不明ニ屬ス

十一 現行登録税法第二條第三號及第三

條第三號ノ稅率ヲ改正スル理由如何

答 現行登録税法第二條第三號及第三

條第三號ノ稅率ハ同法第二條第四號

及第三條第四號ノ稅率トノ間差甚タ

シキ爲メ假裝賣買ニ依ル脫稅ヲ誘致

シ易キト他面小額資產ノ贈與ニ付負

擔過重ナル嫌アルヲ以テ之ヲ相當ナ

ル間差ニ改メタルモノナリ
名義ノ贈與トナルモノ之賣買ノ名義ニ
依リ登記スルモノノ登録税ノ通脱ヲ防
止シ得ヘシト爲ス其ノ程度並之ニ因テ
增加スヘキ登録税法第二條第三號及第
三條第三號ノ登録税額並減少スヘキ登
録税法第二條第四號及第三條第四號、
以上各號別ノ昭和二年度豫算ニ屬スル
登録税額如何

答 一、前項稅率ノ改正ニ因リ脱稅ヲ防
止シ得ヘキ程度ノ認定ハ甚々困難ナル
問題ナルモ左記ノ通り第二條第三號
ノ增收額及第二條第四號ノ減收額ヲ
見積レリ

二、右ノ増減稅額

第三條第三號

十 四 登録税法第二條第三號及第三條第
三號ノ不動產又ハ船舶ノ遺言、贈與其
ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得ニ對
スル登録稅率千分ノ六十又ハ千分ノ五
十ヲ千分ノ四十五又ハ千分ノ三十五ニ
低下セシムルニ於テハ

三號ノ不動產又ハ船舶ノ遺言、贈與其
ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得ニ對
スル登録稅率千分ノ六十又ハ千分ノ五
十ヲ千分ノ四十五又ハ千分ノ三十五ニ
低下セシムルニ於テハ

一 相續税法第二十三條ニ依ル相續稅
ノ賦課ニ付テ不動產及船舶ヲ課稅ノ
範圍外ト爲シタルコト即チ不動產及

船舶ニ贈與其ノ他ノ無償名義ニ因ル
所有權ノ移轉ニ付テハ比較的高率ナ
ル登録稅ノ賦課アルニ因ルト爲ス
ニ因リ其ノ遺產相續ニ對スル稅率ハ
舊ニ比シ著シク高メラレ、最高額ニ
稅ノ權衡ヲ失スルコトト爲ル、況シ
ヤ相續稅ニ付テハ大正十五年ノ改正
ニ對スルモノハ舊ニ二倍率ト爲リタル
コトヨリ之ヲ見レハ、之ニ對應セシ
ムルカ爲ニハ不動產及船舶ノ贈與其
ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得ニ
對スル登録稅率亦之ヲ高上セシムル
シテ部チ現行法ニ於テハ無償名義ト賣買
ノ各登録稅率較差乎分ノ二十五ナルモ
ノヲ千分ノ十二トナシ其ノ差ノ少トナ
スルモノト認メラル

二 相續稅ノ稅率ハ家督相續及遺產相
續共ニ去ル大正十五年ノ改正ニ依リ
著シク之ヲ高上セシメタリ、之ニ反
シテ不動產又ハ船舶ノ遺言、贈與其
ノ他無償名義ニ因ル所有權ノ取得ニ
對スル登録稅ノ稅率ヲ低下セシムル
ニ於テハ累進率ニ依ル相續稅ノ比
較的高キ部分ノ稅率ノ適用ヲ免カル
ノ目的ニ於テ不動產又ハ船舶ノ贈與
其ノ他ノ無償名義ニ因リ相續人ニ移

一 家督相續第一種三寸アハ
ナリト信ス、例之

課稅價格凡ソ十五萬圓
第二種ニ付テハ
同 十万圓

第三種ニ付テハ
五万圓

遺產相續第一種二付テハ
同
五万圓

同 第二種ニ付テハ
同 四万圓

6 同
第三種三付テハ
二万圓

ヲ超ユルモノニ付テハ、即チ其ノ相
價也、一トニ四五以二千高子稅率

續稅ハ千分ノ四十五以上ノ高キ税率
(其ノ最高率ハ實ニ
千分ノ二百十二至ル)ニ依テ課稅セラ

ルモノナルヲ以テ、其ノ相續稅ノ無償名義ニ因ル所有權ノ取得ノ登録稅ノ負擔ニ止ムル場合トハ實ニ顯著ナル負擔ノ差違ヲ生ス、而カモ其ノ負擔ノ減免ハ相續財產ノ多額ナルニ從テ大ト爲ルノ理ナレハ即チ大資產家ニ付テ特ニ此ノ例ノ相續稅ノ逋欠ヲ容易且有利ナラシムルのモノトナルニ或ハ夫レ不動産又ハ船舶ノ無償名義ニ因ル所有權ノ移轉ノ登録稅率高キトキハ、其ノ假裝賣買ノ方式ヲ以テスル登録稅ノ行ハルルニ止ラス、

更ニ進ムテ相續財産タルヘキ不動產
又ハ船舶ヲ亦假裝賣買ノ手段ニ因リ
即チ相續稅ノ逋脱ヲ勇敢テスルモノ
ヲ生スヘキカ如シト雖
2 1 假裝賣買ニ因ル登錄稅ノ逋脱ニ
付テハ本書第十三號ニ記述ノ如シ
ニ依リ其ノ所有權ヲ移轉セシメ
以テ相續稅ノ逋脱ヲ謀ルト謂フカ
如キコトハ、單ニ其ノ事柄ノ隱祕
的ニシテ且ツ容易ニ行ヒ得ヘカラ
サルモノニ屬スルノミナラス、斯
ノ如キモノニ付テハ、相續人カ當
該不動產又ハ船舶ノ買得資金ヲ自
ラ所持シタリト認メ得ルモノ以外
ハ其ノ買得ニ要シタル資金ノ出所
ヲ調査シ、若シ其ノ被相續人又ハ
親族若ハ本家ノ戶主又ハ家族ヨリ
給與セラレタルモノニ相當スル場
合ニ於テハ即チ相續稅法第二十三
條ニ依ル遺產相續稅ヲ賦課セラル
ヘキモノナルヲ以テ、斯ノ如キ行
爲ニ出ツルモノ殆ト皆無ナルヘシ
然ルニ贈與其ノ他ノ無償名義ニ
因ル所有權ノ移轉ハ親子親族間ノ
行爲トシテ公々然トシテ之ヲ行フ
コトヲ得ヘク而カモ相續稅法第二
十三條ノ規定ノ適用ヲ受ケサルヲ
以テ相續稅ヲ課セラルル憂ナク、
即チ公然且合法的ノ相續稅ノ逋脱

手段タリ得ヘシ、殊ニ其ノ相續率ハ反對ニ之ヲ低下セシムルニ於テハ倍々ノ方途ニ依ル脱稅心ヲ刺擊シ盡ノ害計リ知ルヘカラサルヲ生セ、

不動産及船舶ノ贈與ニ對シ相續登
ト登録税トノ連絡的課税ヲナスコ
ニ付テハ現行登録税法モ改正案モ
ナル處ナシ而テ相續税ノ税率ヲ高
ルノ故ヲ以テ必ス登録税率ヲ引上
サルヘカラサルノ理由ナク要ハ相
稅ト登録税トノ連絡的課税ヲ適當
ラシムヘキ登録税率ヲ幾何ニ定ム
キヤノ點ヲ決スレハ可ナリ

二 現行法千分ノ六十ノ税率、家督
續第一種ノ課税價格約八十萬圓ノ
均税率三匹敵シ小額不動産ノ贈與
對シテハ負擔過重ナルト且賣買ノ
率トノ間差大ナル爲メニ生スル假
賣買ニ依ル税ノ誘致ヲ防止スル
メニ之ヲ千分ノ四十五ニ低下シタ
モノナリ

尙相續税ニ於テハ七年以内ノ年賦
納ノ制度アリ又相續ニ因リ不動産
取得スル場合ニハ地方税ノ課税十
ニ贈與ニ因リ取得スルトキハ最高
分ノ三十二ノ不動産取得税ノ課税
受クルヲ以テ不動産ヲ贈與シテ相
稅ノ逋脱ヲ爲スモノナキモノト認

三 不動産及船舶ノ贈與ニ對シ相續

ヲ課セシムテ登録稅ヲ課スルハ實行
上ノ必要ニ出テタルモノナリ即チ不
動產及船舶ノ贈與ヲ相續稅法第二十
三條中ニ包含セシメントスルトキハ
登録稅法ニ於テ不動產及船舶ニ關ス
ル親族間ノ贈與ト非親族間ノ贈與ト
ノ間ニ稅率ヲ區別セサルヘカラサル
モ斯クテハ登記官吏カ登記ノ申請ヲ
受ケタル場合ニ於テ事實上調查困難
ムルノ弊ヲ生スヘキコト明ナルヲ以
テ不動產及船舶ノ贈與ニ關シテハ從
シメントスルモ却テ著シク登記事務
ノ進捗ヲ妨ケ權利關係ヲ不定ナラシ
ムルノ弊ヲ生スヘキコト明ナルヲ以
テ不動產及船舶ノ贈與ニ關シテハ從
シメントスルモ却テ著シク登記事務
來登録稅法ニ於テ課稅シ來レルモノ
ナリ此ノ趣旨ニ於テハ改正案ニ於テ
モ何等異ナルコトナシ而シテ登錄稅
ノ稅率カ相續稅ノ最高稅率ニ比シ低
難キモ之ヲ完全ニ防カントセハ登錄
稅ノ稅率ヲ相續稅ノ最高率ト同一ニ
ニ不拘之ヲ利用シテ相續稅ノ合法的
脫稅ヲ金圖スルモノヲ生スルハ保シ
率ナル場合ニ於テハ登錄稅率ノ如何
ニ不拘之ヲ利用シテ相續稅ノ合法的
稅率ヲ高メルトキハ小額ナル不動產
ヲ贈與スル者ノ負擔過重ヲ來スノミ
爲ササルヘカラス然ルニ登錄稅ノ
稅率ヲ高メルトキハ小額ナル不動產
リ益々假裝賣買ヲ助長スルノ嫌アリ
政府ハ寧ロ此ノ弊害ヲ慮リ千分ノ四
十五又ハ千分ノ三十五ニ低下シタル
モノナリ

十五万圓同	一、四一五、八五二	四	四九九五
二十万圓同	二七四、八五五	四	四六三七
三十万圓同	三四、五三四	一	二四、五三四
四十万圓同	一三五、〇〇〇	一	一三五、〇〇〇
五十万圓同	一	一	一
五十六万圓同	一	一	一
五十九万圓同	一	一	一
七十万圓同	一	一	一
八十万圓同	一	一	一
九十万圓同	一	一	一
百万圓同	一	一	一
百万圓ヲ超ユ ルモノ	一	一	一
合計	一	一	一
備考 本表ハ當初決定額ニ據レリ	一	一	一

四一五、八五二
二七四、八五五
三四、五三四
一三五、〇〇〇

四三、一八四
二八、八四八
三三、四八三
四七、四二八

二
八七三、六八八
五四五、〇〇〇
大一〇、四大五
七九〇、三八一

二六、二一九
七九八、六五七

二二九七
四、四七六、七一〇
一一〇、〇一三

一
三〇九八、三三八
七五八二八、八一〇

一
一五四、五四八
一、三三三、六七一

衆議院議事速記録第二十二號中正誤

頁段行誤
四七五四一床次
若楓正

